

平成 27 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

平成 27 年度の主な取組

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 （「事態対処型」から「計画的対処」へ）

平成 27 年度において、海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の除去等、環境に大きな影響をもたらすようなリスクが大幅に低減する一方、放射性廃棄物の安定的な長期管理がより一層重要となったことを踏まえ、監視体制の見直しを図った。このように様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、廃炉作業の状況等を踏まえ、平成 28 年 3 月に「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 28 年 3 月版）」を策定した。

（詳細な取組は、第 4 章第 1 節及び第 2 節に記載。）

(2) 新規制基準適合性審査・検査の実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて策定した新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等について、厳正かつ適切に審査・検査を行っており、平成 27 年 7 月 15 日に、四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉に関する設置変更許可を行ったほか、計 4 プラントの工事計画の認可、計 3 プラント（川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉並びに高浜発電所 3 号炉）の使用前検査合格証の交付等を行った。

（詳細な取組は、第 3 章第 2 節に記載。）

(3) もんじゅへの対応

保守管理等の不備に係る種々の問題が次々と発覚していた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅについて、平成 27 年 11 月 13 日、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、日本原子力研究開発機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること等について勧告を行った。

（詳細な取組は、第 3 章第 2 節に記載。）

(4) 原子力災害対策の充実

東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策や原子力災害時医療体制等について原子力災害対策指針に位置付け、原子力災害対策の充実に努めた。

(詳細な取組は、第7章第1節に記載。)

(5) 国際原子力機関 (IAEA) が実施する海外の専門家によるレビューの受入れ

原子力規制委員会は、平成25年の12月にIAEAが実施する総合規制評価サービス (IRRS) の受入れを決定してから自己評価書の作成を進め、平成27年10月、原子力規制委員会の審議を経て、IRRS ミッションチームへ自己評価書を提出した。その後、平成28年1月、IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。原子力規制委員会は、IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの及び自己評価の過程で浮き彫りにされた改善すべき事項について、IRRS ミッションの最終報告書の提示を待たずに、課題解決に向けた取組の検討を始めており、平成28年3月16日、IRRS において明らかになった課題とこれらの課題への平成28年度の対応方針を取りまとめた。

(詳細な取組は、第2章第2節に記載。)

目 次

第1章 総論（原子力規制委員会の組織）	1
第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保	5
第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	5
第2節 組織体制及び運営の継続的改善	14
1. マネジメントシステムの本格的な運用と改善	14
2. IRRS の受入れと指摘への対応	17
第3節 国際社会との連携	28
第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応	37
第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度	38
第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	39
第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	39
1. 規制制度や運用の継続的改善	39
2. 緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し	42
第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施 ...	43
1. 実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施	43
2. 核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査・検査の実施	51
3. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	57
4. 発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施	61
5. 敷地内破砕帯の活動性の評価	64
6. 火山活動のモニタリングに係る検討	66
7. もんじゅへの対応	67
8. 審査結果等の丁寧な説明	69
9. 放射線障害防止法に係る制度整備等	70
10. 核燃料取扱主任者試験及び原子炉主任技術者試験の実施等	74
第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	74
第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	75
第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	75
第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	84
第3節 放射線モニタリングの実施	85

第5章	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	87
第1節	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	87
1.	規制基準の継続的改善	87
2.	廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	90
第2節	安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	91
1.	安全研究の推進	91
2.	国内外のトラブル情報の収集・分析	94
第3節	原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	95
1.	人材の確保	95
2.	研修体系等の整備	96
3.	ノーリターンルールの運用方針明確化	98
第6章	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	99
第1節	核セキュリティ対策の強化	99
1.	核セキュリティ上の課題への対応	99
2.	核物質防護検査等の実施	103
第2節	保障措置の着実な実施	105
第7章	原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実	106
第1節	原子力災害対策指針の継続的改善	106
第2節	放射線モニタリングの充実	110
1.	緊急時モニタリング体制の充実・強化	110
2.	全国の環境中の放射線等の測定	111
3.	原子力艦寄港に係る放射能調査の実施	112
第3節	原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等	113
1.	緊急時対応能力の強化	113
2.	事業者防災の強化	114
付章	平成27年度の活動実績（資料）	115
第1節	原子力規制委員会の開催実績	115
第2節	各種検討会合等の実績	128
第3節	主な原子力施設の検査状況	153

第1章 総論（原子力規制委員会の組織）

原子力規制委員会は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は各関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法（昭和30年法律第186号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成24年9月に設置された。平成25年4月からは、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。また、平成26年3月1日には、原子力規制委員会全体の専門性を向上させるため、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

表1 原子力規制委員会の主な所掌事務

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 原子力利用における安全の確保（原子力に係る事業・施設、核燃料物質等の使用等に関する規制）(2) 核物質防護（核セキュリティ）に関する規制、関係省庁の事務の調整(3) 放射線モニタリングに関する関係省庁の事務の調整(4) 原子力利用における安全の確保に関する人材育成(5) 原子炉の運転等に起因する事故やその被害の原因究明(6) 原子力災害対策指針の策定等(7) 国際約束に基づく保障措置に関する規制(8) 放射線による障害の防止（放射性同位元素等の規制）(9) 放射線モニタリングの実施 <p>※(7)～(9)の事務は平成25年4月から所掌している。</p> |
|---|

(1) 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会（平成 25 年 1 月 9 日）において、組織理念を定めた。ここでは、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」という使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する 5 つの活動原則を掲げている。

表 2 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

(2) 委員長・委員

原子力規制委員会は、委員長及び4人の委員から構成されている。

平成27年9月18日に、更田豊志委員及び中村佳代子委員が任期満了を迎えた。平成27年9月19日には、更田豊志委員が再任されるとともに、新しく伴信彦委員が着任した。また、平成27年度第28回原子力規制委員会（平成27年9月9日）において、委員長の職務を代理する委員の順位について決定した（表3参照）。

表3 原子力規制委員会委員長・原子力規制委員会委員

	平成24年9月19日～ 平成26年9月18日	平成26年9月19日～ 平成27年9月18日	平成27年9月19日～
委員長	田中 俊一	田中 俊一	田中 俊一
委員（委員長代理）	島崎 邦彦	更田 豊志	更田 豊志
委員（委員長代理第二位）	更田 豊志	田中 知	田中 知
委員（委員長代理第三位）	中村 佳代子	中村 佳代子	石渡 明
委員（委員長代理第四位）	大島 賢三	石渡 明	伴 信彦

(3) 原子力規制庁の組織

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が、人材育成・研修機能は原子力安全人材育成センター（施設等機関）が担う。平成28年3月末現在の定員は968名、平成27年度予算は59,413*百万円（補正後）である（表4及び図1参照）。

表4 原子力規制委員会の平成27年度予算（補正後）の内訳

（百万円）

	平成27年度 予算額（補正後）
一般会計	9,112
エネルギー対策特別会計	46,710
東日本大震災復興特別会計*	3,591
合 計	59,413

※すべて復興庁に一括して計上されている。

* 復興庁に計上されている東日本大震災復興特別会計を含む。

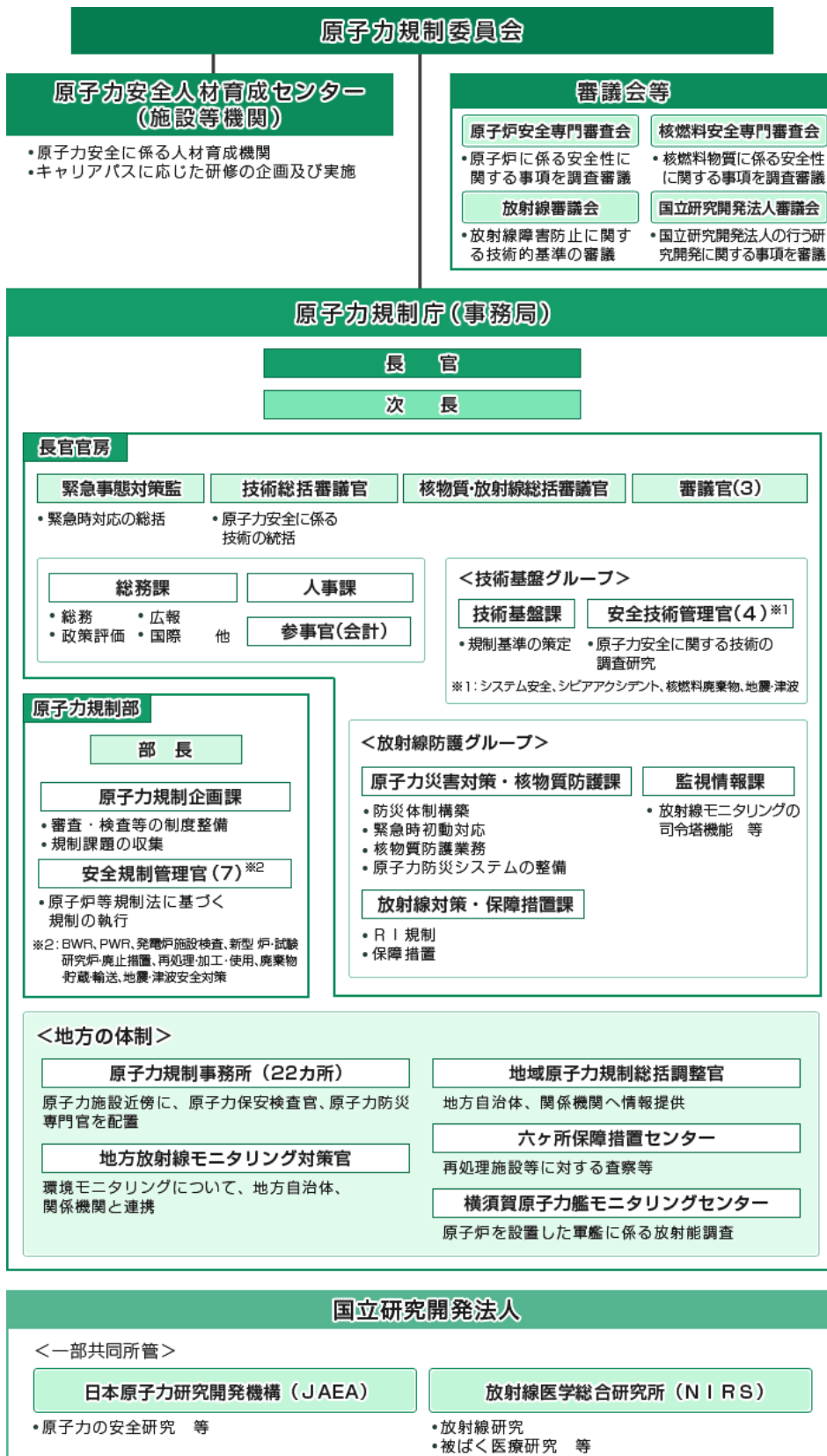


図1 原子力規制委員会の組織(平成28年3月末現在)

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時対応」を組織理念として、様々な課題に取り組んでいる。

第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

(1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関において、組織理念の重要な要素として掲げられている。独立性の高いいわゆる「3条委員会」として設置された原子力規制委員会は、平成24年度に定めた組織理念において、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、前年度に引き続き、科学的・技術的な見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行った（原子力規制委員会の開催状況等については付章第1節表1及び表2参照）。

(2) 中立性の確保

原子力規制の信頼を回復するためには、意思決定に関与する者の中立性を確保することが不可欠である。このため、原子力規制委員会は、平成24年度第1回原子力規制委員会（平成24年9月19日）において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を定め、委員長及び委員の、在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や就任前3年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めた。平成27年9月19日に新たに着任した伴委員に係る情報については、就任日に公開した。なお、原子力規制委員会発足時から就任している田中委員長及び更田委員に係る情報については人事案が国会に提示された際に公開しており、平成26年9月19日に着任した田中知委員及び石渡委員に係る情報については、就任日に公開している。

また、平成24年度第4回原子力規制委員会（平成24年10月10日）においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあつ

での透明性・中立性を確保するための要件等について」を定め、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について、事業者との関係に関する情報の公開を徹底することとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合に外部有識者を活用する際には、当該外部有識者に、直近 3 年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として 1 年度当たり 50 万円以上の報酬の受領、当該個別施設の過去の審査への関与がないことを確認し、外部有識者として選定することとした。原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会委員の任命に当たっても、同様の要件等を定めた。

平成 27 年度においては、前年度に引き続き、この要件等に基づいて、各種検討会合等に属する外部有識者から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ウェブサイトに掲載し、公開した。

(3) 透明性の確保

原子力規制行政に対する信頼を回復するためには、意思決定過程の透明性を確保することが重要である。原子力規制委員会は、意思決定までの経緯及び議論の内容を明らかにするため、原子力規制委員会が発足した平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）で決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」において、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針として定めた。また、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等の議事、議事録及び資料を原則として公開することとした。

原子力規制委員会は、前年度に引き続き同方針に基づいて、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せや原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告した。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開した。

また、原子力規制委員会は、原子力規制委員会及び検討会合等を、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」及び「原子力規制委員会議事運営要領」等に基づき、原則として公開で開催した。また、インターネット動画サイトの「YouTube」及び「niconico」において、委員会及び各種検討会合等を生中継するとともに、生中継しないものに関しても、録画及び要約版の公開を行った。さらに、前年度に引き続き、動画視聴者の利便を図るため、委員会及び検討会合等の資料を会議の開始と同

時に原子力規制委員会ウェブサイトで入手できるよう掲載するとともに、議事録についても、委員会については開催の翌日、各種検討会合等については、開催から1週間後を目途にウェブサイトに掲載した。

また、前年度に引き続き、原子力規制委員会委員長定例記者会見を週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週2回、それぞれ実施した。(平成27年度中に延べ154回の記者会見を実施)。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等と同様に生中継、録画の公開を行い、議事録については、可能な限り、原子力規制委員会委員長会見は同日中、原子力規制庁定例ブリーフィングは翌日中にウェブサイトに掲載した。

(4) 外部とのコミュニケーションの充実

国内の多様な意見を聴くため、各種検討会合等において外部有識者に参加いただくとともに、関係事業者からのヒアリングも積極的に実施した。また、規制者と被規制者の間で、規制内容について理解を深め、かつ、緊急時における迅速な対応をとるための関係を構築するため、透明性を確保することを前提に、被規制者との面談を積極的に実施した。

このほか、国内外の多様な意見を聴くため、外部とのコミュニケーションとして、以下のような取組を行った。

①事業者とのコミュニケーション

平成26年10月より、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者及び原子力部門の管理責任者と意見交換を行う場を設けてきた。

平成27年度は、前年度に引き続き、平成27年9月までに原子力規制委員会の場で6事業者と意見交換を実施し、当初予定していた12事業者との意見交換を終了した。意見交換においては、事業者が自主的に行っている安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等の聴取、一般社団法人原子力安全推進協会(JANSI)に対する事業者側の自主的な安全性向上に関する体制・枠組についての考えを主な論点とした。

事業者との意見交換の結果を踏まえ、平成27年度第37回原子力規制委員会(平成27年10月28日)において、それまでの総括及び意見交換の継続に当たっての考え方を議論し、事業者の安全に対する責任の意識を高め、原子力規

制委員会が多様な意見に耳を傾ける取組の一つとして有意義であったと評価する一方、論点の制限があったこともあり、意見交換の内容が深まらない面が見受けられたことを課題として挙げた。その結果、今後は、経営責任者が能動的に意見を述べ、より充実した意見交換とするため、事業者側から提案された議題等を含め、極力制限を設けずに規制に関することを意見交換の対象とすることとした。

この方針に従い、平成28年2月から、2事業者と意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行った（表5参照）。

表5 安全性向上に関する取組に係る経営責任者との意見交換の開催状況

相手方事業者	平成27年度における開催状況	
	第1巡目	第2巡目
九州電力株式会社	—	平成28年 2月 3日
四国電力株式会社	—	平成28年 3月16日
関西電力株式会社	—	—
北海道電力株式会社	—	—
東京電力株式会社	—	—
中部電力株式会社	—	—
東北電力株式会社	平成27年 4月22日	—
中国電力株式会社	平成27年 5月27日	—
北陸電力株式会社	平成27年 6月10日	—
日本原子力発電株式会社	平成27年 8月 3日	—
日本原燃株式会社	平成27年 8月26日	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	平成27年 9月30日	—

※九州電力、四国電力、関西電力、北海道電力、東京電力及び中部電力との第1巡目の意見交換は、平成26年10月から平成27年3月にかけて実施。

このほか、個別に課題を抱えている事業者の経営責任者と、原子力規制委員会において意見交換を行っている（表6参照）。

表6 事業者特有の課題に関する経営責任者との意見交換の開催状況

相手方事業者	開催状況	主な意見交換の内容
関西電力株式会社	平成27年10月27日	関西電力株式会社美浜発電所3号炉に係る審査の状況について
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	平成27年 5月26日	日本原子力研究開発機構の抱える課題に対する取組について
	平成27年11月 2日	もんじゅに関するマネジメントの課題と対策について

②地方公共団体等とのコミュニケーション

原子力規制委員会では、地方公共団体や全国知事会等の団体との面会を行っている。原子力規制委員会委員長は、平成27年8月20日に全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長と、平成27年8月24日に全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長と、面会を行った。また、原子力規制委員会委員長は、平成27年10月、8日間にかけて福島県を訪問し、14市町村の首長と面会を行い、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行った。さらに、原子力規制庁長官や次長も、地方公共団体の首長や全国知事会等の代表者との面会を行っている（表7参照）。このほか、原子力規制庁職員が、立地自治体、地域住民等に対し、新規制基準適合性審査の結果や原子力災害対策指針の内容について説明を行う等、原子力規制委員会委員長だけでなく様々なレベルで地方自治体とのコミュニケーションの充実に努めた。

表7 平成27年度における地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
5月28日	全国原子力発電所所在市町村協議会	長官
6月2日	愛媛県知事	長官
6月3日	島根県知事	長官
6月4日	鳥取県知事	長官
6月12日	四国4県議会正副議長会	長官
6月18日	美浜町長	次長
6月18日	滋賀県知事	長官
7月24日	原子力発電関係道県議会議長協議会	長官
9月18日	松江市長	次長
10月22日	美浜町長	次長
10月26日	愛媛県知事	長官
10月28日	富山県西部6市長	次長
11月13日	原子力発電関係道県議会議長協議会	長官
11月17日	島根県知事	長官
11月24日	滋賀県知事	長官
11月25日	敦賀市長	次長

③国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する 3 名の有識者に国際アドバイザーを委嘱している（表 8 参照）。これまで様々な機会を捉えて意見交換を行っており、原子力規制委員会の組織のあり方、規制活動への取組のあり方などを含む全般的な課題に関して国際アドバイザーから助言を受けている。また、その対応について、随時、原子力規制委員会で議論している。

平成 27 年度は、11 月に国際アドバイザーが来日し、原子力規制委員会委員長及び各委員との面談を実施して、「検査の実効性を高めるための取組」、「新しい制度の下での審査の状況」、「福島第一の廃炉作業の状況」、「職務に見合う能力を有する人材の確保及び育成」、「緊急時の放射能モニタリングに関する課題」等について意見交換を行い、後日、書面による助言を受けている（表 9 参照）。

表 8 国際アドバイザー

アンドレ・クロード・ラコスト Andre-Claude Lacoste	○仏原子力規制機関（ASN ² ）元委員長 ○平成 19 年の国際原子力機関（IAEA ³ ）による対日総合規制評価サービス（IRRS ⁴ ）団長
リチャード・A・メザーブ Richard A. Meserve	○米原子力規制委員会（NRC ⁵ ）元委員長 ○IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG ⁶ ）議長
マイケル・ウエイトマン Michael Weightman	○英原子力規制機関（ONR ⁷ ）元機関長 ○平成 23 年の IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム長

¹ 肩書きは、平成 28 年 3 月 31 日現在

² Nuclear Safety Authority

³ International Atomic Energy Agency

⁴ Integrated Regulatory Review Service

⁵ Nuclear Regulatory Commission

⁶ International Nuclear Safety Advisory Group

⁷ Office for Nuclear Regulation

表9 国際アドバイザーからの意見概要（平成27年11月に意見交換）

項目	意見
①検査	安全に関する出来事から特定されたリスク重要度の高い事柄に注視できるよう、検査制度には十分な柔軟性を持たせるべき。重要かつ長期の課題の最初のステップとして、ハイレベルの検査官の集団を構築することが考えられる。
②執行	違反の安全上の重要度、事業者の行為可罰性や適時な報告の有無、自発的かつ速やかな是正措置の有無、違反の期間と程度等に応じて、罰金や命令、刑事罰の適用など実行可能な執行ツールを幅広く保有すべき。執行方針に関する声明を出すことで、対応の透明性が確保できる。
③運転許可の更新	ライセンス更新を規定する法令の調整が適当。
④人材確保	献身的でやる気のある、極めて有能なスタッフの採用と維持は不可欠であり、原子力規制委員会で働くことが充足感とともに見返りもあるものであることを体現する努力が肝心。
⑤東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業	クリーンアップと廃止措置の全体的なアプローチにおいては、リスクを最も迅速に低減でき、かつ、最も廃止措置の進展に資する活動に対し、優先順位を与えるべき。

④国内外におけるその他のコミュニケーション

原子力規制委員会における各種検討会合において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用した。

また、原子力規制委員会は、原子炉等規制法施行令や原子力規制委員会規則の改正等に向けてパブリックコメントを実施している。平成 27 年度は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づくパブリックコメント（法定パブリックコメント）と基づかないパブリックコメント（任意パブリックコメント）とを合わせて 15 件実施し、広く国民の意見を参考にするとともに、当該意見に対する原子力規制委員会の考え方を公表した。

このほか、前年度に引き続き、原子力規制委員会ウェブサイト内の意見受付用ページやコールセンターを運用し、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えており、平成 27 年度においては、1 月平均で、ウェブサイト内のページに約 90 件、コールセンターに約 360 件の意見・質問が寄せられた。

表 10 平成 27 年度に実施した主なパブリックコメント

法定パブリックコメント	任意パブリックコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 <p style="text-align: right;">等 計 10 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書 ・日本電気協会「原子炉構造材の監視方法（JEAC4201-2007）[2013 年追補版]」に関する技術評価書 ・日本機械学会「設計・建設規格（JSME S NC1）、材料規格（JSME S NJ1）及び溶接規格（JSME S NB1）正誤表」（平成 27 年 4 月 27 日付け）並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表」（平成 27 年 4 月 21 日付け）に関する技術評価書 ・原子力規制委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 ・平成 28 年度海洋環境における放射能調査及び総合評価事業に関する民間競争入札実施要領 <p style="text-align: right;">計 5 件</p>

第2節 組織体制及び運営の継続的改善

1. マネジメントシステムの本格的な運用と改善

原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムについて、平成27年4月から本格的な運用を開始した（マネジメントシステム体系は図2参照）。

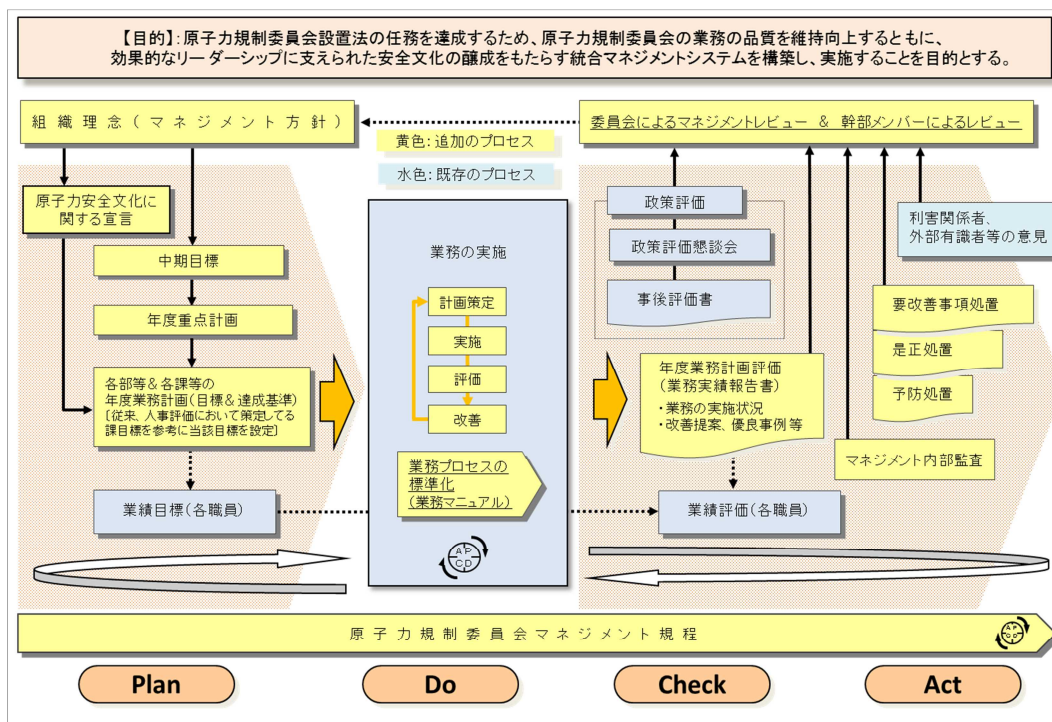


図2 原子力規制委員会のマネジメントシステム体系

また、平成27年度第10回原子力規制委員会（平成27年5月27日）において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。

表11 原子力安全文化に関する宣言

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識づけて我が国の安全文化の醸成に寄与する。

行動指針

1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何ものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

5. コミュニケーションの充実

安全の確保には、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自分に対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

平成 27 年度においては、このマネジメントシステムの下、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第 1 期中期目標」、「原子力規制委員会平成 27 年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成 27 年度第 58 回原子力規制委員会（平成 28 年 3 月 2 日）において本年度重点計画の実績・成果について評価を行った。この評価により、次年度に向けた取組を踏まえた「平成 28 年度年度重点計画」を平成 27 年度第 64 回原子力規制委員会（平成 28 年 3 月 30 日）において決定した。

また、平成 27 年度においては、主にマネジメントシステムの構築状況について内部監査を実施した。内部監査を強化するため、監査を踏まえた機動的な指導等が図られるように、平成 28 年度機構要求にて「監査・業務改善推進室」を要求し、政府案として容認された⁸。

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく原子力規制委員会の政策評価については、マネジメントシステムとの連携を図った上で、平成 26 年度実施施策の事後評価、平成 27 年度実施施策の事前分析を行い、平成 27 年 8 月 26 日に評価書を取りまとめた。

⁸ その後、平成 28 年 4 月 1 日、長官官房に「監査・業務改善推進室」を設置した。

2. IRRS の受入れと指摘への対応

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価（レビュー）の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス（IRRS）を実施している。

原子力規制委員会は、平成 25 年 12 月の IRRS ミッション受け入れ決定以降、IRRS ミッションチームに事前提出することとなっている自己評価書作成等の準備を行ってきた。約 2 年の準備期間をかけて自己評価書案をとりまとめ、平成 27 年度第 33 回及び第 37 回原子力規制委員会（平成 27 年 10 月 9 日及び平成 27 年 10 月 28 日）の審議を経て、IRRS ミッションチームへ自己評価書を提出した。

そして、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて IRRS ミッションチームが来日し、IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。このレビューは、原子力規制委員会・原子力規制庁や関係機関・被規制者等へのインタビュー及び原子力施設等への現地訪問により実施された。

IRRS ミッション最終日に行われたプレスリリースにおいて、IRRS ミッションチームの見解として、次の良好事例や勧告・提言事例が紹介されている。

< 良好事例 >

- ・独立性及び透明性を体現した、権限が強化された規制機関の設置に係る法的枠組みの構築や国家組織上の位置付けを行ったこと。
- ・原子力規制委員会が自然災害対応、重大事故対策、緊急時の対応や既存施設の安全性強化といった分野において、福島第一事故の教訓を日本の新たな規制の枠組みに迅速かつ実効的に反映させたこと。

< 勧告・提言事例 >

- ・原子力規制委員会は、有能で経験豊富な職員の獲得や、教育・訓練・研究・国際協力を通じた原子力及び放射線安全に関する職員の力量の向上に取り組むべき。
- ・日本の当局は原子力施設、放射線利用施設に対する原子力規制委員会の検査の実効性が担保されるよう、関連法令を改正するべき。
- ・原子力規制委員会は全ての被規制者とともに、常に問いかける姿勢を養うなど、安全文化の浸透に向けた努力を強化するべき。

原子力規制委員会では、IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの及び IRRS ミッション受入れのために行った自己評価の過程で浮き彫りにされた改善すべき事項について、最終報告書⁹の提示を待たずに、できるところから課題解決に向けた取組を開始する方針の下、既に検討を始めており、平成 27 年度第 60 回原子力規制委員会（平成 28 年 3 月 16 日）において、IRRS において明らかになった課題とこれらの課題への平成 28 年度の対応方針をとりまとめた（表 12 参照）。検査と執行、放射線源規制・放射線防護及び人材育成・確保の 3 つの課題については、特別な体制を設置したのち、これを中心にして具体的な対応方針を検討することとした（表 13 参照）。その他の課題については、既存の体制で対応することとし、これらの IRRS で明らかになった課題に対する取り組み状況については、原子力規制委員会マネジメントシステムの中で進捗管理を実施し、中期目標達成への寄与や有効性の評価を行っていくこととした。

今後、これらの課題等については、IRRS ミッションの最終報告書の内容を踏まえ、原子力規制委員会において審議のうえ必要な見直しを行う。

表 1 2 IRRS において明らかになった課題と平成 28 年度の対応方針

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
人材育成・確保		
1	（安全研究分野の JAEA との協力強化） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）における安全研究の強化、人材育成の観点から原子力規制庁と JAEA の研究分野の協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● JAEA 安全研究センターとの定期的な情報交換会を継続。原子力規制庁から JAEA への人材派遣について拡張・強化し、相互の人材交流の枠組みを年内に強化。 ● IAEA、OECD/NEA（経済協力開発機構原子力機関）等の国際共同研究プロジェクト活動への参画を効率的に行うため連携体制を年内に構築。

⁹ IRRS ミッションの最終報告書については、平成 28 年 4 月 22 日（日本時間 4 月 23 日）、IAEA から日本政府に提出された。

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
マネジメントシステム		
2	<p>(安全文化の構築)</p> <p>安全文化に関する宣言に基づく、高いレベルの安全文化を維持・向上させるための具体的な取組みの実施（研修・意識調査等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● IAEA が作成した安全文化の醸成に関する評価モデルや異業種等に見られる安全文化の醸成に関する意識調査の手法等を参考に、評価・調査モデルを導入（平成 29 年 4 月目途）。 ● 安全文化の維持・向上のための新たな研修プログラムを構築（原子力安全人材育成センターと連携）。 ● 委員との意見交換、職員同士による対話活動（事前にテーマを決めたフォーカスグループの作成等）を実施し、各職員の業務に反映する取組を実施。
3	<p>(統合マネジメントシステムの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制及び支援業務に関する統合マネジメントシステムの構築、文書化及び実施 ● 上記マネジメントシステムを構築するため、原子力規制委員主導による、複数年にわたる戦略的アプローチの実施 ● マネジメントシステムを体系的に策定し、各業務を統一された様式を用いて策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステム及びプロセスの体系化・文書化並びに運用実績から抽出されたマネジメントシステムの改善に関する中期的で戦略的なロードマップを作成。ロードマップの進捗状況及びマネジメントシステムの有効性は、継続的に確認・審議。 ● マネジメントシステムの体系化として、マネジメント規程を補完する文書について、原子力規制委員会マネジメント規程で示した要求事項の具体的な実施方法、プロセス体系図、文書体系等を示した文書となるよう作成。 ● プロセスの体系化・文書化として、現在各課において作成中のプロセスを文書化したマニュアルを完成させるとともに、原子力安全に直結するプロセス（コアプロセス）と事務的な管理プロセス（サポートプロセス）に分類した整理を行い、プロセス体系図を作成。

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
		<ul style="list-style-type: none"> ● マニュアル及びプロセス体系図を基に、横断的に複数の部等及び課等に共通するプロセスを統合化するための計画（体制、スケジュール）を作成し、実施。各マニュアルについては、フロー図、共通の様式を使用。 ● 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく PDCA サイクルを適切に実施し、継続的に改善。
4	<p>（年度業務計画策定するための関係者からの情報収集の強化）</p> <p>組織内の資源を効率的かつ効果的に活用する観点から、将来の業務需要を把握するための外部の利害関係者等からの情報収集を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年度上期に、年度業務計画を策定するために必要な外部の利害関係者等から得るべき情報（事業者からの許認可申請及び検査申請予定、学協会から民間規格のエンドース希望予定等）について特定。 ● 平成 28 年度下期に、特定した情報の収集を実施し、その情報を次年度業務計画に反映。 ● 次年度の内部監査で確認することにより、一層適切な計画策定に向けた強化。
規制制度		
5	<p>（規制に係る審査結果等の許認可取得者への連絡）</p> <p>規制に係る審査や評価の結果、さらなる規制当局としての期待、現行の課題を、許認可取得者に連絡するためのメカニズムの実効性の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力規制委員会内規「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」における文書による行政の徹底を推進するとともに、新規制基準適合性審査の審査結果やヒアリングでの指摘事項のウェブサイトでの公開を引き続き実施。なお、現状から向上すべき点等につき、許認可取得者に確認。

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
6	<p>(原子力安全とセキュリティのインターフェース)</p> <p>原子力安全とセキュリティに対する規制がより一層統合された形で行われるような仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の先進的な取組を把握するため、IAEA や米国、スイス等の取組について調査。 ● 海外の先進的な取組を参考にしつつ、原子力安全と核セキュリティの調和に係る実務が適切に行われるよう、被規制者の申請が他方の措置に干渉するかどうかについて被規制者が十分に評価することや、審査・検査における確認の仕組み作り等の取組を実施。また、原子力規制庁の核物質防護情報取扱者等を指定する制度の整備（平成 28 年度末目途）。
7	<p>(設置許可段階における品質保証)</p> <p>原子力施設の事業許可等申請段階における品質保証の要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置許可段階における申請者の品質保証の確保に係る審査の方法について検討。
8	<p>(一部設備の解体工事に対する規制)</p> <p>原子力施設の一部設備を解体・撤去する作業等であって、周辺監視区域の外側での線量限度を超えるおそれのあるものを規制対象とすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電所敷地内で設備の解体・撤去等の工事に係る放射線管理について、事業者に対して状況を確認し、必要に応じて対象工事の明確化及び審査基準の策定を検討。
9	<p>(運転期間にわたる廃止措置の考慮)</p> <p>原子力及び放射線関連施設の廃止措置を運転期間中でも考慮することを規制要求すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全性向上評価のガイドの改正において、運転段階からの廃止措置計画の策定及びその改定を盛り込む検討を早急に開始。
10	<p>(高経年化に関する認可等に係る手続き)</p> <p>高経年化に関する既存の 3 つの手続き（高経年化技術評価、安全性の向上のための評価、運転期間延長）の関係の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転期間延長認可申請で規制が要求している、劣化状況に関する技術的評価及び保守管理方針策定については、40 年目の高経年化対策制度においても同様に要求している事項であることから、運転期間延長認可申請したプラントにあつては、当該申請の添付資料を 40 年目の高経年化対策制度にも活用できるように、申請手続きの簡素化を検討。

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
11	(運転経験反映のための措置) 現行の運転経験反映プロセスの再評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来、不明確であった国内情報、研究炉等の情報収集の基準及びルートを明確化。 なお、本整理においては、安全上重要な事象が抜けることのないよう網羅性のある情報収集手法についても検討。 ● 原子力規制庁で検討された教訓については、一般社団法人原子力安全推進協会（JANCI）との間の連絡会を通じて事業者に提供。
ガイド等の策定及び見直し		
12	(定期的な規制要件及びガイドの見直し) 規制やガイドを定期的に評価し見直す体系的なプロセスの構築とその文書化	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準規則、規則の解釈及びガイド等について、適宜、評価・見直しを行う際の基本方針、スクリーニング手法、プライオリティ付け及び体制を明確化した文書を作成し、順次、見直しを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 旧組織（旧原子力安全・保安院、旧原子力安全委員会）からの指針、内部規定類の見直し計画の策定及び見直し ➤ 学協会規格の活用のあり方、学協会規格の見直し計画の策定及び見直し ➤ IAEA、OECD/NEA 等の国際知見を反映するためのプロセスの策定
13	(定期的な規制要件及びガイドの見直し) 原子力施設に係る審査ガイドの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の原子力施設に係る審査ガイドの充実を図る。 (基準を補完するガイド) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 28 年 6 月を目途に原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価ガイドの策定 ➤ 平成 28 年 9 月を目途に維持規格の技術評価及び規則の解釈への反映 (審査手順を示すガイド) <ul style="list-style-type: none"> ➤ これまで新規基準適合性審査の進め方については、体制、審査の進め方等の文書を個別に制定し業務を実施してきたが、個別の業務文書を統合し、業務マニュアルを策定。

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
14	(人的組織的要因の考慮) 人的及び組織的要因を設計段階で体系的に考慮することの要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のガイドを策定する中で、設計段階での人的及び組織的要因を考慮することを要求事項に盛り込む。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人的組織要因を考慮した原子炉制御室に関するガイドの策定 ▶ 根本原因分析評価ガイドの策定 ▶ 安全文化醸成活動評価ガイドの策定
15	(設計段階における廃止措置の考慮) 廃止措置や放射性廃棄物発生量の最小化を設計段階で考慮することの要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃止措置や廃棄物発生量の最小化を考慮した設計に関して、国内外の最新状況を調査し、新設炉の動向も踏まえ、平成 29 年以降に規制基準の変更を実施。
16	(安全性向上に関するガイド) 安全性向上に関するガイドの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の事業許可等において前提としたサイト特性すべての再評価の実施（現状では地震・津波のみを評価の対象） ・原子力施設のサイト外への潜在的影響評価のために必要となる十分な範囲のサイト特性の調査、それを踏まえた、サイト外に対するリスク評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全性向上評価のガイドの改正において、 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 設置許可において評価対象とした原子力施設のリスクに影響を与えるサイト特性の再評価 ▶ 運転段階からの廃止措置計画の策定及びその改定 を盛り込む検討を早急に開始。 ● 原子炉等施設による敷地境界外へのリスクの評価手法の一つとして、レベル 3 確率論的リスク評価 (PRA) を活用したリスク評価の導入に向けた検討を開始。
17	(サイト解放要件) 廃止措置後のサイト解放の基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● IAEA 及び諸外国のサイト解放基準に係る要求事項を考慮し、サイト解放に係る基準案を年内に策定。
18	(浅地中処分に関する廃棄体等に対する要求) 浅地中処分に関する廃棄物埋設施設、廃棄体の規制基準の性能規定化	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二種廃棄物埋設のピット処分について、廃棄物埋設施設及び廃棄体の規制基準の機能要求、性能要求及び現在の仕様規定の関係を整理し、性能規定化した規制基準をとりまとめ。

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
19	(廃炉等廃棄物処分に関する規制基準の整備) 廃炉等廃棄物処分に関する規制基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 炉内等廃棄物の埋設に係る規制について、中深度処分に関する規制基準等の考え方の取りまとめに向け、関係省庁との調整を行うとともに、公衆に対する意見募集を実施。 ● 中深度処分に係る事業者に対する規制の枠内に留まらない事項に係る制度（処分制度）に影響されない要求事項について、規制基準への反映に係る骨子の策定に向けた検討を実施。
20	(研究所等廃棄物に関する規制基準の整備) 研究施設等から発生する放射性廃棄物の埋設処分に係る基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究施設等から発生する廃棄物及びウラン加工施設から発生する廃棄物の発生状況、性状等の調査及び中深度処分等の第二種廃棄物埋設における安全確保の考え方を考慮した研究施設等廃棄物の埋設に当たっての安全確保の考え方、廃棄物確認方法に関する基本的考え方をとりまとめ。
21	(廃棄物埋設の覆土等に関する基準) 廃棄物埋設施設の覆土時の廃棄物埋設施設確認に係る基準及び閉鎖後のモニタリングとサーベイランスに関する保安規定の審査基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 浅地中処分の廃棄物埋設施設の覆土時の廃棄物埋設施設確認に係る基準及び閉鎖後のモニタリングとサーベイランスに関する保安規定の変更に際する審査基準について、諸外国の先行事例等を調査し、追加すべき要件等を抽出。
22	(眼の水晶体の線量限度) 職業被ばくに関する眼の水晶体の線量限度について、IAEA 安全基準を踏まえて対応	<p>【放射線障害防止法¹⁰・原子炉等規制法¹¹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放射線障害防止に係る最新の知見（眼の水晶体の等価線量限度等）の収集・整理に係る検討組織の構築を行い、必要な検討を実施。 ● 平成 28 年以内に最新の IAEA 安全基準を踏まえた眼の水晶体の線量限度への対応について考え方をとりまとめ。

¹⁰ 放射線障害防止法：「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」の略称

¹¹ 原子炉等規制法：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」の略称

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
原子力施設の緊急事態に対する準備と対応		
23	<p>(原子力施設に関する EPR¹²の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実用発電用原子炉以外の原子力施設に対する EAL¹³の策定 ● 原子力施設の EAL¹³を直ちに判断するためのガイダンスの策定 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>事業者が、EPR¹² 準備段階に防災計画対象範囲の公衆に情報提供を行っていることの確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 年内に実用発電用原子炉以外の原子力施設に関する EAL¹³、EAL¹³判断の基準の案を策定し、原災指針等に反映。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ● 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」を改正し、情報提供すべき内容を記載するとともに情報提供を実施していることを確認。
24	<p>(類似の業務を担う緊急作業員に対する一貫性のある要件の適用)</p> <p>平成 28 年 4 月から実施される原子力施設の緊急時作業員の線量限度引き上げ等の制度改正に当たり、類似の業務を担う緊急作業員に対して一貫性のある要件を適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年度の保安検査で、緊急作業に係る規則改正への各許認可取得者の対応について確認。 ● 緊急時における許認可取得者(特に発電用原子炉設置者)と類似の業務を担う緊急作業員との連携について確認。
放射線源規制・放射線防護		
25	<p>(登録検査機関が実施した検査結果の許認可手続きへの反映)</p> <p>放射線障害防止法¹⁰に基づき登録検査機関が実施した検査結果を規制機関が審査した後に許認可を出すように修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録検査機関が施設検査を実施した後、放射線規制室に検査結果を報告し、原子力規制庁が当該結果を確認した後に事業者が使用を開始する流れとなるよう、仕組みを構築(平成 28 年内目途)。

¹² EPR : Emergency Preparedness and Response 緊急時に対する準備と対応

¹³ EAL : Emergency Action Level 緊急時活動レベル

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)	課題に対する本年の対応
26	<p>(検査に関する関係機関との協力と登録検査機関に対する監督強化)</p> <p>原子力又は放射線安全に影響する分野で検査を実施する他の規制機関との情報交換や協力の実施及び放射線障害防止法¹⁰に基づき検査を行っている登録検査機関の業務品質と審査の信頼性を維持向上させるための監督の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線障害防止法第 43 条の 3 の規定に基づく登録認証機関等への立入検査を実施する体制を構築し、平成 28 年度より実施。 ● 適時・適切に登録認証機関等と活動状況に係る情報の共有を図り、監督を行う体制の構築について必要な調整等を実施。 ● 関係省庁（厚労省、国交省等）との間で、検査を通して得られた知見等を共有し、検査で確認する内容、要求するレベル等の合意を得る場を開催できるように必要な調整等を実施。
27	<p>(放射線源に関するガイドの充実)</p> <p>放射線障害防止法¹⁰に基づく規則及びガイドを定期的に評価・見直すためのプロセス、また、新たな必要性が生じた場合のプロセスの改善及び文書化並びに必要な応じて、規則のガイド文書による補完</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線障害防止法¹⁰に基づく規制手続きに係る文書（審査、検査、RI セキュリティ等ガイドライン）を作成し、原子力規制委員会のマネジメントシステムの中に位置づけ、定期的な更新を実施。 ● 過去の放射線規制室からの事務連絡等を統合した文書を作成し、事業者には有用なものはウェブサイト等において公表する。また、当該文書を原子力規制委員会のマネジメントシステムの中に位置づけ、定期的な更新を実施。

表 1 3 IRRS において明らかになった課題のうち特別の体制を設けて対応する案件

No.	IRRS において明らかになった課題 (IRRS に係る自己評価の過程で浮き彫りにされた課題及び IRRS ミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの)
検査・執行	
1	<p>(検査・執行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令改正による検査制度の改善及び簡素化 ○検査官に対する研修及び再研修の改善 ○検査に関する関連規制機関との連携（共同検査に関する連絡等） ○不適合に対する罰則等の程度を決めるための執行の方針、安全上重大な事象が差し迫っている場合には是正措置が迅速に決定できる手続の策定
放射線源規制・放射線防護	
2	<p>(放射線源規制・放射線防護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射線安全について責任を負っている政府内規制当局間での規制活動の調和と協力の強化 ○放射線防護に関する取組の強化、そのための一層の資源の割当 ○職業被ばくや公衆被ばく、環境モニタリングに関するサービス提供者に対する許認可制度のための要件の策定 ○放射線源に関する緊急対応時の準備と対応 ○IAEA 安全基準における最新知見の取入れ ○廃止措置への対応
人材育成・確保	
3	<p>(人材確保・育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成に関する行動計画の策定及び実施 ○組織体制及び人的資源活用状況の評価 ○検査、放射線防護分野の人的資源の抜本的拡充及び人的組織的要因に関する専門家の確保

第3節 国際社会との連携

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のため、国際機関及び諸外国の原子力規制機関と積極的に連携・協力を進めており、平成27年度においても様々な機会を通じて、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓、国際的な安全基準及び最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力規制への取組状況を積極的に情報発信した。また、諸外国の原子力規制に係る経験や知見を積極的に取り入れ、これを規制組織としての継続的改善に資するとともに国内の規制基準等に反映させることに努めた。

(1) IAEA、OECD/NEA等の国際機関との連携

原子力規制委員会は、IAEA及び経済協力開発機構／原子力機関(OECD¹⁴/NEA¹⁵)等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通して我が国の知見、経験の国際社会への共有を図るとともに、得られた成果を国内の原子力規制の向上に生かしている。

①IAEA、OECD/NEA等が主催する各種会合への出席等

原子力規制委員会委員は、表14に示すとおり各種国際会議等へ出席し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見、教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報及び意見交換を行った。

なお、平成27年12月のOECD/NEA原子力施設安全委員会(CSNI¹⁶)では、更田委員が次期議長に選出された。

表14 原子力規制委員会委員による国際機関主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関主催の各種会合等の名称(場所)	出席した委員
平成27年4月28日、29日	IAEA国際原子力安全諮問委員会(INSAG ¹⁷)(オーストリア・ウィーン)	更田委員

¹⁴ Organisation for Economic Co-operation and Development

¹⁵ Nuclear Energy Agency

¹⁶ Committee on the Safety of Nuclear Installations

¹⁷ International Nuclear Safety Advisory Group

日程	国際機関主催の各種会合等の名称（場所）	出席した委員
平成 27 年 6 月 3 日	OECD/NEA 原子力規制活動委員会 (CNRA ¹⁸)/原子力施設安全委員会(CSNI) /放射線防護・公衆衛生委員会(CRPPH ¹⁹) 共催 規制機関の安全文化に関するワークショ ップ（フランス・パリ）	更田委員
平成 27 年 6 月 4 日、 5 日	OECD/NEA 原子力施設安全委員会 (CSNI ²⁰)（パリ）	更田委員
平成 27 年 6 月 4 日	多国間設計評価プログラム政策グループ (MDEP/PG ²¹) 会合（パリ）	更田委員
平成 27 年 6 月 15 日～ 17 日	IAEA 原子力応用諮問委員会 (SAGNA ²²)（ウィーン）	中村委員
平成 27 年 11 月 11 日	IAEA 安全基準委員会(CSS ²³) 会合（ウ ィーン）	更田委員
平成 27 年 11 月 16 日 ～20 日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec ²⁴)（ウィーン）	田中委員
平成 27 年 12 月 4 日、 5 日	OECD/NEA 原子力施設安全委員会 (CSNI)（パリ）	更田委員

②IAEA 及び OECD/NEA 事務局長との意見交換

原子力規制委員会委員長は、天野 IAEA 事務局長と平成 27 年 4 月及び 10 月に意見交換を実施した。また、マグウッド OECD/NEA 事務局長とは平成 27 年 10 月に意見交換を実施した。これらの意見交換において、新規制基準への適合性審査の状況等について紹介するとともに、IRRS の受入れや安全文

¹⁸ Committee of Nuclear Regulatory Activities

¹⁹ Committee on Radiation Protection and Public Health

²⁰ Committee on the Safety of Nuclear Installations

²¹ Multinational Design Evaluation Programme Policy Group

²² Standing Advisory Group for Nuclear Applications

²³ Commission on Safety Standards

²⁴ Advisory Group on Nuclear Security

化の向上に関する取組の協働等、今後の両国際機関との緊密な連携の継続について議論した。

③IAEA との協力事業を含む海洋モニタリングについての情報発信

原子力規制委員会では国際的な情報発信の一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海洋モニタリングの結果²⁵（F1 Issues、Sea Area Monitoring）を定期的に公表している。

原子力規制委員会及び IAEA は、我が国の海洋モニタリングに関する協力についての合意に基づき、複数の分析機関が参加する分析結果の相互比較や分析機関の力量評価を実施している（詳細は第 7 章に記載）。

（2）原子力安全に関する各種国際条約の実施等

①原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に定められた、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆる条約プロセス）を行っている。

最新の国別報告書は、平成 25 年 8 月に提出した第 6 回国別報告であり、平成 26 年 3 月から 4 月にかけて開催された第 6 回検討会合において、我が国の国別報告を含む各国の国別報告について締約国間で議論された。我が国に関しては、向上した能力を有する独立した規制機関の設置、強化された規制基準、既設プラントへのバックフィットの導入等について、他の締約国から高い評価を受けた。一方、東京電力福島第一原子力発電所の安定化、汚染水処理、バックフィット措置の実施、対話を通じた事業者の安全文化の向上、マネジメントシステムと人材育成の向上、検査機能の改善等の課題が指摘されている。これらの課題について、次回の第 7 回条約プロセス（平成 26 年から平成 29 年まで）において解決すべく、積極的に取り組んでいる。

なお、第 6 回検討会合では、条文改正も議論された。具体的には、原子力発電所の設計及び建設に係る条文（第 18 条）に、原子力発電所は長期的なオフサイトの汚染を引き起こす放射性核種の放出を回避する目的を持って設計、建設されなければならないこと、また、これらの目的は、既存の原子力発電

²⁵ <http://www.nsr.go.jp/english/f1issues/index.html>

所にも適用されること等を盛り込む改正内容だった。条約の改正は全会一致でない場合は、「外交会議」と呼ばれる会議を開催して決定することとなり（第 32 条）、本改正提案について、平成 27 年 2 月にウィーンで外交会議が開催された。その結果、条約第 18 条の改正はせずに、「原子力安全に関するウィーン宣言」が全会一致で採択された。同宣言には、締約国は、安全上の改善は合理的に達成可能な限り実施すること、併せて、第 7 回国別報告において取組状況を記載すること等が盛り込まれた。

②使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、関係機関（外務省及び経済産業省）とともに本条約に定められた国別報告の作成に加え、締結国間の国別報告書のピア・レビュー等を行っている。

最新の国別報告書は、平成 26 年 10 月に提出した第 5 回国別報告であり、平成 27 年 5 月 11 日から 5 月 22 日にかけて開催された第 5 回検討会合において、我が国の国別報告を含む各国の国別報告について締約国間で議論された（原子力規制委員会からは田中知委員及び原子力規制庁職員が参加した）。我が国に関しては、放射線モニタリング情報ポータルサイトにおける放射線モニタリング情報の公開、規制制度の再構築、新しい緊急時対応の枠組みの構築、密封線源（特定放射性同位体）に係る放射線源登録管理システム等、原子力規制委員会が発足以降に取り組んでいる各種活動について、他の締約国から高い評価を受けた。一方、廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定、人材育成の強化、平成 27 年度に受け入れた IRRS ミッションにおけるレビュー結果の実施について、次回の第 6 回条約プロセス（平成 27 年から平成 30 年まで）における課題として言及された。これらの課題については、解決に向けて積極的に取り組んでいる。

③原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国会合（権限当局会合）は 2 年ごとに開催され、直近では、平成 26 年 5 月に締約国会合が開催され、外務省を中心に原子力規制庁も参加した。また、早期通報条約に基づく国際機関への通報に係る訓練（ConvEx²⁶）が加盟国に対して毎年実施されており、原子力規制庁も参加した。

④核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び同条約の改正、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得および使用から守ることを求めている。平成 17 年 7 月に本条約の改正が採択され、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵および輸送並びに原子力施設に拡大された。

この条約に関連して、平成 27 年 12 月 15 日から 17 日に IAEA において条約締約国の関係当局による会合が初めて開催され、我が国からは外務省及び原子力規制庁職員が参加した。同会議では、核物質防護条約の改正の発効後の運用を念頭に、条約締約国間の協力の在り方について議論され、原子力規制庁が提案した締約国間の定期的な情報交換の枠組みの創設に関する提案が採択されるなど、今後の条約運用に関する議論を主導した。

また、核テロリズム防止条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としたものである。原子力規制委員会は、我が国が締約している本条約の実施に関わっている。

（3）諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全の向上の観点から諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めている。

①国際原子力規制者会議（INRA²⁷）

INRA は、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者から構成され、毎年 2 回、広範な原子力安全規制上の課題について意見交換を行う枠組

²⁶ Convention Exercises

²⁷ International Nuclear Regulators Association

みである。現在、日本、米国、仏国、英国、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の9か国が参加している。

平成27年5月7日・8日に、平成27年の議長国である仏国原子力安全規制機関（ASN²⁸）において第36回会合が開催された。原子力規制委員会からは原子力規制委員会委員長が出席し、新規制基準に基づく適合性審査の状況、原子力防災対策、廃止措置とその廃棄物に関すること、東京電力福島第一原子力発電所の最新の状況について説明した。

第37回会合は平成27年9月のIAEA総会の開催期間中に、仏国主催によりオーストリア・ウィーンにある仏国在ウィーン国際機関代表部大使公邸において開催された。原子力規制委員会からは田中委員長の代理として原子力規制庁技術総括審議官が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

②地域協力：日中韓上級規制者会合（TRM²⁹）

TRMは、原子力安全に関する地域協力として、日中韓の3か国が定期的に規制上の課題や技術向上のための情報交換等を推進する枠組みとして、平成20年から毎年1回開催しているもの。平成27年は韓国が議長国を務め、10月21日に韓国・ソウルで第8回会合が開催され、原子力規制委員会から伴委員が出席した。同会合では、平時・緊急時の「情報交換枠組み」に関する作業部会の作業計画、人材育成に関する作業部会の活動結果及び作業計画が議論されたほか、緊急時対応に関する作業部会を新たに設置することに合意するなど、3か国の連携を深めた。

また、日中韓以外の国も参加する専門家会合として第3回TRMプラスが、韓国外務省主催により同年10月ソウルで第8回TRMに併せて開催され、原子力規制庁からも参加した。同会合には、日中韓に加え米国、仏国、カナダ、ロシア、モンゴルの各国原子力規制機関及びIAEAなどの国際機関等が参加し、北東アジア地域における原子力安全規制の協力、緊急時対応の協力、原子力安全研究の協力及び原子力事業者間の協力のあり方について議論を交わした。

③二国間協力：協力取決め文書等の作成

原子力規制委員会は、平成26年度までに、11か国（12原子力規制機関等）と各種協力に関する覚書等を交わしてきた。平成27年度は9月のIAEA総会開催に併せて、カナダ原子力安全委員会（CNSC³⁰）と規制情報交換協力に関

²⁸ Nuclear Safety Authority

²⁹ Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

³⁰ Canadian Nuclear Safety Commission

する覚書を交わした。表 15 に、平成 27 年度末までの締結実績について示した。

こうした二国間の枠組みを通して、原子力規制委員会は諸外国原子力規制機関等と原子力規制に関する情報・意見交換を行っている。

表 15 原子力規制委員会における各国との協力取決め締結実績

国名	機関名	締結年
米国	原子力規制委員会 (NRC ³¹)	平成 22 年締結 (平成 27 年更新)
	米国エネルギー省 (DOE ³²)	平成 25 年
仏国	原子力安全規制機関 (ASN)	平成 24 年
英国	原子力規制機関 (ONR ³³)	平成 25 年
ロシア	ロシア原子力規制機関 (RTN ³⁴)	平成 25 年
スウェーデン	放射線安全機関 (SSM ³⁵)	平成 25 年
ドイツ連邦	環境・自然保護・建設・原子炉安全省 (BMUB ³⁶)	平成 26 年
スペイン	原子力安全委員会 (CSN)	平成 25 年
フィンランド	放射線・原子力安全庁 (STUK)	平成 25 年
カナダ	原子力安全委員会 (CNSC)	平成 27 年
ベトナム	原子力・放射線安全庁 (VARANS ³⁷)	平成 26 年
トルコ	原子力庁 (TAEK ³⁸)	平成 26 年
リトアニア	原子力安全検査規制当局 (VATESI ³⁹)	平成 26 年

³¹ Nuclear Regulatory Commission

³² United States Department of Energy

³³ Office for Nuclear Regulation

³⁴ Rostekhnadzor

³⁵ Swedish Radiation Safety Authority

³⁶ Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety

³⁷ Vietnam Agency for Radiation and Nuclear Safety

³⁸ Turkish Atomic Energy Authority

³⁹ State Nuclear Power Safety Inspectorate of the Republic of Lithuania

④二国間会合等の実施

米国との協力として、平成 27 年 4 月に東京にて原子力規制委員会と米国 NRC の共催で、原子力発電所の廃止措置に係る公開ワークショップを開催した（第 2 章第 3 節 4.（1）参照）。また、米国 NRC との協力実施取決めに基づき、平成 27 年 10 月に東京にて日米ステアリング・コミッティを開催し、検査制度の運用や東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業等に関して、双方の取組について紹介しつつ、今後の技術協力について意見交換を行った。平成 28 年 3 月には、米国 NRC 主催の規制情報会議（RIC⁴⁰）の開催日程に併せて、米国・ワシントン DC にて日米ステアリング・コミッティを開催し、更田委員が出席した。

仏国との協力として、平成 27 年 9 月には、仏国・パリで第 3 回日仏規制当局間会合（田中知委員、仏国 ASN 委員）を開催し、我が国の新規制基準への適合性審査の状況、放射性廃棄物の規制の状況、緊急時の被ばくに関する規制の状況、東京電力福島第一原子力発電所の状況等について情報交換を行った。

英国との協力として、ONR との情報交換取決めに基づき、平成 27 年 3 月に英国・リバプールで規制情報交換会合を開催した。

スウェーデンとの協力として、平成 27 年 10 月に SSM パーソン長官が原子力規制委員会委員長を訪問し、今後の協力などについて意見交換を行った。

ドイツとの協力として、平成 27 年 7 月に、東京において規制情報交換会合を開催し、意見交換を行った。

上記の他、平成 27 年 9 月には、ウィーンで開催された IAEA 総会に併せて、原子力規制委員会委員長の代理として出席した原子力規制庁技術総括審議官は、IAEA 事務局長、米国 NRC 委員長、カナダ CNSC 委員長と将来の協力等についての意見交換を行ったほか、スイス原子力規制機関（ENSI⁴¹）、EU、アラブ首長国連邦原子力規制機関（FANR⁴²）の各機関の IAEA 総会出席者と会談した。

⑤人材育成

原子力規制委員会は、ベトナムとの覚書に基づき、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、平成 27 年 10 月 13 日から 10 月 30 日までの間、ベトナム VARANS 職員に対して東京で原子力規制に関する実務研修を実施した。また、同年 6 月 8 日から 11 日及び 9 月 7 日から 10 日までの計

⁴⁰ Regulatory Information Conference

⁴¹ Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate

⁴² Federal Authority for Nuclear Regulation

2回、ベトナム・ハノイでセミナーを開催した。

さらに、トルコとの覚書に基づき、原子力規制委員会は、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、同年 11 月 10 日から 12 月 17 日まで、トルコ TAEK 職員に対して東京で原子力規制に関する基礎研修を実施した。加えて、トルコ・アンカラにおいて、同年 9 月 14 日・15 日にトルコ TAEK 職員向けにセミナーを開催した。

(4) 原子力規制委員会主催の国際会議等

原子力規制委員会では、我が国の取組を紹介しつつ、原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、毎年、原子力安全の様々な分野における国内外の有識者を招き、規制の向上につながる知見の共有や助言を得ている。

①原子力発電所の廃止措置に係る公開ワークショップ

原子力安全規制の高度化に向けた日米の原子力規制委員会の協力の一環として、平成 27 年 4 月 8 日に東京にて、原子力規制委員会と米国 NRC の共催で、原子力発電所の廃止措置に係るワークショップを公開で開催した。本ワークショップでは、原子力規制委員会からは更田委員及び田中知委員、米国 NRC からはバーンズ委員長及びムーア核物質安全・保障措置局局長代理が講演するとともに、原子力発電所の廃止措置に係る規制の取組について議論を行った。

②国際シンポジウム「原子力安全確保のための自然現象への対応について」

平成 27 年 5 月 21 日に東京にて、原子力規制委員会主催の国際シンポジウム「原子力安全確保のための自然現象への対応について」を公開で開催した。本シンポジウムは、自然現象として特に地震、活断層と津波への対応について、前・米国 NRC 委員長であるジョージ・ワシントン大学のマクファーレン教授と京都大学名誉教授の入倉孝次郎先生を招待し、意見交換を行うことを目的としたものである。原子力規制委員会からは更田委員及び石渡委員が出席し、マクファーレン教授による基調講演の後、出席者によるパネルディスカッションを行い、地震や津波に関する規制の基準や審査のあり方について議論した。

第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行った。具体的には、平成27年度において、原子力規制委員会の事務に係る係争中の43件及び判決があった3件の訴訟について、関係省庁等と協力して、対応を行った。また、原子力規制委員会発足後初となる発電用原子炉設置変更許可処分に係る異議申し立てについて、適切に対応した。

第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。

平成27年度末時点の運用状況は、処理中案件0件、処理済案件2件となっている。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

1. 規制制度や運用の継続的改善

(1) 検査制度の見直し

IRRSの受入れに向けた事前準備の過程で、現行の規制制度の見直しの方向性をとりまとめ、平成27年度第33回及び第37回原子力規制委員会（平成27年10月9日及び同28日）にて議論を行った。特に検査制度については、改善措置計画として、諸外国の検査制度等も参考にしつつ、改善に取り組むこととした。

その後、平成28年1月にIRRSミッションによるレビューを受けた結果を踏まえ、平成27年度第60回原子力規制委員会（平成28年3月16日）において、IRRSにおいて明らかになった課題と対応案をとりまとめ、検査制度の見直しについては、以下の課題について特別の体制を設け、検討していくこととした。

- 法令改正による検査制度の改善及び簡素化
- 検査官に対する研修及び再研修の改善
- 検査に関する関連規制機関との連携（共同検査に関する連絡等）
- 不適合に対する罰則等の程度を決めるための執行の方針、安全上重大な事象が差し迫っている場合に是正措置が迅速に決定できる手続の策定

(2) 保安検査のあり方の検討

平成24年度第25回原子力規制委員会（平成25年1月30日）において、原子力施設に対する保安規定の遵守状況の検査（以下「保安検査」という。）について、現状を踏まえた改善策を検討するよう指示があったことを受け、原子力規制庁において保安検査のあり方に係る検討を行った。検討状況については、これまでに、平成25年度第5回原子力規制委員会（平成25年5月8日）、平成25年度第17回原子力規制委員会（平成25年7月31日）及び平成26年度第1回原子力規制委員会（平成26年4月2日）において、短期的課題と中長期的課題に分けて中間報告を行っている。

検査の重点化をはじめとする短期的課題への対応については、既に具体的な取組を開始しており、中長期的課題については、実用発電用原子炉施設（廃止措置中のものを除く。以下、この文において同じ。）に関する改善策に係る具体的な方針として平成26年度の報告で提示した「抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の活用」及び「指標、尺度、リスク情報等の活用」の方針に

基づき検討を進めている。平成 27 年度第 24 回原子力規制委員会（平成 27 年 8 月 19 日）において、以下のとおりそれらの検討結果を報告した。

➤ 抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の活用

○実施手引きのとりまとめ

抜打ち型検査及び職員インタビュー手法を用いた検査の現状及び課題に関する原子力保安検査官の意見等を基に実施に向けての検討を行い、両検査手法の実実施手引きをとりまとめた。

○研修の充実

抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の活用に伴い、原子力保安検査官には被規制者とのコミュニケーション能力の向上が求められるため、原子力安全人材育成センターと協力して「コミュニケーション基礎研修」を新たに設けた。また、従来から行っていた「検査官コミュニケーション研修」の見直しを行い、研修の充実を図った。

○抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の試行

策定した抜打ち型検査及び職員インタビューの実実施手引きを基に、平成 26 年度第 3 回及び第 4 回保安検査において一部の実用炉において両検査手法の試行を行い、試行結果による意見を実施手引きに反映して改善を図った。

➤ 指標、尺度、リスク情報等の活用

○新たな指標の選定

安全に係る指標として、使用実績のある計画外スクラム回数等に加え、IAEA が策定している技術報告書（Technical Documents）IAEA-TECDOC-1141「原子力発電所における運転安全性能指標」を参考に、事業者の保安活動の実態に則した新たな指標を選定した。

○原子力保安検査官の気付き事項の活用

原子力保安検査官の気付き事項から保安活動の状況を把握するための情報を抽出し、保安検査項目を選定する手法を示した。

○支援体制の整備

安全文化醸成活動等の専門分野に特化した検査の実施が必要となった場合に備え、原子力保安検査官への支援体制について検討し、専門的な検査を行うための体制を整備した。

これらの検討結果に基づき、抜打ち型検査及び職員インタビュー手法については、平成 27 年度保安検査から本格運用を開始している。

新たに選定した指標及び原子力保安検査官の気付き事項の活用については、保安検査に活用するための検討等を行い、その後は運用を行いながら改善を

はかることとした。

また、保安検査へのリスク情報の活用については、保安規定違反に応じた対応措置を判断する際に活用していくことを検討していく。

なお、これらの検討は、実用発電用原子炉（廃止措置中のものを除く。）を対象として先行的に実施しており、実用発電用原子炉以外の原子力施設については、施設ごとの特徴を考慮した検討を行うこととしている。

2.緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し

東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した当時、緊急作業に従事する作業員の被ばく線量限度を 100mSv から 250mSv に一時的に変更したが、今後も、被ばく線量限度の変更を必要とするような事故が起こる可能性を完全には否定することはできない。そのため、そのような事故が起こった場合に適切な対応をする必要があることから、平成 26 年度第 18 回原子力規制委員会（平成 26 年 7 月 30 日）において、緊急作業時の被ばくに関する規制のあり方について検討を始めることを決定した。

その後、同年 12 月の平成 26 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 26 年 12 月 10 日）において、国内外の関係機関や諸外国の状況を踏まえ、検討の論点を整理し、規制のあり方について原子力規制委員会において議論を行った。

そして、これらの議論等を踏まえ、以下を含む緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正案を取りまとめた。

- 原子力災害対策特別措置法の対象施設等における緊急作業への従事は、放射線やその防護に係る教育を予め受けた上で、参加の意思を表明し、必要な訓練を受けた放射線業務従事者に限る。
- 被ばく線量限度は、①従来の実効線量 100mSv に加え、②放射性物質の敷地外等への放出の蓋然性が高い場合の実効線量 250mSv、の 2 段階とする。
- 緊急作業期間中の線量管理及び緊急作業従事者に対する健康診断等の処置を行う。

規則等の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施したところ、161 件の意見があり、改正案の記載内容の明確化等の修正を行った。また、放射線障害防止の技術基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）第 6 条の規定に基づき、技術的基準（被ばく線量限度）の改正案を放射線審議会に諮問し、放射線審議会から、諮問内容は妥当であるとの答申があった。この答申を踏まえ、平成 27 年度第 23 回原子力規制委員会（平成 27 年 8 月 5 日）において、規則等の改正を決定し、平成 27 年 8 月 31 日に公布した⁴³。

⁴³その後、平成 28 年 4 月 1 日に施行した。規則等の改正により、保安規定を変更する必要がある施設については、事業者等から保安規定の変更申請が提出され、施行日までには認可手続きが終了した。

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 実用発電用原子炉⁴⁴に係る審査・検査の実施

(1) 実用発電用原子炉に係る新規規制基準適合性審査・検査の実施

① 新規規制基準適合性審査の状況

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が平成25年7月8日に新規規制基準を施行した後、平成27年度までに11事業者から16原子力発電所26プラント(表16)の新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行っているところであり、平成27年度においては審査会合を計132回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波の設定、竜巻、内部溢水、内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた。

審査会合における議論を踏まえ、伊方発電所3号炉については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査の結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行った。募集した科学的・技術的意見、経済産業大臣及び原子力委員会からの回答を踏まえて審議した結果、伊方発電所3号炉に対して平成27年度第19回原子力規制委員会(平成27年7月15日)において、設置変更許可を行った。

工事計画の認可については、平成26年度第63回原子力規制委員会(平成27年3月18日)における議論を踏まえ、重要なものを除いて原子力規制庁が専決処理を実施することを了承した。これを受け、川内原子力発電所2号炉については平成27年5月22日、高浜発電所3号炉については同年8月4日、高浜発電所4号炉については同年10月9日、また、伊方発電所3号炉については平成28年3月23日に工事計画の認可を行った。

特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可については、平成27年度までに6事業者6原子力発電所10プラント(表15)から、申請書が提出されており、順次審査を進めている。

② 新規規制基準適合性審査の効率化

審査の進め方については、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査会合の前には、事実確認等のために行う事業者ヒアリングの議事

⁴⁴ 実用発電用原子炉とは、発電用の原子炉であって、研究開発段階にある原子炉以外のものを言う。

要旨を作成・公開するとともに、審査会合の議事録を公開し、審査会合の後には事業者との面談を実施して指摘事項等を整理し、お互いの認識を共有している。

また、適合性審査の結果のみならず主な論点等も併せてまとめた審査書を作成するとともに、平成 27 年 11 月 11 日にはこれまでの審査結果を踏まえ、適合性審査で確認すべき事項を整理し、約 1800 ページにわたる「伊方発電所 3 号炉の新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」を公表するなどの取組を実施している。

BWR のプラント側の審査については、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号炉、島根原子力発電所 2 号炉、女川原子力発電所 2 号炉、浜岡原子力発電所 4 号炉について、合同での審査会合を実施する等の審査の効率化を図ってきた。更に審査を効率的に進めるため、平成 27 年 8 月 6 日の審査会合において、プラント側の審査を集中的に進める対象として柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号炉を選定し、審査を実施してきた。その後、この 6、7 号炉に係る耐震設計方針の審査を開始したところ、東京電力は、耐震強度の評価について従来とは異なる手法等を用いる方針であることが判明し、同社による資料の準備に相当の時間を要することが見込まれた。一方、耐震設計方針等の一部項目を除き、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号炉の審査資料が整理されてきており、それらを他のプラントの審査の際にひな形として活用していくことが可能となることから、平成 27 年度第 62 回原子力規制委員会（平成 28 年 3 月 23 日）において、地震・津波の審査状況及び資料の準備状況を勘案しつつ、他のプラントの審査を進める方針とした。

③新規制基準に基づく検査の状況

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉並びに高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉に係る使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、川内原子力発電所 1 号炉に関しては平成 27 年 9 月 10 日に、川内原子力発電所 2 号炉に関しては平成 27 年 11 月 17 日に、高浜発電所 3 号炉に関しては平成 28 年 2 月 26 日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付した。

表16 実用発電用原子炉の申請等状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	9	—	—
	泊発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	9	—	—
	◆泊発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年12月18日	3	—	—
東北電 力(株)	女川原子力 発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月27日	31	—	—
	東通原子力 発電所 (1号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年6月10日	1	—	—
東京電 力(株)	柏崎刈羽原 子力発電所 (6・7号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年9月27日	66	—	—
	◆柏崎刈羽 原子力発電 所 (1・6・7号 炉)	設置変更 平成26年12月15日	8	—	—

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
中部電力(株)	浜岡原子力 発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年6月16日	8	—	—
	浜岡原子力 発電所 (4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年2月14日 平成27年1月26日(※1)	31	1	—
北陸電力(株)	志賀原子力 発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年8月12日	0	—	—
関西電力(株)	大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	11	1	—
	高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	8	—	設置変更許可 平成27年2月12日 工事計画認可(3号炉) 平成27年8月4日 工事計画認可(4号炉) 平成27年10月9日 保安規定変更認可 平成27年10月9日
	◆高浜発電 所 (3・4号炉)	設置変更 平成26年12月25日	15	—	—
	高浜発電所 (1・2(3・4) 号炉)	設置変更 平成27年3月17日 工事計画 平成27年7月3日	28	—	—

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
関西電力(株)	美浜発電所 (3号炉)	設置変更 保安規定変更 平成27年3月17日	40	2	—
		工事計画 平成27年11月26日			
中国電力(株)	島根原子力 発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月25日	32	1	—
四国電力(株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	5	—	設置変更許可 平成27年7月15日 工事計画認可 平成28年3月23日
	◆伊方発電 所 (3号炉)	設置変更 平成28年1月14日	2	—	—
九州電力(株)	玄海原子力 発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月12日	3	1	—
	川内原子力 発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	1	—	設置変更許可 平成26年9月10日 工事計画認可(1号炉) 平成27年3月18日 工事計画認可(2号炉) 平成27年5月22日 保安規定変更認可 平成27年5月27日
	◆川内原子 力発電所 (1・2号炉)	設置変更 平成27年12月17日	2	—	—

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 5 月 20 日	10	—	—
	敦賀発電所 (2号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 11 月 5 日	3	—	—
電源開発(株)	大間原子力発電所(※2)	設置変更 工事計画 平成 26 年 12 月 16 日	4	—	—

- ・ 審査会合及び現地調査の回数は、平成 27 年度に実施した回数を記載している。
- ・ 審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載している。
- ・ 1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。
- ・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

(2) 実用発電用原子炉等に係るその他の審査・検査等の実施

原子力規制委員会は、これまでに述べた新規制基準に係る適合性審査以外にも原子炉等規制法に基づき、実用発電用原子炉等を対象とした各種審査・検査を行っている。

例えば、原子力施設近傍に設置している原子力規制事務所（全 22 か所）駐在の原子力保安検査官を中心に、定期的な保安規定の遵守状況等の検査や安全確保上重要な行為等に対する保安検査を実施しているほか、施設の形態を踏まえ、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行っている。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の実用発電用原子炉等に係る審査や検査の実施状況（新規制基準適合性審査関係を含む）は表 17 のとおりである。

表 17 実用発電用原子炉等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (17 施設) (廃止措置中：2 施設)	設置の変更の許可	1
	設置の変更の届出	4
	工事の計画の認可	7
	工事の計画の変更の認可	3
	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	1
	使用前検査の合格	13
	燃料体検査の合格	4
	溶接事業者検査に係る評定	27
	施設定期検査の終了	3
	保安規定の認可又は変更の認可	50
	保安検査	88
	廃止措置計画の変更の認可	1
	運転責任者選任の判定を行うための方法、実施体制等の確認	10
	原子炉本体の試験使用承認	6
	一部使用承認	2
	使用前検査の省略の指示	2
	実施計画の変更の認可	42
	特定原子力施設に係る一部使用承認	7
	特定原子力施設に係る使用前検査の終了	52
	特定原子力施設に係る溶接検査の終了	29
特定原子力施設に係る輸入溶接検査の終了	26	
特定原子力施設に係る施設定期検査の終了	1	
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	4	
研究開発段階にある発電用原子炉施設 (建設中：1 施設) (廃止措置中：1 施設)	施設定期検査の終了	1
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	8

このほか、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 67 条第 1 項の規定等に基づき各原子力事業者が報告する放射性廃棄物の管理状況や放射線業務従事者の線量管理の状況等について、平成 26 年 12 月 4 日に公表した平成 26 年度上期分及び平成 27 年 6 月 30 日に公表した同年度下期分等を合わせて、平成 26 年度における放射線管理等報告を取りまとめた。

平成 26 年度の実用発電用原子炉における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理状況については、特別な措置を要する特定原子力施設に指定されている東京電力福島第一原子力発電所を除き、全ての実用発電用原子炉において、それぞれの実用発電用原子炉における保安規定に定める年間放出管理目標値を下回っていた。放射性固体廃棄物の管理状況については、全ての実用発電用原子炉において、貯蔵設備容量を超えて放射性固体廃棄物を保管している施設はなかった。

また、平成 26 年度に、発電用原子炉における放射線業務従事者個人が受けた線量は、全ての実用発電用原子炉において、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等に定める線量限度（5 年間につき 100 mSv 及び 1 年間につき 50 mSv）を下回っていた。

2.核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査・検査の実施

(1) 核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月 18 日に新規規制基準を施行した後、平成 27 年度までに 9 事業者から 20 施設（表 18）の事業変更許可申請等が提出され、平成 27 年度中には第二種廃棄物埋設施設について 1 件の申請があった。これらの申請について、原子力規制委員会において了承された方針に基づき審査を行っているところであり、平成 27 年度中に、再処理施設（日本原燃株式会社再処理事業所）及び MOX 燃料加工施設（日本原燃株式会社再処理事業所）については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設（日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等）及び試験研究用等原子炉施設のうち中高出力炉等（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 等）については、原子力規制庁が原則として行う審査会合を計 55 回開催した。これらの審査に当たっては、事業者側の法令解釈等に関する不明点等について行政相談を実施した。

加えて、六ふっ化ウランを正圧で扱う燃料加工施設では適合性審査とは別に、一般公衆に著しい放射線被ばくによるリスクを与えるおそれがないこと及び一般公衆に著しい化学的影響を与えるおそれがないことの確認を、現状確認として行い、日本原燃株式会社ウラン濃縮施設及び三菱原子燃料株式会社ウラン燃料加工施設のうち六ふっ化ウランを正圧で取り扱う設備の一定期間の運転が安全上特段の問題を生じるものではないことを確認した。また、その確認結果を、日本原燃株式会社ウラン濃縮施設については、平成 27 年度第 15 回原子力規制委員会（平成 27 年 6 月 17 日）に報告し、三菱原子燃料株式会社ウラン燃料加工施設については、平成 27 年度第 62 回原子力規制委員会（平成 28 年 3 月 23 日）に報告した。

表 18 核燃料施設等の申請等状況

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
日本原燃（株）	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	26 ^{※1}	1	—
	MOX 燃料加工施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	21 ^{※1}	—	—
	ウラン濃縮施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	1 ^{※2}	—	—
	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	43 ^{※3}	1	—
リサイクル燃料 貯蔵（株）	使用済燃料貯蔵施設	事業変更 平成 26 年 1 月 15 日	46 ^{※3}	—	—
三菱原子燃料 （株）	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日	1 ^{※2}	—	—

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日	26 ^{※3}	—	—
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日	11 ^{※2}	—	—
	HTTR（高温工学試験研究炉）	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 11 月 26 日	15 ^{※2}	—	—
	原子力科学研究所 廃棄物処理場（JRR-3 等の附属施設）	設置変更 平成 27 年 2 月 6 日	5 ^{※2}	—	—
	JMTR（材料試験炉）	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 27 日	1 ^{※2}	—	—
	NSRR	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	24 ^{※3}	—	—
	STACY（定常臨界実験装置）	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	32 ^{※3}	—	—
原子燃料工業（株）	ウラン燃料加工施設（東海事業所）	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 2 月 14 日	1 ^{※2}	—	—
	ウラン燃料加工施設（熊取事業所）	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	1 ^{※2}	—	—
（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	1 ^{※2}	—	—

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
京都大学	KUR（京都大学研究用原子炉）	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日	14 _{※2}	1	—
	KUCA（京都大学臨界実験装置）	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日	52 _{※3}	1	—
近畿大学	近畿大学原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日	50 _{※3}	—	—
日本原子力発電 (株)	東海低レベル廃棄物埋設 事業所	事業許可 平成 27 年 7 月 16 日	4 _{※3}	—	

- ・ 審査会合及び現地調査の回数は、平成 27 年度に実施した回数を記載している。
- ・ 1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・ 原子力規制委員会において、核燃料施設等の審査の進め方については、施設が事故時に及ぼす影響の大きさを考慮し、次のとおりに分類し、審査が進められることとなっている。
 - ※1 原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合
 - ※2 原子力規制庁が原則として行う審査会合
 - ※3 審査会合を開催せず、原子力規制庁が実施する審査
- ・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

(2) 核燃料施設等に係るその他の審査・検査等の実施

原子力規制委員会は、これまでに述べた新規制基準に係る適合性審査以外にも原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等を対象とした各種審査・検査を行っている。

例えば、原子力施設近傍に設置している原子力規制事務所（全 22 か所）駐在の原子力保安検査官を中心に、定期的な保安規定の遵守状況等の検査を実施しているほか、施設の形態を踏まえ、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行っている。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の核燃料施設等に係る審査や検査の実施状況（新規制基準適合性審査関係を含む）は表 19 のとおりである。

表 19 核燃料施設等に係る審査・検査等の状況

施設の種類の種類		件数
加工施設 (6 施設) (建設中：1 施設)	設計及び工事の方法の変更の認可	3
	使用前検査の合格	8
	溶接方法の認可	1
	保安規定の認可又は変更の認可	12
	保安検査	24
試験研究用等原子炉施設 (6 施設) (廃止措置中：8 施設)	設置の変更の許可	1
	設計及び工事の方法の認可	1
	使用前検査の合格	1
	溶接方法の認可	1
	保安規定の認可又は変更の認可	22
	保安検査	44
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1 施設)	溶接検査の合格	6
	溶接方法の認可	3
	型式証明	1
再処理施設 (2 施設)	設計及び工事の方法の認可	7
	設計及び工事の方法の変更の認可	1
	使用前検査の合格	8
	溶接方法の認可	1
	保安規定の認可又は変更の認可	3
	保安検査	8
第二種廃棄物埋設施設 (2 施設)	廃棄物埋設施設に係る確認	1
	廃棄体に係る確認	11
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	8
廃棄物管理施設 (2 施設)	設計及び工事の方法の認可	2
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	8

施設の種類		件数
核燃料物質使用施設 (13※1施設)	使用の変更の許可	9
	施設検査の合格	6
	保安規定の認可又は変更の認可	28
	保安検査	52
	廃止措置計画の認可	1
	廃止措置の終了の確認	1
核燃料物質等の工場または事業所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	5
	核燃料輸送物の設計の承認	14
	輸送容器の承認	18
	工場外等における運搬に関する確認	17
	放射能濃度の確認	2

・平成28年3月31日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

※1 平成27年度当初は15施設、平成27年4月27日付け及び平成27年6月24日付けの使用変更許可によって13施設になった。

このほか、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第67条第1項の規定等に基づき各原子力事業者が報告する放射性廃棄物の管理状況や放射線業務従事者の線量管理の状況等について、平成26年12月4日に公表した平成26年度上期分及び平成27年6月30日に公表した同年度下期分等を合わせて、平成26年度における放射線管理等報告を取りまとめた。

平成26年度の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理状況については、核燃料施設等において、それぞれの施設における保安規定に定める年間放出管理目標値又は3ヶ月間平均の濃度管理目標値を下回っていた。放射性固体廃棄物の管理状況については、核燃料施設等において、貯蔵設備容量を超えて放射性固体廃棄物を保管している施設はなかった。

また、平成26年度に、核燃料施設等における放射線業務従事者個人が受けた線量は、それぞれの施設において、核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示等に定める線量限度（5年間につき100 mSv及び1年間につき50 mSv）を下回っていた。

なお、平成26年度の再処理施設における海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産物、漁具その他の保安規定で定めるものに係る放射性物質の濃度等は、測定値の一部において平常の変動幅を超えて、わずかに高い値が観測されたものが見られたが、これらは、施設の運転の状況、測定値の傾向等から、再処理施設の故障等の問題に起因するものではないと考えられる。

3.原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

(1) 原子炉等規制法に基づく報告事象

原子炉等規制法第 62 条の 3 では、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故・故障等（以下、本項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの法令報告事象は、実用発電用原子炉において 2 件、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設で各 1 件であった（特定原子力施設については、第 3 章第 3 節 4 項で記載。）。

法令報告事象への対応は以下のとおりである。なお、法令報告事象については INES⁴⁵による評価を行っており、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設についてはいずれの事象もレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

①国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅにおけるディーゼル発電機（B）シリンダヘッドインジケータコックの変形

平成 27 年 7 月 17 日、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、低温停止中の高速増殖原型炉もんじゅにおいて点検中のディーゼル発電機（B）のシリンダヘッドを落下させ、シリンダヘッドインジケータコックに変形が確認されたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成 27 年 8 月 28 日（同年 9 月 29 日補正）、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成 27 年 11 月 25 日、原子力規制委員会において本件事象の再発防止策及び水平展開は概ね妥当なものと判断する評価を行った。

②日本原燃株式会社再処理工場における計器故障

平成 27 年 8 月 2 日、日本原燃株式会社から、再処理工場分離建屋において高レベル廃液供給槽セル漏えい液受け皿の漏えい検知装置 2 系統及び塔槽類廃ガス処理設備廃ガス洗浄塔入口圧力計 2 系統に故障が確認されたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

また、施設が運転停止中であつたこと等から、法令報告の対象とはならないものの、上記4機器の他に、多重化された計測制御系の安全上重要な機器13機器（長期予備系統の2機器含む）及び安全上重要な機器以外の機器14機器の機能喪失が確認された。これら故障した機器のうち、安全上重要な機器については8月13日までに、安全上重要な機器以外のものについては8月28日まで

⁴⁵ INES は、IAEA 及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）が、原子力施設等の個々の事故・故障等について、それが安全上どのような意味を持つか、簡明に表現するための指標として策定したもの。評価レベルは、レベル 0（安全上重要でない事象）からレベル 7（深刻な事故）に分類して評価している。

に、予備品等に交換することで復旧した。

当該事象の原因と対策等について、平成27年10月15日に事業者から報告書（同年12月7日一部補正）の提出があった。当該報告書について精査した結果、平成27年度第46回原子力規制委員会（平成27年12月16日）において、事業者が①機能喪失機器の復旧を完了し推定原因（落雷）を特定したこと、②施設が運転していた場合の影響も検証したこと、③具体的な再発防止対策を示したことは、妥当なものであるとの評価をとりまとめた。

今後の対応として、事業者の設備面及び運用面での再発防止対策が適切に実施されていることについて、保安検査等で確認していくとともに、本件は、設計上の想定を上回る落雷により共通要因故障に至ったことを踏まえ、設計上想定すべき落雷の規模等について、新規制基準適合性審査において厳格に確認していくこととした。

③関西電力株式会社高浜発電所4号機における発電機自動停止に伴う原子炉自動停止

平成28年2月29日、関西電力株式会社から、起動操作中の高浜発電所4号機において、発電機の並列操作を実施した際に、「主変・発電機内部故障」などの警報が発生し、発電機が自動停止するとともにタービン及び原子炉が自動停止したため、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

当該事象の原因と対策等について、平成28年3月9日に事業者から報告書（同年3月16日一部補正）の提出があった。当該報告書について平成28年3月31日現在評価中。

④東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所5号機の定期検査中における制御棒の過挿入

平成28年3月8日、東京電力株式会社から、定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機において、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（以下「HCU」という。）の復旧作業中に、制御棒の操作を行っていないにもかかわらず、「制御棒ドリフト」警報が発報した。警報発報時、当該制御棒のHCU復旧作業を行っていたことから、当該制御棒が全挿入の位置から、さらに挿入側に動作していたものと判断したとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成28年3月31日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。

⑤平成26年度に発生した事故・トラブルへの対応

平成26年9月11日10時20分、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターJMTR（材料試験炉）において、非管理区域である

第3 排水系貯槽(Ⅱ)建屋において水たまりがあることを発見した。事業者は当該水の測定・分析の結果、汚染があること及びCo-60が含まれることを確認したが、当該水が漏えいした経路を確認していたため、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14及び核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10に係る通報が21時17分と遅れた。事業者は、漏えい経路を地下の液体廃棄物貯槽の水位が上昇したため点検孔等から漏えいしたと推定した。また、漏えいした水の総量は約26Lと推定している。

事業者から、当該事象の原因と対策について、平成26年9月19日(第1報)、平成26年12月25日(第2報)、平成27年3月10日(第3報)及び平成27年4月24日(第4報。平成27年6月2日に一部補正)に報告があり、平成27年度第16回原子力規制委員会(平成27年6月24日)において、本件事象(保安規定違反等も含む)に対する安全対策及び再発防止策等について概ね妥当と判断する評価を行った。なお、継続して取り組む事項については、保安検査等を通じ事業者の対応を確認していくこととした。

(2) その他主要な事象に係る対応

① 浜岡原子力発電所5号機海水流入事象

平成23年5月14日に発生した浜岡原子力発電所5号機の海水流入事象について、平成24年3月30日に旧原子力安全・保安院は、海水流入による原子炉施設全体への影響について、中部電力株式会社へ調査を指示した。当該調査について、原子力規制委員会は、平成27年5月12日及び12月15日に報告を受領しており、事業者との面談による調査内容の確認を行っている。

② ケーブルの不適切な敷設

平成27年9月28日、東京電力株式会社より柏崎刈羽原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設について連絡があった。平成27年度第39回原子力規制委員会(平成27年11月4日)において東京電力株式会社に対して、また、平成27年度第48回原子力規制委員会(平成28年1月6日)において東京電力を含む発電用原子炉等を設置する事業者に対して、ケーブル敷設の状況の調査等を指示した。

東京電力株式会社から、平成27年11月11日、30日及び平成28年1月29日に柏崎刈羽原子力発電所に関する報告があった。平成27年度第55回原子力規制委員会(平成28年2月10日)において、当該報告の概要及び原子力規制庁の当該報告に対する評価について報告し、原子力規制庁の今後の対応として東京電力株式会社の再発防止対策の実施状況を保安検査等で確認していくとともに、安全系ケーブル全体の敷設状況の新規性基準適合性について

ては、今後の審査・検査プロセスの中で確認していくこととした。

これ以外の調査等の指示を発出した事業者においては、平成 28 年 3 月 31 日までにケーブル敷設の状況の調査結果等についての報告がなされており、今後、報告内容の確認等を行っていくこととしている。

4. 発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

(1) 運転期間延長認可制度に係る審査の状況

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間が運転開始から 40 年であるのに対し、期間の上限を 20 年として 1 回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において要求事項を満足することを求めている。平成 27 年度は 1 事業者から 2 原子力発電所 3 プラント（表 20）の申請が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行い、平成 27 年度においては審査会合を計 5 回開催した。審査会合においては、原子炉容器等の特別点検を踏まえた中性子照射脆化等の劣化状況評価について、多くの議論を行った。

表 20 運転期間延長認可の申請状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後 40 年を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所(1号炉)	平成 27 年 4 月 30 日	5	—	平成 28 年 7 月 7 日 ^{※1}
	高浜発電所(2号炉)	平成 27 年 4 月 30 日	5	—	平成 28 年 7 月 7 日 ^{※1}
	美浜発電所(3号炉)	平成 27 年 11 月 26 日	2	—	平成 28 年 11 月 30 日

※1：原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

(2) 高経年化対策制度に係る審査の状況

高経年化対策制度は、運転開始後 30 年を経過する発電用原子炉施設について、以降 10 年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務づけ、これを保安規定認可に係らしめる制度である。

平成 27 年度は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについて 2 事業者 2 プラントから、運転を前提とした評価を行っているプラントについて 1 事業者 2 原子力発電所 3 プラントから申請があった。原子力規制委員会は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている高浜発電所 2 号炉（平成 27 年 4 月 8 日認可）、福島第二原子力発電所 3 号炉（平成 27 年 6 月 10 日認可）、玄海原子力発電所 1 号炉（平成 27 年 6 月 10 日認可）、柏崎刈羽原子力発電所 1 号炉（平成 27 年 9 月 14 日認可）及び美浜発電所 1 号炉（平成 27 年 11 月 17 日認可）、運転を前提とした評価を行っている川内原子力発電所 1 号炉（平成 27 年 8 月 5 日認可）、川内原子力発電所 2 号炉（平成 27 年 11 月 18 日認可）、高浜発電所 3 号炉（平成 27 年 11 月 18 日認可）及び高浜発電所 4 号炉（平成 27 年 11 月

18日認可)について、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。運転を前提とした評価を行っている川内原子力発電所1・2号炉及び高浜発電所3・4号炉については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行い、平成27年度においては審査会合を計4回開催した。審査会合においては、低サイクル疲労や中性子照射脆化等の高経年化技術評価を踏まえた長期保守管理方針の妥当性について、多くの議論が行われた。なお、運転期間延長認可申請を行っている40年目の高経年化技術評価については審査内容が重複しないよう、効率的に審査を行っている。

表21 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
東北電力(株)	女川原子力発電所1号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月6日	—※4	平成26年5月21日	平成26年6月1日
東京電力(株)	福島第二原子力発電所2号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年7月31日	—※4	平成26年1月22日	平成26年2月3日
	福島第二原子力発電所3号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年6月20日	—※4	平成27年6月10日	平成27年6月21日
	柏崎刈羽原子力発電所1号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年9月16日	—※4	平成27年9月14日	平成27年9月18日
関西電力(株)	高浜発電所1号炉 (40年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月12日	—※4	平成26年11月12日	平成26年11月14日
	高浜発電所3号炉 (30年) (運転前提)	平成26年1月15日	2	平成27年11月18日※3	平成27年1月17日
	高浜発電所4号炉 (30年) (運転前提)	平成26年6月3日	2	平成27年11月18日※3	平成27年6月5日
	高浜発電所2号炉 (40年) (冷温停止維持のみ)	平成26年11月11日	—※4	平成27年4月8日	平成27年11月14日
	高浜発電所1号炉 (40年) (運転前提)	平成27年4月30日	4	—	平成28年7月7日※1
	高浜発電所2号炉 (40年) (運転前提)	平成27年4月30日	4	—	平成28年7月7日※1
	美浜発電所1号炉 (冷温停止維持のみ)	平成27年9月29日	—※4	平成27年11月17日	—※2

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又 は 40 年を経過する日
	美浜発電所 3 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 11 月 26 日	1	—	平成 28 年 11 月 30 日
中国電力(株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 9 月 27 日	—※4	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日
九州電力(株)	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 25 年 12 月 18 日	2	平成 27 年 8 月 5 日※3	平成 26 年 7 月 4 日
	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 10 月 10 日	—※4	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 11 月 21 日	3	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 28 日
日本原子力発電(株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 2 月 15 日	—※4	—	平成 29 年 2 月 17 日

※1：原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

※2：原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

※3：原子力規制委員会において了承した方針に基づき、新規制基準適合性審査を踏まえつつ、高経年化対策の審査を実施。

※4：原子力規制委員会において了承した方針に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が審査を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告し、決裁を得る。

5.敷地内破砕帯の活動性の評価

原子力規制委員会は、平成 24 年度第 2 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 26 日）及び第 5 回原子力規制委員会（10 月 17 日）において、旧原子力安全・保安院が敷地内破砕帯の最近の活動の有無等について追加調査を指示した 6 つの原子力発電所（関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）、日本原子力発電株式会社敦賀発電所（以下「敦賀発電所」という。）、東北電力株式会社東通原子力発電所（以下「東北電力東通原子力発電所」という。）、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「高速増殖原型炉もんじゅ」という。）、関西電力株式会社美浜発電所（以下「美浜発電所」という。）及び北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「志賀原子力発電所」という。））について、現地調査と評価を行うこととした。

調査に当たっては、「日本活断層学会」「日本地質学会」「日本第四紀学会」「日本地震学会」の関係 4 学会から推薦を受けた学会内外の専門家から、活断層の認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しく、個々の原子力施設のこれまでの安全審査（耐震バックチェック及び二次審査を含む）に関わったことのない学識経験者を選定し、原子力規制委員会の島崎委員（当時。現在は石渡委員）を加え、発電所ごとに 5 名から成る有識者会合を構成した。有識者会合では、現地調査を行い、評価会合で議論を重ね、評価書案をまとめる。その後、有識者会合でまとめた評価書案について、ピア・レビュー会合により、第三者の視点から、科学的、技術的見地に基づいているか確認していただく。ピア・レビュー会合においては、当該破砕帯の再評価をするのではなく、より多くの専門家の意見を聴き、これを参考にしつつ、評価書案をより良いものとするを目的としている。なお、本評価結果は重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行う。

平成 27 年度においては、評価が終了している大飯発電所、敦賀発電所及び東北電力東通原子力発電所以外の 3 つのサイトについての調査等を実施した。

（1）美浜発電所

美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 27 年度に 2 回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催し、平成 27 年度第 30 回原子力規制委員会（平成 27 年 9 月 30 日）において、「白木一丹生断層から美浜発電所敷地に向かう後期更新世以降に活動した断層の存在は推定されず、同敷地内に分布する破砕帯についても、後期更新世以降に活動した可能性は低い」とする評価書を報告した。

(2) 志賀原子力発電所

志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、平成 27 年度に現地調査を実施するとともに、3 回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催した。評価のとりまとめ作業を継続中である。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅ

高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、平成 27 年度に現地調査を実施するとともに、1 回の評価会合を開催した。評価書案のとりまとめのため、議論を継続中である。

6.火山活動のモニタリングに係る検討

原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、巨大噴火の可能性に繋がる異常が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求める等の対応を行う必要がある。このため、原子力規制委員会は、巨大噴火に関連した火山学上の知見や考え方の整理を行うべく、平成 27 年度において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」を計 2 回開催した。

その後、平成 27 年度第 25 回原子力規制委員会（平成 27 年 8 月 26 日）において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」[※]について報告を受けた。この提言を踏まえ、平成 27 年度第 46 回原子力規制委員会（平成 27 年 12 月 16 日）において、原子力規制委員会における火山モニタリングに係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について、原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項とすることを決定した。また、第 7 回原子炉安全専門審査会（平成 28 年 3 月 25 日）において、当該調査審議のため原子炉安全専門審査会に原子炉火山部会を設置することを決定した。

※「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」の概要

原子力規制委員会は、今後、原子力施設に係る火山活動のモニタリング方法や観測結果について個別の原子力施設設置者から情報提供を受け、原子力規制委員会としての対応を検討することになる。

このような活動を継続的に実施していくためには、原子力規制委員会が、火山学や関連する学術分野の外部専門家や関係研究機関、関係行政機関からの専門的助言を受け、情報を共有し、連携する関係を構築することが必要である。

7.もんじゅへの対応

原子力規制委員会は、高速増殖原型炉もんじゅについて、平成 24 年に発覚した保守管理不備を踏まえ、平成 25 年 5 月 29 日、日本原子力研究開発機構に対し、原子炉等規制法に基づく保安措置命令及び保安規定変更命令を発出した。

保安措置命令への対応に関して、日本原子力研究開発機構から、平成 25 年 9 月と 11 月に措置が完了したとの報告を受け、原子力規制委員会が日本原子力研究開発機構の命令への対応状況について確認を進めたところ、対応が不十分である等の事実を確認した。原子力規制庁は、保守管理体制及び品質保証体制並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、引き続き、保守管理体制及び品質保証体制の再構築、保全計画の見直しに係る原子力規制委員会からの命令に関し、適切に対応し、改善されることが必要である旨を原子力規制委員会に報告した。

これらの状況を踏まえ、日本原子力研究開発機構は、追加対策を行い、報告書を全面的に改訂したとして、平成 26 年 12 月（平成 27 年 2 月補正）に改めて保安措置命令に対する対応状況について報告書を原子力規制委員会に提出した。

しかし、当該報告書の記載事項の実施状況を確認した保安検査では、保安規定違反に該当する事案が確認され、平成 27 年 11 月には保全計画において多数の機器の重要度分類が適切に設定されていなかった事案について保安規定違反が確認されたとして原子力規制委員会に報告した。

このような状況のもと、原子力規制委員会は平成 27 年 10 月 21 日に文部科学省研究開発局長から高速増殖原型炉もんじゅの運営主体の認識及び評価に関する説明を聴取した。また、同年 11 月 2 日に日本原子力研究開発機構理事長から保守管理不備問題への対応状況に関する説明を聴取した。

その後、原子力規制委員会で議論を行い、これまでの一連の経緯と問題点を踏まえ、日本原子力研究開発機構は高速増殖原型炉もんじゅの出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有していないと判断した。このため、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 11 月 13 日に文部科学大臣に対し、以下のとおり勧告を行った。

○勧告文（平成 27 年 11 月 13 日原規規発第 1511131 号）（抜粋）

次の事項について検討の上、おおむね半年を目途として、これらについて講ずる措置の内容を示されたい。

- 一 機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること。

二 もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。

8.審査結果等の丁寧な説明

新規制基準適合性審査結果は、基本的には立地自治体からの要望に基づき説明を行っている。平成26年9月の川内原子力発電所の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である鹿児島県の県議会において審査結果の説明を行うとともに、同県内の5市町で開催された住民説明会において、説明を行った。さらに、平成27年2月の高浜発電所3,4号炉の原子炉設置変更許可後には、高浜町の要請を踏まえ、審査結果に関する説明ビデオを作成し、高浜町のケーブルテレビ及び原子力規制委員会のウェブサイトで公表したほか、福井県内の各種協議会等においても説明を行った。

平成27年度は前年度に引き続き、高浜発電所3,4号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である福井県が設置した専門委員会等の場において説明するとともに、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等においても説明を行った。また、平成27年7月15日の伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である愛媛県及び伊方町が設置した専門委員会等の場において、審査結果について説明するとともに、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等においても説明を行った。

審査結果の説明にあたっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表した。

9.放射線障害防止法に係る制度整備等

(1) 放射線障害防止法に係る制度整備

①放射線障害防止に係る制度整備

IRRS ミッションの受入れの事前準備の過程で浮き彫りにされた課題のうち、日本国内の放射性同位元素等の取扱施設の緊急時対応体制について、IAEA が緊急時の準備と対応について要求している事項が国内でどの程度実施可能か検討するため、国内及び海外の実態調査を行った。

今後、放射性同位元素等の取扱いに伴うリスクの程度に応じた **graded approach**（等級別扱い）を考慮しつつ、事業者においてこれらの取組の強化が図られるよう、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）に係る制度整備に向けた検討を進める。

②国際会議への参加

原子力規制委員会では、IAEA の定めた国際基準等を踏まえ、放射性同位元素等の取扱いにおける線量限度等の放射線障害の防止に関する技術的基準等について定めるとともに、放射性同位元素に係る核セキュリティに関する具体的検討を行っている。

これらに関し、国際機関の開催する会議において情報収集を行うとともに日本の意見を議論に反映させるため、原子力規制委員会は、下記の IAEA 等の会合に参加した。

表 2 2 IAEA 等の会合への参加

会議名称	日程	主な議題
IAEA 放射線安全基準委員会 (RASSC ⁴⁰) 会合	平成 27 年 6 月 23 日～25 日 (第 38 回)	・電離放射線の医療被ばくに対する放射線防護 ・獣医学における放射線防護と安全 ・ポジションペーパーの準備（放射線への健康影響の帰因とリスクの推定及び安全基準に対する可能性のある意味合い） ・食品以外の汚染された日用品の管理 ・放射線に対する個人の感受性
	平成 27 年 11 月 4 日～6 日 (第 39 回)	・安全指針「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念の適用」の見直しの検討 ・ウラン製造及び NORM からの放射性残渣の管理

会議名称	日程	主な議題
放射線防護の課題への取り組み (BSS の履行) に関する技術会合	平成 27 年 11 月 2 日～3 日	<ul style="list-style-type: none"> 過去の活動跡地 (Legacy site) の環境修復の課題 国際貿易における汚染された商品 NORM による職業被ばくに関連する活動における防護の最適化と安全
IAEA 使用しなくなった線源の長期間管理に関する安全とセキュリティ確保のための行動規範の適用における国際的な調和を推進するための法的・技術的専門家会合	平成 27 年 7 月 27 日～31 日 (コンサルタント会合)	<ul style="list-style-type: none"> 使われなくなった密封線源の管理に関するガイダンスの策定について
	平成 27 年 12 月 14 日～17 日 (第 2 回)	
OECD/NEA 放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH ⁴¹) 年次会合	平成 27 年 4 月 15 日～17 日	<ul style="list-style-type: none"> 専門家グループ及び科学と価値に関するワークショップ等の活動報告 今後の活動とプログラムの検討
放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH) ビューロ会合	平成 27 年 10 月 27 日～28 日	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処分の閉鎖後段階における放射線防護の諸問題 食品安全科学に関するワークショップ、専門家グループの方針について 今後のプロジェクトに係る検討

(2) 放射線障害防止に係る審査・検査等の実施

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、原子力規制委員会において実施した主な審査・検査等の状況は、以下のとおりである。

表23 主な審査・検査等の状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

事業者	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2,317)	使用の許可(承認)	51
	許可使用に係る変更の許可(承認)	298
	法人の合併又は分割の認可	27
	廃止等の届出	91
	立入検査	354
届出使用者 (事業所数：521)	使用の届出	16
	使用の届出に係る変更の届出	29
	廃止等の届出	41
	立入検査	0
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：4,739)	表示付認証機器の届出	1,026
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	883
	廃止等の届出	896
	立入検査	0
届出販売業者 (事業所数：313)	販売業の届出	9
	販売業の届出に係る変更の届出	54
	廃止等の届出	6
	立入検査	2
届出賃貸業者 (事業所数：156)	賃貸業の届出	4
	賃貸業の届出に係る変更の届出	31
	廃止等の届出	3
	立入検査	0
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	4
	廃止等の届出	0
	立入検査	0
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	7

(3) 放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射線障害防止法第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定に基づき、放射性同位元素等の保管廃棄の状況、放射線業務従事者の被ばく管理状況等について、放射線障害防止法の規制を受ける各事業所から報告された平成26年度放射線管理状況報告書(対象期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日)について取りまとめた。

平成26年度の全ての事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

平成26年度の各事業所における放射線業務従事者個人の受けた線量は、全ての事業所において法令に定める年間の線量限度を下回っていた。

(4) 放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

放射線障害防止法施行規則第 39 条では、放射性同位元素等取扱事業者に対し、事業所等で発生した事故・故障等（以下、本項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会に報告することを義務付けている。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの法令報告事象は 2 件であった。

①大成建設株式会社における放射性同位元素の所在不明

平成 27 年 5 月 26 日、大成建設株式会社において盛土工事及びトンネル工事の品質管理に用いる水分・密度計に含まれる放射性同位元素（コバルト 60、カリフォルニウム 252）が装着されたステンレス製の線源棒が紛失していることが判明した。線源棒を紛失した可能性がある場所を重点的に探索したが発見できなかったため、平成 27 年 6 月 2 日に放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。以降、一般公開を行い、探索を続けているが、現時点では発見に至っていない。

所在不明の主な原因として、水分・密度計の使用慣れによる線源棒の管理の不備等が挙げられるため、再発防止対策として、水分・密度計の使用・保管・運搬等のルールの周知徹底及び確実な実施並びにこれらの実施状況の確認を行うこととしている。

②国立大学法人大阪大学の放射性同位元素等取扱事業所における放射性同位元素の管理区域外への漏えい

平成 27 年 12 月、国立大学法人大阪大学において RI 排水管の漏えい確認のため、管理区域内から RI 排水管に水（162.7 リットル）を流したところ、受入槽に 71.7 %（116.6 リットル）しか流れ込んでない事象が発生した。管理区域外へ漏えいしている可能性があることから、地中に埋まっている配管を掘り起こし調査したところ、配管に割れが確認された。配管の割れが生じた近くの土壌の汚染検査をしたところ、平成 28 年 3 月 15 日、汚染が確認されたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

原因としては、配管の老朽化及び建物周辺の地盤沈下により破断が発生したものである。対策としては、当該埋設 RI 配水管を全て 2 重配管に交換し、さらに地中のエルボ一部位付近に点検口を設け、容易に漏水検査が出来るよう改善した。

(5) 放射線取扱主任者試験の実施等

許可届出使用者等は、放射線障害防止法に基づき、放射線障害の防止について監督を行わせるため、第1種、第2種及び第3種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、同法で定められた区分に従い、放射線取扱主任者を選任する必要がある。

原子力規制委員会は、放射線取扱主任者試験に合格し、講習を修了した者に対し、593名に第1種放射線取扱主任者免状、384名に第2種放射線取扱主任者免状を公布した。また、575名の講習修了者に対し、第3種放射線取扱主任者免状を公布した。

10.核燃料取扱主任者試験及び原子炉主任技術者試験の実施等

原子力規制委員会において、原子炉の運転や核燃料物質の取扱いに関する保安・監督を行う原子炉主任技術者や核燃料取扱主任者に選任される資格を付与するための国家試験を実施している。平成27年度においては、原子炉主任技術者試験について12名に、核燃料取扱主任者試験について23名に対し免状の交付を行った。

第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

安全性と核セキュリティの双方の措置の調和を図ることについては、「核セキュリティ文化に関する行動指針」と「原子力安全文化に関する宣言」において明記し、原子力規制委員会の組織理念の下、全ての職員の責務として位置づけた。これを踏まえ、安全性と核セキュリティの両立のため、核物質防護情報の管理、設置変更許可申請に対する審査の進め方等について効率的な連携を行った。実務的に必要に応じ、双方の部署が互いに情報の共有を図ることとしている。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

(1) 実施計画の認可・検査等

東京電力福島第一原子力発電所については、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、原子力規制委員会は、平成24年11月に「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、平成24年12月、措置を講ずべき事項に基づき策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月にこれを認可した。その後、作業の進捗状況に応じ、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに42件の実施計画の変更を認可している。主な実施計画の変更認可等は以下のとおりである。

①海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の除去について

原子力規制委員会は、高濃度汚染水が滞留する海側トレンチからの漏えいについては、そのリスクの高さから早急に対策の実施を求めてきており、海水配管トレンチ内の汚染水の除去に関する対策について平成25年8月に実施計画を認可した。汚染水の移送やトレンチへのコンクリートの充填に至る具体的な内容については、第19回、第24回から第30回までの特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」）において、2号機海水配管トレンチ建屋接続部等における凍結止水工事の進捗状況や、汚染水が滞留する状態で水平トンネル部への水中不分離コンクリートの施工方法等について議論した。また、平成26年8月5日、2号機及び3号機海水配管トレンチ閉塞工事の進捗に伴い、タービン建屋滞留水の水位を、運転上の制限及び水位確認を行う対象に追加するとして実施計画の変更認可申請を受理し、平成26年10月29日に認可した。

原子力規制委員会は、平成27年度に開催した監視・評価検討会において、2号機については6月30日、3号機については7月30日、4号機については12月11日にトレンチ内汚染水の除去の完了を確認した。

②凍土方式遮水壁（陸側遮水壁）設置工事について

原子力規制委員会は、平成27年1月27日に陸側遮水壁の設置工事に係る実施計画の変更申請を受け、監視・評価検討会等の場を通じて議論を行ってきた。

当初申請内容は、陸側遮水壁を全面同時に凍結させる計画としており、遮水

壁の発現に伴い地下水位が低下することにより、建屋内に滞留している汚染水の水位との逆転が生じ、環境への漏えいが懸念されたことから、原子力規制委員会は、監視・評価検討会等の場を通じて、水位の逆転を起こしにくい計画の例として、段階的な凍結方法や陸側遮水壁（海側）を先行的に実施すること等を提案した。

これを受け、東京電力は、段階的な凍結させる計画に変更するとともに、陸側遮水壁（海側）の凍結を先行的に実施し、陸側遮水壁（山側）の凍結を段階的にする方法に変更した実施計画の変更申請（一部補正）の提出があった。その後、平成27年度第64回原子力規制委員会（平成28年3月30日）の議論を踏まえ、同日付けで認可した。

③敷地境界実効線量 1mSv／年未満の達成について

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う敷地境界における実効線量（評価値）が、平成25年4月以降1mSv/年未満を大幅に超過していることから、平成26年2月に実効線量（評価値）の制限を達成する時期の明確化等を含む実施計画の変更を指示した。これを踏まえ、平成25年12月に申請された実施計画の変更認可申請に、平成27年3月末までに2mSv/年未満、平成28年3月末までに1mSv/年未満とする計画が追加され、平成26年度第14回原子力規制委員会（平成26年6月25日）における議論を踏まえ、同日付けで認可した。

その後、平成27年3月には、多核種除去設備等によるタンク内の汚染水を処理を実施すること等により、平成27年度末に敷地境界1mSv／年未満の達成とする実施計画の変更認可申請（平成27年9月に一部補正）が提出され、第38回監視・評価検討会における議論を踏まえ、平成28年3月31日付けで認可した。

④汚染地下水の海への流出防止について

建屋内への地下水の流入を抑制するためのサブドレンについては、震災の影響により一部損壊が生じたが、その後本格的に運転するため浄化装置やサンプルタンクの設置を行う実施計画の変更認可申請が提出され、平成27年1月に認可し、平成27年9月からサブドレンに係る運転を開始した。また、その後、一部未閉合であった海側遮水壁の閉合が平成27年10月に完了し、汚染地下水の海への流出防止が図られることとなった。

⑤地震・津波等外部事象に対する防護の検討について

東京電力福島第一原子力発電所における地震・津波対策については、平成26年度第19回原子力規制委員会（平成26年8月6日）において、実情に即した適切で有効な対策を早急に進めること等が議論された。

その後、監視・評価検討会等の議論を踏まえ、東京電力株式会社に対し、地震及び津波に対する防護の検討を指示し、検討用地震動及び検討用津波（900gal,26.3m）に係る報告を受けた。

その後、平成27年12月の第38回監視・評価検討会において、原子力規制庁は東京電力が策定した検討用地震動及び検討用津波については大きな問題があるものではないことを確認し、平成28年3月の第40回監視・評価検討会において、今後の評価・確認の進め方に係る方針を決定した。

また、実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに保安検査を4回、使用前検査を52件、溶接検査を55件実施するなど、東京電力株式会社の取組を監視している。なお、平成27年度第50回原子力規制委員会（平成28年1月20日）において、1000トンノッチタンク貯留水の移送配管からの漏えいに係る予防処置の未実施及び1号機タービン建屋内一部エリアの水位確認の未実施に係る実施計画違反（監視）について、及び平成27年度第64回原子力規制委員会（平成28年3月30日）において、汚染水タンクエリア内堰の配管貫通部における施工終了後の水張り試験に係る検討の未実施に係る実施計画違反（監視）について、審議した。

さらに、施設定期検査については、平成26年度第41回原子力規制委員会（平成26年11月26日）において議論された結果を踏まえ、特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置き、第2回施設定期検査を実施した。

表24 実施計画の認可・検査の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	42
使用前検査の終了	52
試験使用の承認	0
一部使用の承認	7
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	29
輸入溶接検査の終了	26
施設定期検査の終了	1
保安検査	4

（2）中期的リスクの低減目標マップ

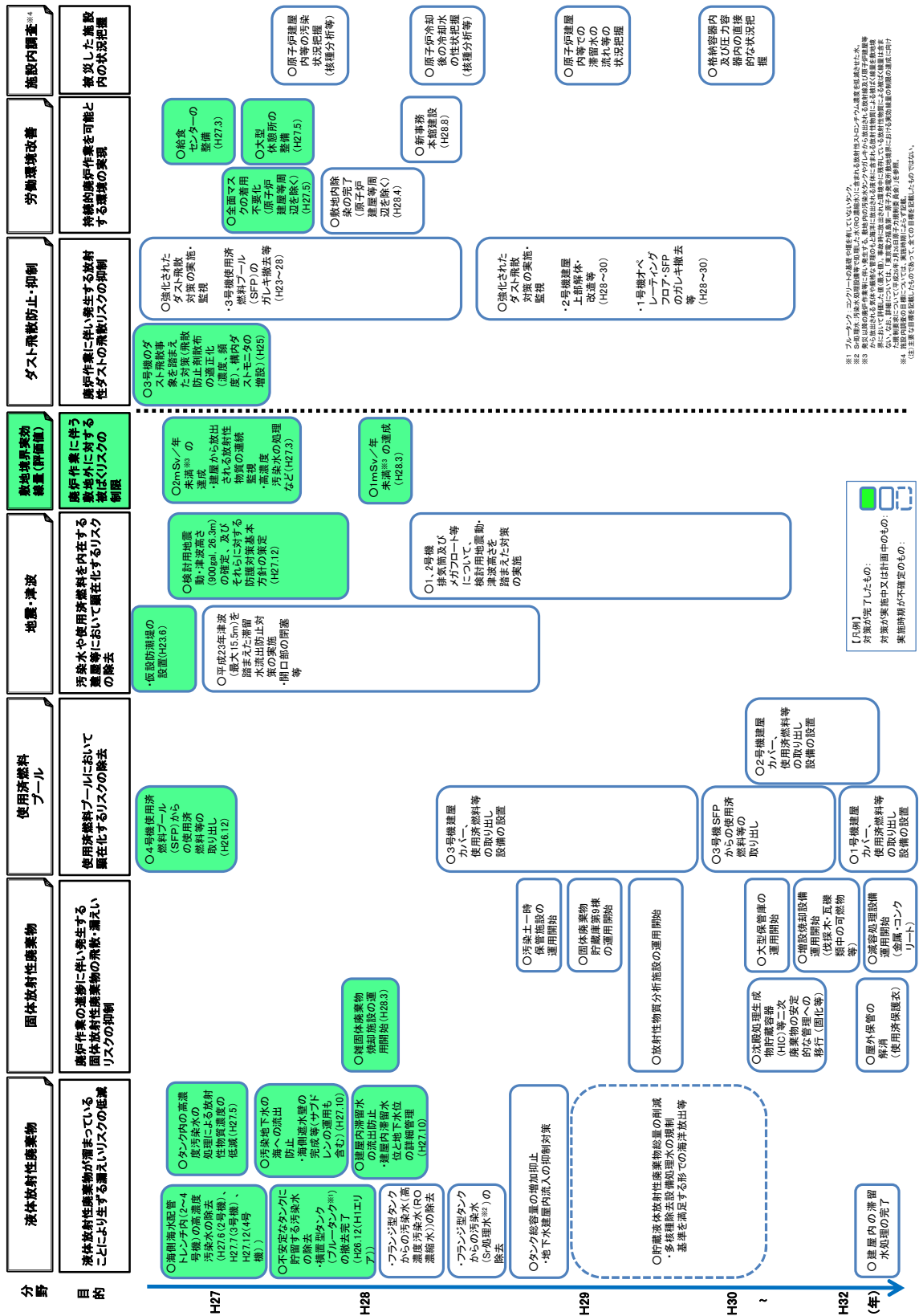
原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成26年度第57回原子力規制委員会（平成27年2月18日）において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）」を策定した。

その後、当該マップの策定から約半年経過し、いくつかの目標が達成されたこと等の進捗を踏まえ、平成27年度第23回原子力規制委員会（平成27年8月5日）において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成27年8月版）」へ改定を行った。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、平成27年度第53回原子力規制委員会（平成28年2月3日）において、平成27年8月以降の進捗状況、廃炉作業の状況等を踏まえ、当該マップの改定について議論を行った。その後、監視・評価検討会等における議論等を踏まえ、平成27年度第58回原子力規制委員会（平成28年3月2日）において、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）」へ改定を行った（図3参照）。

なお、当該低減目標マップは、今後、定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととなっている。また、海外広報においても、本マップの英語版を作成し、ホームページへの掲載等を通じて発信している。

平成28年3月31日
原子力規制委員会

福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)



※1 プルトニウム、コバルトの濃縮や純化していないタンク、放射性物質の貯蔵容器(タンク)の汚染状況把握は、汚染水の採取・分析による汚染状況把握が中心である。放射性物質の貯蔵容器(タンク)の汚染状況把握は、放射性物質の採取・分析による汚染状況把握が中心である。

※2 放射線測定器の汚染状況把握は、放射性物質の採取・分析による汚染状況把握が中心である。放射性物質の採取・分析による汚染状況把握が中心である。

※3 1年間の平均値である。1年間の平均値は、1年間の平均値である。

※4 放射線測定器の汚染状況把握は、放射性物質の採取・分析による汚染状況把握が中心である。

【凡例】
対策が完了したもの:
対策が実施中又は計画中のもの:
実施時期が不確定なもの:

図3 福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)

(3) 特定原子力施設に関する検討体制の見直し

東京電力福島第一原子力発電所では、これまでにいくつかの対策が完了しており、特に、海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水が除去されたことによって、滞留水流出による環境汚染のリスクが従来に比べて大幅に低減した。一方、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となった。このような廃炉作業の進捗の現状に合わせて、平成27年度第37回原子力規制委員会（平成27年10月28日）において、監視・評価検討会の体制を見直すとともに、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を新たに開催することとした。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第62条の3では、原子力事業者に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故・故障等（以下、本項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの法令報告事象は2件である。法令報告事象への対応は以下のとおりである。なお、法令報告事象については、INESによる評価を行うこととしているが、これらの事象についてはプラント状況に鑑みて、INESによる評価は行っていないが、IAEAには事象の概要及び環境への影響について報告している。

①1000トンノッチタンク貯留水の移送配管からの管理区域外漏えい

平成27年5月29日、1000トンノッチタンク貯留水を3号機タービン建屋へ移送していた耐圧ホースより漏えいが発生した。漏えい水は排水路に流入し、漏えい水の一部が港湾内に流出したことから、汚染された水が管理区域外で漏えいしたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況等を確認し、原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、港湾内及び港湾外における監視を強化すること、漏えい量の推定及び放射能濃度の測定結果を示すこと、移送を行ったラインの移送開始前及び開始時におけるラインチェック等の取扱いについて確認すること等を指摘した。

上記の指示について、東京電力株式会社は、当該ホースのポリエチレン管へ交換、「耐圧ホース運用管理ガイド」等のマニュアルを制定及び改訂、排水路に連続モニタリング設備の設置等を実施しており、原子力規制委員会では、第36回監視・評価検討会において、東京電力株式会社における原因調査の状

況、今後の対応等について議論した。

本件について、平成27年8月28日（平成27年12月16日付で一部補正）、原子力規制委員会は、東京電力株式会社より、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後、当該報告を確認し、平成27年度第50回原子力規制委員会（平成28年1月20日）において、懸念すべき環境汚染はなかったこと、パトロールを行った作業員に懸念すべき被ばくはなかったこと、「耐圧ホース運用管理ガイド」等のマニュアルを制定及び改訂し、使用期間や汚染放射能濃度に応じた計画的な点検の実施し、側溝への敷設を禁止したこと、K排水路に汚染水の流入等の異常を検知するための連続モニタリング設備を設置すること等の再発防止対策が完了していることと等の評価を決定した。

②汚染水タンクエリアの堰内水の漏えい

平成27年9月11日にH4北タンクエリア、平成27年9月14日にH6タンクエリアにおいて、東京電力株式会社より、降雨により内堰内に溜まっていた水（以下「堰内雨水」という。）の漏えいが発生したことについて報告を受けた。その後、東京電力株式会社から、実施計画において定めた排水基準以上の堰内水は、雨水処理設備で放射性物質を除去することを実施計画で定めており、H4北タンクエリアの堰内雨水で過去のタンク水漏えいの影響を受けたと思われる濃度が検出されていることから、平成27年9月15日に当該排水基準以上の堰内雨水が漏えいしたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において、現場の状況等について確認し、その状況等を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、堰内雨水漏えいについて堰の構造、漏えい経路等を踏まえ緊急点検及び予防的な措置を講ずること、今回実施したリークチェックの方法を整理すること、堰内水の水位管理について過去の測定結果を含めた管理状況を整理すること等の指摘をした。

上記の指摘に対して、東京電力株式会社は、嵩上げた内堰の継ぎ目及び取り付けボルト部に対してポリウレタ吹付、内堰の配管貫通部に対して止水材等による処置及び局所的な水張り試験等を実施しており、原子力規制委員会は、第37回監視・評価検討会において、東京電力株式会社による原因調査の状況、今後の対応等について議論した。

本件について、平成27年12月22日（平成28年2月26日付で一部補正）、原子力規制委員会は、東京電力株式会社より、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後、当該報告を確認し、平成27年度第64回原子力規制委員会（平成28年3月30日）において、懸念すべき環境汚染はなか

ったこと、パトロール等に従事した作業員に懸念すべき被ばくはなかったこと、嵩上げた内堰の継ぎ目及び取り付けボルト部に対してポリウレア吹付、内堰の配管貫通部を設けない等の再発防止対策が完了していることと等の評価を決定した。

③平成26年度に発生した事故・トラブルへの対応

平成26年9月4日に発生したG4南エリアA5-A6タンク連結弁の不具合事象について、東京電力株式会社は、貫通亀裂が発生した当該弁の交換、試験・施工要領書への明記の周知、凍結防止対策運用ガイドへの反映等を実施していることを面談等で確認した。その後、平成27年4月28日（平成27年6月5日付けで一部補正）、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後当該報告を確認し、平成27年度第15回原子力規制委員会（平成27年6月17日）において、懸念すべき堰外への漏えいはなかったこと、懸念すべき被ばくはなかったこと、貫通亀裂が発生した当該弁の交換、試験・施工要領書への明記の周知、凍結防止対策運用ガイドへの反映等の再発防止対策がとられていること等の評価を決定した。

平成26年12月17日に発生した多核種除去設備処理水の移送配管からの漏えい事象について、東京電力株式会社は、移送手順書の作成に必要な配管系統図を工事実施部署から設備運用部署への共有等を実施していることを面談等で確認した。その後、平成27年4月28日（平成27年6月5日付けで一部補正）、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後当該報告を確認し、平成27年度第19回原子力規制委員会（平成27年7月15日）において、タンク設置完了した際のマニュアル化、報告移送手順書の作成に必要な配管系統図を工事実施部署から設備運用部署への共有等の再発防止対策がとられていること等の評価を決定した。

平成27年2月22日に発生した構内側溝排水放射線モニタの警報発生事象について、東京電力株式会社は、汚染水を内包する構内保管品への仮置き表示と不要物の処理について関係部門への再周知及び徹底、排水路のゲートの開閉操作について電動化し、港湾につながるゲートについては集中監視室にて操作可能にする設備改良等を実施していることを面談等で確認した。その後、平成27年7月3日（平成27年8月10日付けで一部補正）、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後当該報告を確認し、平成27年度第27回原子力規制委員会（平成27年9月2日）において、汚染水を内包する構内保管品への仮置き表示と不要物の処理について関係部門への再周知及び

徹底、港湾につながるゲートについて開閉操作を電動化することにより、警報発生からゲート閉止までの時間が大幅に短縮されるなどの再発防止対策がとられていること等の評価を決定した。

また、法令報告事象とすべき範囲に関して、液体放射性物質等が漏えいした場合における除外要件等を追加することとする改正案について、平成27年度第3回原子力規制委員会（平成27年4月15日）において意見募集を行うこととし、平成27年度第10回原子力規制委員会（平成27年5月27日）において改正を決定した。さらに、平成27年9月に発生した汚染水タンクエリアの堰内水の漏えいに係る原因と対策の評価を踏まえて、平成27年度第64回原子力規制委員会（平成28年3月30日）において、液体放射性物質等が漏えいした場合における除外要件等を追加した改正案について、行政手続法に基づく意見募集を行うことを決定し、翌日より意見募集を開始した。

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。

原子力規制委員会は、平成24年度第34回原子力規制委員会（平成25年3月27日）において、技術的に解明すべき論点について、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員（当時）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構職員からなる「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を立ち上げることとし、平成25年5月に検討会を設置した。

その後、検討会における議論及び東京電力福島第一原子力発電所の現地調査（平成25年度は5回の検討会と4回の現地調査、平成26年度は1回の検討会と5回の現地調査）等による検討を進め、平成26年度第31回原子力規制委員会（平成26年10月8日）において中間報告書を取りまとめ、「NRA報告」として公表した。本中間報告書については、英語版を作成し、IAEAやOECD/NEA等に送付するなど、国際社会への発信を行った。

中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されているさまざまな課題、未解明事項等のうち、まずは、国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている7つの事項を対象に、これまでに得られているプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、それぞれについて原子力規制委員会の見解を取りまとめた。

今後の検討の進め方としては、東京電力福島第一原子力発電所の調査、廃炉作業の進捗を踏まえ、必要に応じ検討項目を抽出することとしており、平成27年度においては、原子力規制庁において東京電力株式会社等による調査の進捗状況について確認を行った。また、OECD/NEAによる調査研究活動等に参加した。引き続き、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、技術的な側面から調査を進めていくこととしている。

第3節 放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会では、平成 25 年度に文部科学省より放射線モニタリングの実施に係る事務が移管されたことも踏まえ、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 27 年 4 月 1 日改定）に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率のモニタリング等を実施し、解析結果を、毎週公表している。

また、平成 28 年 2 月 10 日の平成 27 年度第 55 回原子力規制委員会（平成 28 年 2 月 10 日）において、原子力規制委員会が定期的実施しているモニタリングを主な対象として、約 5 年間のモニタリング結果を整理するとともに、その結果を踏まえて今後のモニタリングの見直しの方向性を検討した。また、今後の避難指示区域等の住民帰還に資するモニタリングの充実・強化を図るため、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを原子力規制委員会が新たに実施することについて検討した。

（1）福島県全域における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県全域において、航空機モニタリングを実施し、平成 28 年 2 月に、平成 27 年 9 月 29 日時点の東京電力福島第一原子力発電所から 80km 圏内における空間線量マップ並びに福島県及び平成 27 年 11 月 7 日時点のその近隣県における空間線量率マップを公表した。また、平成 27 年 7 月に「平成 26 年度放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約及び移行モデルの開発）事業」の成果報告書を公表し、この中で走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の測定結果を掲載した。

（2）モニタリングポストによる福島県及び近隣県の空間線量率の把握

福島県及び近隣県の学校等の公共性の高い場所に地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト 708 台及びリアルタイム線量測定システム 3,036 台によって空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムでホームページに公表するとともに、被災地のニーズに対応したリアルタイム線量測定システムの移設等を随時実施することで機器の有効活用及び連続測定を実施している。

(3) 海域のモニタリング

前年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域モニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施している。原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行った。

また、平成 27 年 5 月及び 11 月に IAEA 環境研究所の専門家等が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて 5 月は海水・海底土を、11 月は海水・水産物を採取した。これまでに得られた分析結果の相互比較や分析機関の力量評価の結果から、日本のデータの信頼性が高いことを確認した。

第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

1. 規制基準の継続的改善

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関が定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等の新規規制基準を施行した。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む。）については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしている。

(1) 平成27年度における規制基準の改正

① 特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定

平成25年7月に施行された発電用原子炉施設の新規制基準においては、重大事故等対策の信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）を設けることを要求している。当該要求については、施行から5年の間これを適用しないことができる旨の経過措置規定が設けられていた。

これは、特重施設等は、それ以外の施設及び設備（以下「本体施設等」という。）によって重大事故等対策に必要な機能を満たした上で、その信頼性向上のためのバックアップ対策として求められるものであり、施設等を新たに設置するためには、審査、工事等に一定の時間が必要であるとの認識によるものである。

一方、特重施設等の審査を進めるためには、本体施設等の審査によって、本体施設等の設計条件等が確定されることが前提となるが、全般的に本体施設等の審査が当初の見込みよりも長期化していることに伴い、特重施設等の審査着手が遅れており、また、プラントごとに本体施設等の審査の進捗が大きく異なっている。

これらを踏まえ、原子力規制委員会は、特重施設等の設置義務の適正かつ円滑な履行を確保する観点から、経過措置期間の終期について、本体施設等に係る工事計画認可の日から5年後とする旨の見直しを行うため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則」を平成27年12月22日に決定し、平成28年1月12日に施行した。

②有毒ガスに関する原子炉制御室の居住性の確保

原子炉制御室の居住性確保に関して、有毒化学物質から発生する有毒ガスへの対策について、旧原子力安全・保安院において検討が行われていたが、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、検討が中断されていた。

原子力規制庁において事業者から得たデータを基に簡易評価を行ったところ、有毒化学物質が漏えいした場合、原子炉制御室の居住性に影響を与える可能性が示唆された。

この簡易評価結果及び海外における規制の状況を踏まえ、原子力規制委員会は平成 27 年 11 月 25 日、有毒ガスに対する原子炉制御室の居住性の確保に関し、規則等において所要の対応を行うとともに、原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価ガイドを策定する方向性について了承した。当該ガイドの策定に当たり、「原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会」を平成 27 年度においては 2 回開催し、外部有識者の意見を踏まえて検討を行った。

(2) 民間規格の活用

我が国の原子炉等規制法に基づく規制基準は、性能水準を規定している。原子力規制委員会は、性能水準を満たす具体的な詳細仕様として、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等（以下「学協会」という。）の民間規格を、予め技術評価を行った上で活用することとしている。

①民間規格の技術評価の実施及び技術基準規則の解釈への反映

○原子炉構造材の監視試験方法 2013 年追補版

日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法」2013 年追補版の技術評価を行うため、平成 26 年度に引き続き、「原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム」において議論を行った。平成 27 年度中に開催した 1 回を含む計 4 回の検討会合における議論の後、パブリックコメントを経て、技術評価書を平成 27 年 10 月 7 日に決定し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」を一部改正（平成 28 年 1 月 1 日施行）した。

○維持規格 2012 年版／2013 年追補

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 維持規格」2012 年版／2013 年追補の技術評価を行うため、「維持規格の技術評価に関する検討チーム」において議論を行った。平成 27 年度においては 2 回の検討会合を開催した。

②学協会における民間規格の一部削除に伴う対応

日本機械学会は、同学会の「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格」2007年版の一部について、材料強度等に関する技術的な問題により、平成27年10月に削除した。原子力安全・保安院が策定した「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈（内規）」において、当該規格の削除された部分が引用されていたため、この引用箇所を削除することとし、平成28年2月15日に新たに「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の技術基準に関する規則の解釈」として制定した。

2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する、比較的放射能濃度が高い炉内構造物等の放射性廃棄物（以下「炉内等廃棄物」という。）に係る規制基準等の整備に向けた検討を行うため、平成 26 年年度に引き続き、「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」において議論を行った（平成 27 年度においては、8 回の検討チーム会合を開催）。

検討の過程において、原子力規制委員会は、平成 27 年 7 月 22 日、原子力規制庁からこれまでの検討状況について報告を受けるとともに、原子力規制庁に対し、国による制度的管理の必要性等を含めた安全確保の考え方について検討を行うよう指示を行った。

その後、平成 27 年度第 40 回原子力規制委員会（平成 27 年 11 月 13 日）において、炉内等廃棄物の特徴を踏まえた、国による制度的管理や事業者の組織が具備すべき要件といった事業者に対する規制の枠内にとどまらない事項に係る制度（以下「処分制度」という。）、処分制度と規制基準等との関係等に係る検討の方向性について原子力規制庁から報告を受け、同年内に規制基準等の骨子を取りまとめるという当初の予定を改め、今後の検討については次のとおり進めることとした。

- ・ 規制基準等の骨子の取りまとめの前段階として、処分制度の整備を前提とした規制基準等の考え方を平成 27 年度第 4 四半期中を目途に取りまとめる
- ・ 規制基準の骨子については、処分制度に影響されない要求事項の検討を平成 28 年度以降に行い、処分制度の取扱いの進捗に応じて全体の骨子の検討を行う

この新たな検討の進め方の下、原子力規制委員会は、平成 28 年 2 月 17 日、廃棄物埋設の放射線防護基準について、国際基準との整合性や各防護基準の位置付けについて検討する旨、原子力規制庁に指摘した。この指摘により、同年 3 月 30 日、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム」を設置し、廃棄物埋設に特有の規制期間終了後に関する防護基準を中心に再整理を行うこととした。

第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

1.安全研究の推進

(1) 安全研究の実施

原子力規制委員会が、その業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実施し、科学的・技術的知見を蓄積していくことが不可欠である。

このため、原子力規制委員会は「原子力規制委員会における安全研究の推進について」(平成25年9月25日原子力規制委員会)において、基本的考え方、安全研究の進め方及び対象とする安全研究を示し、これに基づき安全研究を実施している。

①原子力規制委員会における安全研究について—平成27年度版—

「原子力規制委員会における安全研究の推進について」に基づき、原子力規制委員会は、原子力安全規制等における課題を解決するために安全研究を実施すべき研究分野を特定し、公表することとしている。

原子力規制委員会は、これまでの安全研究の進捗等を踏まえ、平成27年度以降に実施すべき研究分野を見直すこととし、平成27年度第4回原子力規制委員会(平成27年4月22日)において「原子力規制委員会における安全研究について—平成27年度版—」を策定した。

②安全研究の実施状況

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究について—平成27年度版—」に基づき、9研究分野37件の安全研究プロジェクトを実施した。

③安全研究の成果

原子力規制委員会は、安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA 技術報告」として公表している。平成27年度は以下の4件を公表した。また、13件の論文投稿、33件の学会発表を行った。

表25 平成27年度に公表したNRA技術報告

発行年月	タイトル
平成27年10月	防潮堤に作用する津波段波の影響について
平成28年3月	格納容器破損防止対策の有効性評価に係る重要事象の分析（BWR）
平成28年3月	炉心損傷防止対策の有効性評価事象の分析（BWR）
平成28年3月	原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析について

（2）安全研究の評価

安全研究については、その進捗状況及び研究成果の原子力安全規制等への活用状況について評価を行い、必要に応じて改善していくことが重要である。このため、原子力規制委員会は「原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について」（平成26年4月9日原子力規制庁）に基づき、全ての安全研究プロジェクトに対して評価を実施することとしている。

①平成26年度中間評価及び事後評価

原子力規制委員会は、平成27年7月8日に安全研究に係る平成26年度中間評価及び事後評価結果を了承した。

平成26年度中間評価では、研究実施期間が5年以上のプロジェクトのうち、研究開始から3年以上を経過した19件の対象プロジェクトについて、おおむね適切に成果を挙げていると評価した。そのうち4件のプロジェクトは、新規制基準及び関連するガイド類の整備、新規制基準に係る適合性審査等に研究成果が活用されており、特に成果を挙げたと評価した。

平成26年度事後評価では、平成26年度で終了した5件の対象プロジェクトについて、平成26年度安全研究計画に記載された目的をおおむね達成していると評価した。そのうち1件のプロジェクトは、新規制基準に係る適合性審査に研究成果が活用されており、特に成果を挙げたと評価した。また、他の4件のプロジェクトについては、研究成果の規制等への活用状況を今後追跡評価において確認することとした。

②平成26年度年次評価及び平成27年度安全研究計画の策定

原子力規制委員会は、平成27年7月8日に平成26年度安全研究が平成26年度安全研究計画のとおり行われたか等の評価結果及び平成27年度安全研究計画に反映すべき事項等の評価票について報告を受けた。

平成26年度年次評価では、全41件のプロジェクトの「原子力規制委員会

における安全研究について」(平成 25 年 9 月 25 日原子力規制委員会)への整合性及び年度ごとの安全研究の進捗状況を確認し、3 件のプロジェクトが新規制基準に係る適合性審査等に活用されており、特に成果を挙げたと評価した。この評価結果を踏まえ、近い将来に見込まれる安全性向上評価の妥当性確認に活用すること、最新知見に基づく継続的かつ安定的な審査に不可欠な技術基盤を整備すること等を目的とする 10 件のプロジェクトを特に重点的に実施していくべきプロジェクトとした。

平成 27 年度安全研究計画(平成 26 年度に実施したプロジェクト 41 件のうち、平成 26 年度に計画どおり終了した 5 件を除き、継続する 36 件を再編した 37 件)について、「原子力規制委員会における安全研究について—平成 27 年度版—」(平成 27 年 4 月 22 日原子力規制委員会)と整合しているか、年次評価結果を踏まえた計画となっているかを確認し、おおむね妥当であると評価した。

2.国内外のトラブル情報の収集・分析

平成 26 年 5 月 12 日、原子力規制委員会は、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対して、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を行い、それを踏まえた原子力規制委員会としての対応の要否について助言を行うことを指示した。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は合同審査会として開催され、第 5 回合同審査会では、米国の事例である「主給水ポンプ喪失時における補助給水（AFW）系統及び非常用給水（EFW）系統自動起動回路の動作不能」及び前回までの審査会で要対応技術情報とするために更なる調査を必要とした案件である「発電所の配電系統電圧の妥当性」について検討が行われた。また、前回、2 次スクリーニングで終了となった案件である「使用済燃料プール貯蔵の安全性向上の可能性」に関して、今後の対応が事務局より追加報告され議論を行った。

第 6 回合同審査会では、国内の事例である「金属キャスクバスケット用アルミニウム合金事例規格の廃止」及び米国の事例である「燃料サイクル施設における未解析の状況及び安全確保項目（IROFS）の予期せぬ使用不能を伴う臨界・化学安全事象」について審議が行われた。

第 7 回合同審査会では、米国の事例である「原子炉圧力容器監視カプセルの不適切な取付け」について検討が行われた。

各合同審査会での審議・検討の結果については、原子力規制委員会において報告がなされた。

なお、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において議論のもととなる情報については、事前に原子力規制庁の技術情報検討会において検討・整理され、その上で原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に報告されている。

第3節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

1.人材の確保

実効ある原子力規制を実施していくためには、原子力規制委員会の高度な専門技術的判断を支える専門性を有する人材の確保が不可欠であり、原子力規制委員会は発足以来、優れた知識・技能を有する実務経験者や将来の原子力規制行政を担う新人職員を採用している。

民間等からの実務経験者の採用については、平成26年度に引き続き、新規制基準への適合性審査、現場の施設に対応した検査、地方公共団体との対話を密にして原子力防災対策を行う行政職員や、原子力規制委員会が強化すべき技術研究・技術調査業務を担当する研究職員、会計や庶務等の事務管理を担当する職員を対象とした採用活動を行い、平成28年4月1日までに52人を採用した。

また、将来原子力規制行政を担うこととなる新規採用者については、平成26年度に引き続き、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するための原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）や、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を実施することにより、平成28年度に向けた採用活動にて19名を確保した。さらに、これらの職種へ応募する有為な人材を多数確保するため、規制行政の重要性の理解が深まるよう原子力規制庁の業務紹介等広報活動を積極的に実施した。

しかしながら、定員968名に対し、実員は約920名にとどまっている状況であり、人材の確保は大きな課題となっている。引き続き、即戦力となりうる優れた知識や技能を有する職員の募集を積極的に実施していく。

表26 平成25年度から平成27年度までの人材確保状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
実務経験者	32	57	52	141
新人職員	33	22	19	74
合計	65	79	71	215

2.研修体系等の整備

原子力規制は、原子炉工学、耐震及び耐津波評価、放射線防護、確率論的リスク評価等の高度な専門技術的判断が求められる行政分野であり、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠である。

原子力規制委員会は、平成 26 年度第 14 回原子力規制委員会（平成 26 年 6 月 25 日）において、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にするため「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を策定し、当該基本方針に定められた人材育成に係る施策の進め方として、平成 26 年度第 22 回原子力規制委員会（平成 26 年 9 月 3 日）にて「職員の人材育成に係る施策の進め方について」を承認している。前年度より原子力安全人材育成センターを中心に、この基本方針等に則った人材育成に係る施策を推進しており、平成 26 年度における人材育成に関する取組状況については、平成 27 年度第 6 回原子力規制委員会（平成 27 年 4 月 28 日）において報告を受けた。

基本方針に基づく施策として、まず、平成 26 年度に原子力規制委員会職員が担当業務の遂行上必要な力量（知識及び技能）を計画的に修得できる仕組みの構築に向け、主要な業務ごとに力量を明確化した。その上で、平成 27 年度において、研修受講履歴を含む職員の力量を管理するシステムを導入し、これを用いた職員の研修受講履歴の一元的な管理を開始するとともに、検査業務に従事する職員を主な対象として力量管理の試行を開始した。

また、職員に求められる力量等を踏まえ、新規採用職員が 2 年程度で学ぶべき規制法令、原子力施設、放射線防護、安全文化等職員共通の基礎知識の再整理及び研修プログラムの見直しを行った。さらに、原子力保安検査官等に対する専門研修の見直し、計画的に OJT を実施するための仕組みの整備に着手した。

さらに、新規規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態の把握や重大事故等への対応能力の向上等を目的として、通常運転時のほか事故時や重大事故時を含めて、発電炉に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを開発・整備するとともに、これを用いた研修カリキュラムを開発し、研修を開始した。また、引き続き、重大事故に対処するためのより実践的な訓練が可能となる設備、改良型沸騰水型発電用原子炉等にも対応できる改良について、開発・整備に着手した。

このほか、ベテラン職員等から若手職員等へ高度な知識等を計画的に伝承していくための知識管理（伝承対象知識の特定、収集、整理等）について、各課室の知識管理担当者を中心に、組織的取組を推進した。

前年度に引き続き、原子力規制委員会では、現在の職員の専門性を向上させるため、職員向けの各種研修プログラム等を設けて計画的に実施した。具体的には、①法令上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備を用いた検査実習や、模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズムを理解し計測方法等を習得する実技研修、③外部の研修用プラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習、④英会話等の語学力を向上させる研修、基礎知識の習得から専門性及び国際性の向上を図るための海外短期派遣研修等を実施した。

また、国内の関連大学院や、IAEA等の国際機関にも職員を派遣した。さらに、米国NRCへ職員を派遣したほか、引き続きその他の海外の原子力規制機関等への職員の派遣に向けた準備も進めた。

3.ノーリターンルールの運用方針明確化

原子力規制委員会設置法附則第6条第2項においては、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されている。

これを踏まえて、平成27年度第30回原子力規制委員会（平成27年9月30日）において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を実施することとした。また、他の部署を経由しての原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換について、原子力規制庁の職員であった者で原子力利用の推進と無関係な部署に配置された者についても、その後の人事異動でも相当の期間原子力の推進に係る行政組織には配置させないなど、関係機関において本附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であるとした。

表27 原子力規制庁の職員の配置転換を認めない行政組織

<p>① 経済産業省設置法第4条第1項47号、52号（ガス及び熱に係るものを除く）、53号から55号に規定される事務を実施する組織。具体的には、現在の資源エネルギー庁総合政策課（会計室及び業務管理官室を除く）、国際課、電力・ガス事業部（ガス市場整備課を除く）、資源エネルギー庁長官、同次長、電力・ガス事業部長、当該事務を担当する審議官、各経済産業局の資源エネルギー環境部（エネルギーに関する原子力政策に係る広報の実施及び電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する業務を行う部署に限る）。</p>
<p>② 文部科学省設置法第4条第1項64号、68号及び69号に規定される事務を実施する組織。具体的には、現在の研究開発局開発企画課、環境エネルギー課（環境エネルギー課長及び核融合開発室に限る）、原子力課、研究開発局長、当該事務を担当する審議官。</p>
<p>③ 原子力委員会設置法第2条第1項1号から4号に規定される事務を実施する組織。具体的には、現在の内閣府原子力政策担当室（原子力委員会事務局）、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、当該事務を担当する審議官。</p>

第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

第1節 核セキュリティ対策の強化

1.核セキュリティ上の課題への対応

原子力規制委員会が平成24年度に開催した核セキュリティに関する検討会において、我が国の核セキュリティ上の課題を踏まえ、原子力施設における作業従事者に対する個人の信頼性を確認する制度の導入、輸送時の核セキュリティ対策、放射性物質及び関連施設の核セキュリティを優先課題として検討を行っている。平成27年度においては、それぞれの課題については、幅広い観点から実務上の検討を行うことが必要であるため、検討会における検討に加え、検討会の下に開催したワーキンググループにおいても検討を行った。

(1) 個人の信頼性確認制度の検討

個人の信頼性確認制度とは、原子力発電所等における内部脅威対策の手段の1つであり、内部で働く人の経歴等の個人情報等に基づき、その人の重要区域へのアクセス等を制限する措置である。核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225)(以下、「核物質防護勧告」という。)においては、個人の信頼性確認の実施が勧告されている。

平成25年度から「個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ」において具体的検討を行ってきたところであり、平成27年度は、平成27年10月19日に第5回核セキュリティに関する検討会を開催し、それを受けて平成27年10月21日の第35回原子力規制委員会において、個人の信頼性確認制度の方向性を決定した。平成27年12月15日に開催した第6回ワーキンググループにおいては、決定された方向性に基づく制度設計について有識者から意見を求め、平成28年3月8日の第7回ワーキンググループにおいて、制度のガイドライン等について検討を行った。

(2) 輸送時の核セキュリティ対策の検討

特定核燃料物質の事業所の外における運搬については、当該物質の性質等に応じた核物質防護区分を国内法令に定め、所要の核物質防護措置を講じることを求めている。

フランスから返還が予定されている長半減期低発熱放射性廃棄物(以下「TRU 廃棄物」という。)については、法令上、核物質防護区分が明確には規定されていなかったため、平成20年2月19日の原子力委員会決定において、輸送容器の具体的仕様等に係る検討状況等を踏まえつつ、今後、決定することとされた。その後、輸送容器の具体的仕様等が明らかになったことを

踏まえ、平成 25 年度より「輸送における核セキュリティに関するワーキンググループ」において TRU 廃棄物の核物質防護区分について検討を行ってきた。平成 26 年 8 月 1 日に開催した第 3 回核セキュリティに関する検討会において「長半減期低発熱放射性廃棄物(CSD-B 及び CSD-C)の輸送時の核物質防護区分」についての報告書を取りまとめ、平成 26 年度第 20 回原子力規制委員会（平成 26 年 8 月 20 日）において、当該検討結果を報告し核物質防護区分を決定した。

これを受け、「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則」を改正することとし、平成 26 年 11 月 17 日から 12 月 16 日まで当該規則の改正案について意見募集を行った。また、平成 23 年に発行された核物質防護勧告に対応するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」についても改正することとし、当該規則の改正案についても、併せて意見募集を行い、平成 28 年 3 月 18 日に公布された。

また、平成 27 年度第 50 回原子力規制委員会（平成 28 年 1 月 20 日）において当該規則の改正案についての意見募集の結果を報告するとともに、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」の改正案について報告し、平成 28 年 3 月 16 日に公布された。

（3）放射性同位元素に係る核セキュリティの検討

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ以降、核物質を用いた核爆発装置だけでなく、放射性同位元素の発散装置（いわゆるダーティボム等）の脅威が懸念されるようになった。放射性同位元素の発散装置は犯罪に使用された場合の影響の大きさが核爆発装置に比して大幅に小さいものの、テロ等が多様化する中で、テロリスト又は犯罪者グループが悪意を持って放射性同位元素を使用する懸念が生じた。これに伴い、核物質ばかりでなく放射性同位元素の防護を含めた核セキュリティの確保に対する国際的な関心が高まり、その重要性が増している。

こうした情勢を踏まえ、我が国においては平成 26 年 8 月 1 日に実施した第 3 回核セキュリティに関する検討会において「放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ」を設置し、テロや犯罪への対応を含む放射性同位元素に係る核セキュリティに関する具体的な検討を進めている。

平成 27 年度は、平成 27 年 10 月 19 日に開催した核セキュリティに関する検討会において、放射性同位元素のセキュリティに係る論点の議論を行った。また、平成 28 年 1 月 29 日に開催した第 3 回核セキュリティに関するワーキンググループ及び平成 28 年 3 月 25 日に開催した第 4 回核セキュリティに関するワーキンググループにおいては、核セキュリティに関する検討会で行っ

た議論を基に放射性同位元素のセキュリティに係る制度の方向性及びセキュリティ措置について有識者から意見を求めた。

(4) IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS)

IPPAS とは、IAEA 加盟国からの要請に基づき、IAEA 主導のもと、各国の核物質防護専門家から構成されるチームが、その国の政府及び原子力施設を訪れ、施設の核物質防護措置の内容を確認するとともに、政府関係者及び原子力事業者からのヒアリングを行うことで、核物質防護条約及び核物質防護勧告へ準拠した防護措置を実施する上で必要な助言等を行うものである (IAEA では平成 26 年 12 月までに 41 か国に 65 ミッションを派遣)。

我が国は、平成 26 年 1 月に IAEA に対し、平成 27 年春までに IPPAS ミッションを受け入れる旨の正式要請を行い、同年 3 月にオランダ ハーグで開催された第 3 回核セキュリティ・サミットにおける安倍総理のサマリー・ステートメントにおいても、IPPAS ミッションを受け入れる旨、表明した。

平成 26 年 6 月 30 日、7 月 1 日の IAEA との公式事前準備会合を経て、平成 27 年 2 月 16 日から 27 日までの間 IPPAS ミッションを受け入れた。

IAEA のミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示された。

原子力規制委員会は、報告書の勧告事項や助言事項について、引き続き関係省庁と協議しつつ、継続的な改善に努めている。

(5) 核セキュリティ文化を醸成する取組

事業者における核セキュリティ文化の醸成活動については、平成 24 年、事業者における核セキュリティ文化の醸成活動及び経営層の関与について実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等に明記し、規制の要件とした。平成 27 年度においては、後述する核物質防護検査等を通じ事業者の取組状況を確認するとともに、原子力規制委員会委員が、事業者経営層に対する直接の説明や面談を行い、核セキュリティ文化醸成活動への経営層の関与について意識の強化を図った。

また、「原子力規制委員会の組織理念」に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針として「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成 26 年度第 50 回委員会 (平成 27 年 1 月 14 日) において決定した。原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する活動については、前年度に引き続き、原子力規制庁職員に対する研修等を通じ、継続的に取り組んでいる。

表28 核セキュリティ文化に関する行動指針

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化に醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。

また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

行動指針

1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

2.核物質防護検査等の実施

(1) 核物質防護既定の認可及び核物質防護検査の実施

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査（以下「核物質防護検査」という。）を行っている。

平成 27 年度の核物質防護検査においては、平成 23 年度に行われた実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正による防護措置の強化に係る事業者の取組状況の確認、サイバーセキュリティ対策の取組状況の確認、核セキュリティ文化醸成活動の実施状況評価等を重点的に行った。平成 27 年度における核物質防護検査の件数は、表 29 のとおりである。

表 29 核物質防護規定の認可等の件数
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

核物質防護規定の変更の認可	37 件 加工施設 1 件 試験研究用等原子炉 7 件 実用発電用原子炉 17 件 研究開発段階炉 1 件 貯蔵施設 1 件 再処理施設 2 件 廃棄物管理施設 0 件 核燃料物質使用施設 8 件 特定原子力施設 0 件
核物質防護規定の遵守状況の検査 (核物質防護検査)	59 件 (内訳) 加工施設 7 件 試験研究用等原子炉 7 件 実用発電用原子炉 17 件 研究開発段階炉 2 件 貯蔵施設 1 件 再処理施設 2 件 廃棄物管理施設 2 件 核燃料物質使用施設 20 件 特定原子力施設 1 件

(2) 核物質防護規定遵守義務違反への対応

平成27年9月9日、北海道電力株式会社泊発電所に対して実施した核物質防護検査において、核物質防護上、重大事案に発展するおそれのある核物質防護規定遵守義務違反が認められた。

本件は、意図的あるいは悪意を持った核物質防護規定の不履行による「組織的不正行為」には該当しないが、本件に係る事象が組織体制に起因し、かつ、防護措置の機能に影響を及ぼさなかったものの、核物質防護上重大な事案に発展するおそれがあると認められることから、平成28年3月25日、原子力規制委員会は、北海道電力株式会社に対して文書により注意するとともに、再発防止を求めた。

第2節 保障措置の着実な実施

原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定⁴⁶及び追加議定書⁴⁷に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認を IAEA から受けるため、①原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめて IAEA に報告し、②その報告内容が正確かつ完全であることを IAEA が現場で確認をするための査察等への対応を行い、これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和利用への信用の維持に努めている。

なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動が行われている。具体的には、4～6号機及び共用プール等にある核物質に対しては通常査察が行われるとともに、高放射線の影響等により通常の保障措置活動の実施が困難な1～3号機では核物質の未申告の持ち出し等がないことについて原子炉建屋外に設置された監視システム等による確認が行われており、これらに加え、施設の設計、運転状況が申告どおりであることを確認する活動が実施されている。

IAEA は、毎年、前年に行った保障措置活動についてとりまとめた「保障措置声明」を公表し、保障措置協定が発効しているすべての国についてその活動の評価結果を示している。平成27年6月19日に公表された「2014年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされている⁴⁸。

この評価を受けて、我が国においては、ランダム査察⁴⁹などの活用により我が国全体としての保障措置活動の最適化を目指した「統合保障措置」が IAEA により導入されている。

⁴⁶ 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定

⁴⁷ 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書

⁴⁸ <https://www.nsr.go.jp/data/000115248.pdf>

https://www.iaea.org/sites/default/files/sir_2014_statement.pdf

⁴⁹ IAEA の査察回数の低減を目的とし、従来、計画的に実施していた方法に代えて短時間通告によりランダムに実施する査察

第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。平成26年度には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が新しく発足し、現在の原子力災害対策に係る政府の体制については、図4のとおりとなっている。

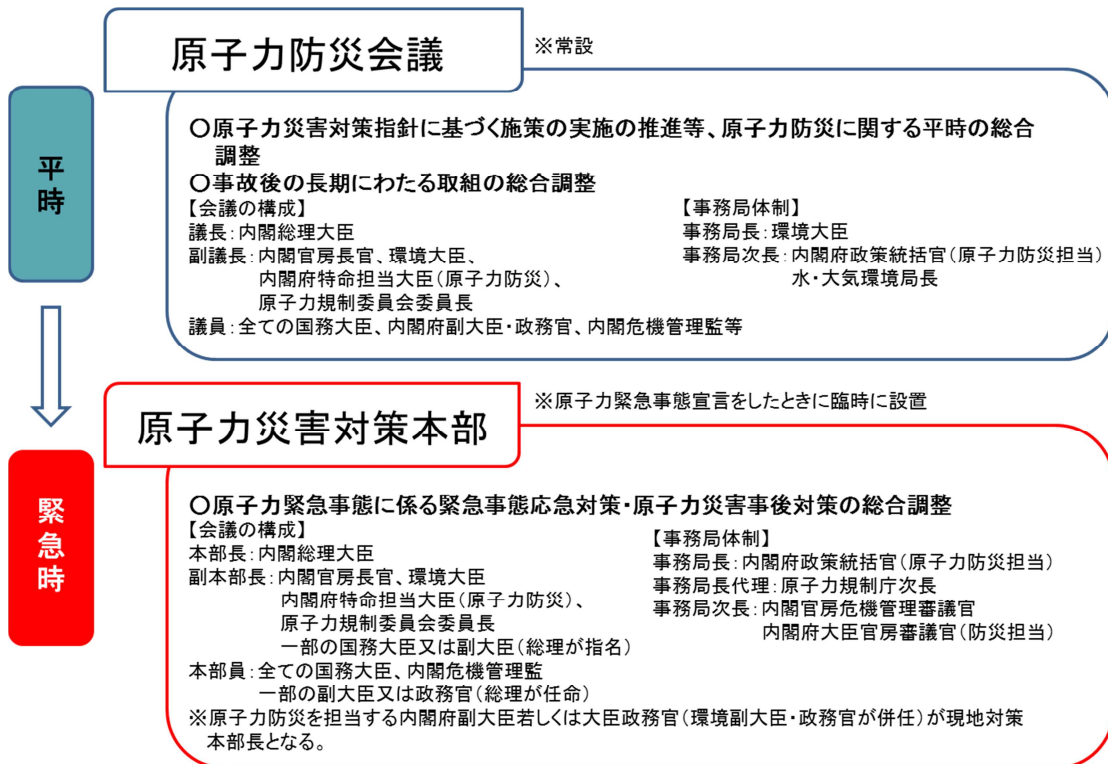


図4 原子力災害対策に係る政府の体制

第1節 原子力災害対策指針の継続的改善

(1) 原子力災害対策の充実・強化

原災法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会においては、平成24年10月31日に同指針を策定し、平成24年度に1度、平成25年度に2度の改正を行った。平成27年4月22日には、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準、予測的手法の記載の削除や、緊急時

モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備について検討を行い、同指針を改正した。さらに、平成 27 年 8 月 26 日には、同指針の「原子力災害における医療対応」（以下「原子力災害医療」という。）に関する部分について、具体化を図り、同指針を改正した。また、平成 28 年 3 月 1 日には、「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示」（平成 27 年規制委告示第 14 号）が平成 28 年 4 月 1 日付けで施行されることに伴う記載の適正化のための改正を行った。このほか、平成 28 年 3 月 29 日、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始した。

(2) 原子力災害時の医療体制の整備

①原子力災害対策指針の改正並びに高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定

原子力規制庁では、平成 25 年度、平成 26 年度にかけ、従来の原子力災害対策指針に示された考え方を踏まえ、医療関係者の参画を得て、原子力災害時の具体的な医療体制等について調査研究を進めてきた。この結果を踏まえ、原子力規制委員会では、同指針への反映を目的に、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を開催し、原子力災害時の医療体制の在り方等に関する事項について検討を進めてきた。

原子力災害時医療の実施体制については、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる体制へと充実・強化を図るため、平成 27 年 8 月 26 日には、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、同指針を改正した。

併せて、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する施設要件を定め、「原子力災害拠点病院等の施設要件」を平成 27 年 5 月 15 日にとりまとめた。そして、平成 27 年 8 月 26 日、原子力規制委員会は、高度被ばく医療支援センターとして放射線医学総合研究所、弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の 5 施設、原子力災害医療・総合支援センターとして弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の 4 施設を指定した。

大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、原子力災害対策指針を改正し、原子力災害時の医療体制を整備。

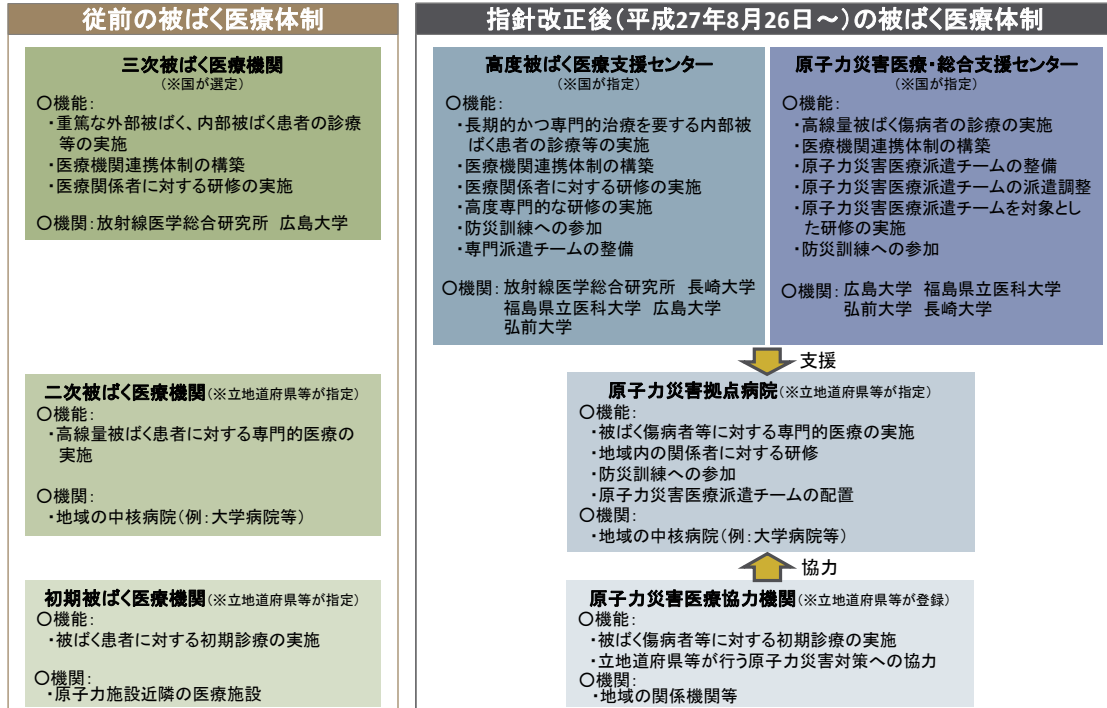


図5 原子力災害時における医療体制の整備

②原子力災害時における医療対応に係る各種マニュアル類の整備

同指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示すため、原子力規制庁が平成25年7月19日にとりまとめた「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」について、平成27年度には、同指針の二度の改正を踏まえ、平成27年4月22日及び同年8月26日に修正を行うとともに、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)を踏まえ、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用の可否の判断を前提として、改めての説明は省略できることを明確化するため、「安定ヨウ素剤についてのQ&A」の改正を行うなど、平成27年12月24日にも修正を行った。

また、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として、除染が必要なレベルの外部汚染がないかを確認する検査及び除染が必要な場合の簡易除染の具体的な方法を示すため、原子力規制庁が平成27年3月31日に「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」をとりまとめ、同指針の改正を踏まえ、平成27年8月26日にも修正を行った。

第2節 放射線モニタリングの充実

1.緊急時モニタリング体制の充実・強化

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしており、原子力規制委員会では、この方針に従い、現在、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図っている。

原子力規制庁は、平成27年4月22日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、緊急時モニタリングに関する詳細な事項についてとりまとめている「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を4月22日、8月26日に改訂し、公表した。加えて、原子力規制庁は、原子力施設立地地域において、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行うことを目的とし、平成27年度までに青森県、福島県、茨城県、福井県、福井県大飯・高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県の計8ヶ所に地方放射線モニタリング対策官事務所を設置している。平成27年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。

このほか、放射性物質の放出後の防護措置を適切に判断し、実施するため、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年度から運用を開始した。

2.全国の環境中の放射線等の測定⁵⁰

原子力規制委員会は、平成 25 年度に文部科学省より放射線モニタリングの実施に係る事務が移管されたことを受け、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前より文部科学省が継続して行っていた以下の事業を、平成 25 年度から引き続き実施している。

(1) 環境放射能水準調査（昭和 32 年度より実施）

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成 26 年度までの測定結果については順次データベース化し公表した。さらに全国 297 カ所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会のホームページで公表した。

また、平成 28 年 1 月 6 日に北朝鮮が核実験を実施したとの発表等を受け、同日付の放射能対策連絡会議申合せに基づき、我が国の放射能影響を把握するため、都道府県等関係機関の協力を得て、モニタリングを強化し、その結果を公表した。

(2) 海洋環境放射能総合評価（昭和 58 年度より実施）

原子力発電所等及び核燃料再処理施設の周辺海域（全 16 海域）において、海水・海底土・海産生物を年 1 回程度採取し放射能調査を実施した。また、平成 26 年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。

(3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和 49 年度より交付金を交付）

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った（平成 27 年度予算 71.8 億円）。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果をデータベース化し公表した。

(4) 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修（平成 2 年度より実施）

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練研修」を実施した。

⁵⁰ 平成 25 年 4 月 1 日、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、モニタリング実施に係る事務が文部科学省から移管された。

3.原子力艦寄港に係る放射能調査の実施⁵¹

原子力規制委員会は、米国原子力艦が寄港する三港（横須賀港、佐世保港、金武中城港）において、原子力艦の入出港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無に関わらず、定期的に放射能調査を実施した。原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会のホームページで毎日公表を行い、平成26年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。また、中央防災会議主事会議において原子力艦の原子力災害対策マニュアルが改定されたことを受け、原子力艦寄港地周辺環境のモニタリング等における関係機関の活動を取りまとめた「原子力艦放射能調査について」の策定を行った。

⁵¹ 「全国的な放射線モニタリング等の実施」と同様に、平成25年4月1日、文部科学省から事務が移管された。

第3節 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

1.緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル及び原子力規制委員会国民保護計画を修正等し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めた。

また、原子力災害対策マニュアル、NBC テロ現地連携モデル、防災基本計画、国民保護に関する基本指針の修正等に協力するとともに、各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与した。

このほか、前年度に引き続き、原子力規制委員会初動対応マニュアル及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）初動対応マニュアルに基づき、宿日直による常時対応体制を始めとする初動対応能力の維持向上に努めている。具体的には、初動対応マニュアルに基づいた一連の業務、すなわち情報収集、警戒本部設置判断、庁内緊急参集メール等の作成及び送付、情報を送付すべき関係省庁への FAX 配信及び電話連絡要領等をまとめた宿日直簡易マニュアルを作成し、実務の補助・参考とするとともに、実務研修を通じて指示・判断能力、情報収集及び伝達能力の維持・向上を図っている。

また、平成 27 年 11 月 8 日、9 日に、伊方発電所を対象として、国、地方公共団体、原子力事業者の合同で、内閣総理大臣も参加し、原災法に基づく平成 27 年度原子力総合防災訓練が実施され、内閣府政策統括官（原子力防災担当）と原子力規制委員会との連携を含め、複合災害時の各関係機関における防災体制の確認や、「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証等が行われた。訓練に当たり、原子力規制庁は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が開催する訓練管理委員会に参画して訓練内容の企画立案段階から協力した。さらに、他の原子力施設所在地域においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、現地の原子力防災専門官や地方放射線モニタリング対策官をはじめとした原子力規制庁職員が訓練計画作成の支援を行うとともに、訓練に参加した。訓練により得られた経験も踏まえて、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が各地域に設置している地域原子力防災協議会を通じて、地域の原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

さらに、首都直下地震や新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画の実効性を高めるべく参集訓練や本部設置訓練を通じて、資機材や計画の見直しを図っている。

また、原子力災害時にオフサイトで緊急事態応急対策に当たる民間事業者

等の防災業務関係者の安全確保に関する検討会が内閣府において開催され、原子力規制庁も参加して検討に協力した。

さらには、前年度に引き続き、原子力事業者防災訓練に積極的に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターとの情報共有の強化等、緊急時対応能力の向上に向けて改善を行っている。

また、防災基本計画の規定に基づき、関係省庁及び原子力事業者が、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図る場として、中央省庁及び各原子力発電所の立地地域に連絡会議を設置し、平成 27 年度中、計 9 回、連絡会議を実施した。

2.事業者防災の強化

原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成 25 年度から、原子力事業者防災訓練報告会（以下「報告会」という。）を開催し、当該訓練の評価を行っている。

平成 27 年度の報告会においては、前年度の報告会で抽出された共通の課題等に基づいて原子力規制庁が策定した評価指標（案）を用いて、原子力発電所の防災訓練を対象とした試行的な評価を行った結果等について意見交換を行った。その結果、これまでの訓練実績の積み重ねにより、訓練内容が着実に高度化してきていることを確認し、また、今後、評価指標を導入し評価を行っていくことで、原子力事業者の更なる防災対応能力の向上を促していくこととした。

付章 平成 27 年度の活動実績（資料）

第 1 節 原子力規制委員会の開催実績

原子力規制委員会は、原則として委員会を公開で行う方針の下、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに 64 回（定例会議 49 回、臨時会議 15 回）の委員会を開催し、93 件の原子力規制委員会決定（以下「委員会決定」という。）を行った。原子力規制委員会における審議等事項及び委員会決定は、表 30 及び表 31 のとおりである。

**表 30 原子力規制委員会の開催実績
（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）**

回	月日	審議等事項
平成 27 年度		
1	4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に対する原子力規制委員会の意見について ・東京電力福島第一原子力発電所の排水路を流れる水に対する考え方について
2	4. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」（2 号炉の高経年化技術評価等）の認可について ・原子力事業者が実施する訓練に係る対応について ・緊急事態における事故情報連絡通報システムの構成・運用について ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正等に係る状況の変更に伴う対応及び意見募集の実施結果について ・飯田夜光塗料株式会社に対する放射性汚染物の処分に係る行政代執行の結果について ・平成 26 年度原子力規制委員会年次報告の骨子及び今後の進め方について
3	4.15	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における汚染水貯留設備 R O 濃縮水貯槽（H 6 エリアタンク）からの漏えい他 4 件の事故故障等に関する報告に対する評価等について ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部改正並びにそれに伴う意見募集の実施について ・原子力安全文化に関する宣言の制定について ・関西電力株式会社高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて
4	4.22	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則の改正案に対する意見募集の結果について ・「原子力規制委員会における安全研究について」の策定等について ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 第 4 回合同審査会の実施状況報告について ・平成 26 年度第 4 四半期における専決処理について
5	4.22	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について（東北電力株式会社）

回	月日	審議等事項
6	4.28	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における4000トン鋼製角形タンク群から堰外への漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について 原子力規制委員会職員の人材育成に関する取組状況について
7	5.13	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請等に対する審査について 平成26年度第4四半期の保安検査の実施状況について 平成27年度各原子力規制事務所における保安検査の実施方針について 国際原子力機関（IAEA）の国際原子力安全諮問グループ（INSAG）及びスイス原子力規制機関（ENSI）との意見交換等の結果概要について 国際原子力規制者会議（INRA）及びスウェーデン原子力規制機関（SSM）との意見交換等の結果概要について
8	5.20	<ul style="list-style-type: none"> 四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について 緊急作業時の被ばくに関する規制の改正及びそれに伴う意見募集の実施について 原子力規制委員会に設置される国立研究開発法人審議会について
9	5.26	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長等との意見交換
10	5.27	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可について（案） 九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の工事計画認可に対する異議申立てについて 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部改正並びにそれに伴う意見募集の結果について 「原子力安全文化に関する宣言」の制定について 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約第5回検討会合の結果概要について
11	5.27	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について（中国電力株式会社）
12	6.3	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度原子力規制委員会年次報告について 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における1000トンノッチタンク貯留水の移送配管からの管理区域外漏えいについて
13	6.10	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社「福島第二原子力発電所保安規定変更認可申請」（3号炉の高経年化技術評価等）及び九州電力株式会社「玄海原子力発電所保安規定変更認可申請」（1号炉の高経年化技術評価等）の認可について 経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力施設安全委員会（CSNI）会合等の結果概要について
14	6.10	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について（北陸電力株式会社）
15	6.17	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所G4南エリアA5-A6タンク連結弁の不具合に係る同社からの報告等に対する評価等について（案） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の平成27年3月末の敷地境界における実効線量の評価の状況について 日本原燃（株）濃縮・埋設事業所ウラン濃縮工場に係る現状確認について 原子力事業者防災訓練報告会の結果報告（平成26年度に原子力事業者が実施した訓練結果の評価（案））

回	月日	審議等事項
16	6.24	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度核物質防護検査等の実施結果について ・原子力災害対策指針の改正及びそれに伴う意見募集の実施について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター材料試験炉 (JMTR) 第 3 排水系貯槽 (Ⅱ) 建屋内での放射性物質の漏えいに係る報告に対する評価について ・国際原子力機関(IAEA)原子力応用諮問委員会(SAGNA)の結果概要について
17	7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における 2014 年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関 (IAEA) による「2014 年版保障措置声明」の公表について ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況及び今後の進め方について ・核燃料施設等の新規制基準適合性審査の状況について ・敷地内破砕帯の評価に関するピア・レビュー会合の座長の交代について ・緊急時モニタリング情報の公表システムについて
18	7.8	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急作業時の被ばくに関する規制の改正に伴う意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について (案) ・安全研究に係る評価結果について
19	7.15	<ul style="list-style-type: none"> ・四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について (案) ・九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉の検査の状況について ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所多核種除去設備処理水の移送配管からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について (案) ・I R R S (総合規制評価サービス) 準備会合の結果について
20	7.22	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法に基づく「緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更」に対する原子力規制委員会の意見について ・防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について ・川内原子力発電所に係るトラブル情報等の連絡体制について ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 (案) 等に対する意見募集等について ・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討状況について ・放射線審議会への諮問について
21	7.29	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度原子力総合防災訓練に向けた官邸・E R C 連携訓練の実施について ・平成 27 年度第 1 四半期における専決処理について ・今後の主な国際会議について
22	8. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について (日本原子力発電株式会社)

回	月日	審議等事項
23	8. 5	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」（1号炉の高経年化技術評価等）の認可について 放射線審議会の答申等について 緊急作業時の被ばくに関する規制に係る放射線審議会からの答申を踏まえた改正について(案) 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）の進捗について 平成27年度第1四半期の保安検査の実施状況について 国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）人材育成分科会（PEWG-4）の結果概要について
24	8.19	<ul style="list-style-type: none"> 三菱重工業（株）使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明について 日本原子力発電（株）東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業（トレンチ処分）許可申請に関する審査について 核燃料物質使用施設における安全上重要な施設に係る評価等について 日本原燃株式会社再処理工場における計器故障について 九州電力株式会社川内原子力発電所第2号機の工事計画認可及び同発電所保安規定認可に対する異議申立てについて 保安検査のあり方について（検討結果報告）
25	8.26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度実施施策に係る政策評価書及び平成27年度実施施策に係る事前分析表について 原子力災害対策指針の改正に関する意見募集の結果について 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定について 原子力規制委員会防災業務計画の修正について 「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言とりまとめ」について 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正（案）等に対する意見募集等について
26	8.26	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について（日本原燃株式会社）
27	9. 2	<ul style="list-style-type: none"> 「平成27年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について 国立研究開発法人放射線医学総合研究所の評価及び業務見直しについて 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の実績に関する評価（案）等について 東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内側溝排水放射線モニタの警報発生に係る同社からの報告等に対する評価等について（案） 日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋下部プレナム等における変色部や錆の発生について 平成28年度原子力規制委員会重点施策

回	月日	審議等事項
28	9. 9	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について 九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉に係る今後の手続きについて 防潮堤に作用する津波段波に関する安全研究について 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 第5回合同審査会の実施状況報告について 原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名について
29	9.16	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社放射線管理研究所「登録検査機関」及び「登録定期確認機関」の登録について（案） 東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力事後対策の実施状況に係る再度の立入検査の実施について（案） ふげんを照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして告示に定めること及びそれに伴う意見募集について 東京電力株式会社福島第一原子力発電所におけるタンクエリア堰内からの漏えいについて 第3回日仏規制当局間会合等の結果概要について
30	9.30	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社放射線管理研究所「検査業務規程」及び「定期確認業務規程」の認可について（案） 高速増殖原型炉もんじゅにおける平成27年度第2回保安検査の実施状況及び今後の対応について 関西電力株式会社美浜発電所敷地内破砕帯の評価について 関西電力株式会社美浜発電所3号炉に係る審査の状況について 東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制の見直しについて 原子力規制委員会設置法附則第六条第二項の運用方針について（案） 国際原子力機関（IAEA）総会及び国際原子力規制者会議（INRA）・各種二国間会合等の結果概要について
31	9.30	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
32	10. 7	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正等について 高エネルギーアーク損傷（HEAF）に関する安全研究について（中間報告）
33	10. 9	<ul style="list-style-type: none"> IRRS レビューチームへの事前提出資料について
34	10.14	<ul style="list-style-type: none"> 競争環境下における原子力事業環境整備について 四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて 新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する異議申立てへの対応について

回	月日	審議等事項
35	10.21	<ul style="list-style-type: none"> ・「もんじゅ」の保守管理不備以降の文部科学省の対応 ・個人の信頼性確認制度の方向性について ・保安規定違反の区分に係る判定の考え方について ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正等について ・日本原子力研究開発機構の第3期中長期目標期間の業務の実績に関する評価に係る評価軸（案）について
36	10.27	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準適合性審査への対応について（関西電力株式会社）
37	10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅ保守管理不備問題に係る文部科学省からの説明を踏まえた今後の対応 ・IRRS レビューチームへの事前提出資料について ・東京電力(株)福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制について(案) ・原子力施設に係る平成26年度放射線管理等報告について ・原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換について（案） ・第8回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）等の結果概要について
38	11. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅの保守管理不備を踏まえた日本原子力研究開発機構（JAEA）との意見交換
39	11. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅの保守管理不備問題に係る今後の対応について ・平成27年度第2四半期の保安検査の実施状況について ・柏崎刈羽原子力発電所における設備工事に係る管理不備について ・平成22,23年度の放射性気体廃棄物の放出量の増加理由について
40	11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅに関する文部科学大臣に対する勧告について ・炉内等廃棄物の埋設に係る規制に関する検討について ・新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方について ・特定重大事故等対処施設等に係る考え方について ・国際原子力機関・安全基準委員会（IAEA/CSS）会合の結果概要について
41	11.18	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」（3号炉の高経年化技術評価等）、（4号炉の高経年化技術評価等）及び九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」（2号炉の高経年化技術評価等）の認可について ・平成27年度第2四半期における専決処理について
42	11.25	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る報告に対する評価について（案） ・ふげんを照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示の制定について ・原子炉制御室の居住性に係る有毒ガスの影響評価について ・三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明申請」（PWR燃料用）に関する審査について ・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について

回	月日	審議等事項
43	12. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける平成27年度第3四半期以降の保安検査について ・原子力規制委員会職員の採用状況について
44	12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について ・核燃料施設等の新規制基準適合性審査の状況について ・平成27年度原子力規制委員会 職員表彰について ・経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)原子力施設安全委員会 (CSNI) 会合の結果概要について
45 ※1	12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の許可に係る執行停止申立て及び異議申立てに対する決定について
46	12.16	<ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障に関する日本原燃株式会社からの報告書に対する評価について ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第6回合同審査会の実施状況報告及び事例規格廃止に伴う対応について ・原子炉安全専門審査会における新たな調査審議事項等について ・日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」に係る今後の対応について
47	12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則の制定について ・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋下部プレナム等における変色部や錆の発生に係る調査状況について（第3貯蔵区域の調査結果） ・原子力規制委員会の平成27年度補正予算（案）について
48	1. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応について ・敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について
49	1.13	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可申請の審査について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設における高放射性廃液のガラス固化処理の再開について ・平成28年度原子力規制委員会重点施策
50	1.20	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の再処理等に係る制度の見直しについて ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における1000トン鋼製角形タンク群から3号機タービン建屋への貯留水移送ホースからの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について（案） ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について
51	1.27	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度原子力総合防災訓練の成果概要（中間報告）について ・公益財団法人核物質管理センターにおける情報セキュリティ対応の不備について ・IRRS ミッションについて ・東海再処理施設等安全監視チームについて ・核燃料物質使用施設の安全上重要な施設に関する再評価の状況について
52 ※2	1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設に関する審査の状況について

回	月日	審議等事項
53	2. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて ・ 平成27年度第3四半期の保安検査の実施状況について ・ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画の変更の認可について（報告） ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）（案）について
54	2. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性向上等に関する取組について（九州電力株式会社）
55	2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に関する報告 ・ 関西電力株式会社高浜発電所1・2号炉及び美浜発電所3号炉に係る審査の状況について ・ 柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応について ・ 放射線審議会への諮問及び放射線審議会の答申について ・ 環境放射線モニタリングの見直しについて
56	2.17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験に係る主管の見直しによる原子力規制委員会組織規則等の変更について（案） ・ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標案について ・ 試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について ・ 実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の一部改正について ・ 炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について（案）
57	2.24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案） ・ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の結果について ・ 三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定申請」（BWR燃料用）に関する審査について ・ 平成27年度第3四半期における専決処理について
58	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）（案）について ・ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」の決定等について ・ 原子力規制人材育成事業の運用方針について ・ 原子力規制委員会の取組の概要(3/11 報告)の公表及び平成27年度原子力規制委員会年次報告の骨子及び今後の進め方について（案） ・ 原子力規制委員会平成27年度年度重点計画の評価について
59	3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線審議会委員の任命について ・ 京都大学及び近畿大学の試験研究用等原子炉施設に係る新規制基準への適合性審査の進捗状況について ・ 廃棄物埋設に関する放射線防護基準の再整理について

回	月日	審議等事項
60	3.16	<ul style="list-style-type: none"> 原子力関係閣僚会議決定を受けて IRRSにおいて明らかになった課題への対応について 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく登録認証機関等に対する立入検査の実施について（案） オフサイトセンターの指定・変更に係る手続規程の制定について及び当該規程に関する原子力規制庁の対応について（案） 原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令案等について 米国出張報告について
61	3.16	<ul style="list-style-type: none"> 安全性向上等に関する取組について（四国電力株式会社）
62	3.23	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について 平成 27 年度原子力総合防災訓練の実施成果について 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期計画案及び評価軸案について 原子力規制委員会防災業務計画の修正について 原子力災害事前対策等に関する検討チームの開催について（案） 平成 28 年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について（案） 三菱原子燃料株式会社の加工施設（再転換工程）の現状確認について
63 ※ 3	3.25	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定遵守義務違反について
64	3.30	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請（陸側遮水壁閉合（陸側遮水壁海側全面閉合及び山側段階閉合（第一段階））に係る審査について 東京電力株式会社福島第一原子力発電所におけるタンクエリア堰内雨水の漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について（案） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部改正（案）に対する意見募集の実施について 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する再整理の進め方（案） 安全研究の評価における外部専門家による技術的観点からの評価等について 原子力規制委員会平成 28 年度年度重点計画（案）について 平成 28 年度原子力規制委員会事後評価実施計画及び平成 28 年度原子力規制委員会の政策体系について

※ 1 平成 27 年度第 45 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。

※ 2 平成 27 年度第 52 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うことから、セキュリティの観点に配慮し、会議は公開せずに実施。

※ 3 平成 27 年度第 63 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うことから、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

表31 原子力規制委員会における決定事項
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

決定日	委員会決定
平成27年度	
4. 1	・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（回答）
4. 8	・関西電力株式会社高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可
4.15	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水貯留設備RO処理水貯槽からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水処理設備淡水化装置（逆浸透膜装置）RO-3からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所淡水化装置処理水移送配管ダブルストレーナ差圧指示計からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水貯留設備RO濃縮水貯槽（H6エリアC1タンク）からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所プロセス主建屋内滞留水の焼却工作室建屋内への流入に係る同社からの報告等に対する評価等
4.22	・原子力災害対策指針の全部改正 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則
4.28	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所4000トン鋼製角形タンク群からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等
5.20	・四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
5.27	・九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）の一部改正 ・「原子力安全文化に関する宣言」の制定
6. 3	・平成26年度原子力規制委員会年次報告書（閣議請議） ・平成26年度原子力規制委員会年次報告
6.10	・東京電力株式会社福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可 ・九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可
6.17	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所G4南エリアA5-A6タンク連結弁の不具合に係る同社からの報告等に対する評価等
6.24	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター材料試験炉（JMTR）第3排水系貯槽（Ⅱ）建屋内での放射性物質の漏えいに係る報告に対する評価
7. 8	・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定（諮問）
7.15	・伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号原子炉施設の変更） ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備の処理水の移送配管からの漏えいに対する評価等
7.22	・緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取（回答）

決定日	委員会決定
8. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可 ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正 ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の制定 ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正 ・発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準の一部改正 ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正
8.19	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱重工業（株）使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の今後の運用（指示）
8.26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度実施施策に係る政策評価書 ・原子力災害対策指針の全部改正 ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定 ・原子力規制委員会防災業務計画の修正
9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取（回答） ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の平成26年度実績評価 ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の第3期中期目標期間（平成23年4月～平成28年3月）に係る見込評価 ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の見込評価に伴う業務全般の見直し ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成26年度における業務の実績に関する評価 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の第2期中期目標期間における業務の実績に関する評価 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内側溝排水放射線モニタの警報発生に係る同社からの報告等に対する評価等 ・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋の下部プレナム等における変色部や錆びの発生に係る調査（指示）
9.16	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社放射線管理研究所「登録検査機関」及び「登録定期確認機関」の登録 ・東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る再度の立入検査の実施
9.30	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社放射線管理研究所「検査業務規程」及び「定期確認業務規程」の認可 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収 ・原子力規制委員会設置法附則第六条第二項の運用方針
10. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC4201-2007）[2013年追補版]」に関する技術評価書の策定 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正

決定日	委員会決定
10.21	<ul style="list-style-type: none"> ・日本機械学会「設計・建設規格(JSME S NC1)、材料規格(JSME S NJ1)及び溶接規格(JSME S NB1)正誤表」(平成27年4月27日付け)並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JEAC4203-2008)正誤表」(平成27年4月21日付け)に関する技術評価書の策定 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の第3期中長期目標期間の業務の実績に関する評価に係る評価軸
11. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機における不適切なケーブルの敷設に係る対応(指示)
11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅに関する文部科学大臣に対する勧告 ・新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方
11.18	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」(3号炉の高経年化技術評価等)の認可 ・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」(4号炉の高経年化技術評価等)の認可 ・九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」(2号炉の高経年化技術評価等)の認可
11.25	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る報告に対する評価 ・照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の制定
12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)の許可処分に対する執行停止申立て ・川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)の許可処分に対する異議申立て
12.16	<ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障に関する日本原燃株式会社からの報告書に対する評価 ・「金属キャスクバスケット用アルミニウム合金事例規格の廃止」に係る特定指導文書の発出 ・原子炉安全専門審査会における新たな調査審議事項等
12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則の制定
1. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応(指示)
1.20	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における1000トン鋼製角形タンク群から3号機タービン建屋への貯留水移送ホースからの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等
1.27	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの確保(注意) ・東海再処理施設等安全監視チーム
2.17	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則 ・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営の目標(中長期目標)
2.24	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取

決定日	委員会決定
3. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（閣議請議）
3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線審議会委員の任命
3.16	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における新たな調査審議事項 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく登録認証機関等に対する立入検査の実施（案） ・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正 ・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則 ・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令
3.23	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の目標を達成するための計画（中長期計画） ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の評価軸（設定） ・原子力規制委員会防災業務計画の修正
3.25	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定の遵守（注意）
3.30	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所におけるタンクエリア堰内雨水の漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等 ・原子力規制委員会平成28年度年度重点計画（案） ・平成28年度原子力規制委員会事後評価実施計画 ・平成28年度原子力規制委員会の政策体系

第2節 各種検討会合等の実績

審議会等

- 原子炉安全専門審査会
- 核燃料安全専門審査会
- 放射線審議会
- 国立研究開発法人審議会

審査会合

- 新規制基準適合性に係る審査会合（原子力発電所・核燃料施設・高経年化）

各種検討チーム

- 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム
- 原子力災害事前対策等に関する検討チーム
- 原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム
- 維持企画の技術評価に関する検討チーム
- 原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム
- 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム
- 東海再処理施設等安全監視チーム

原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- 志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

特定の調査・検討会

- 核セキュリティに関する検討会
- 特定原子力施設監視・評価検討会
- 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会
- 技術情報検討会
- 原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会
- 技術評価検討会

その他

- 原子力事業者防災訓練報告会
- 原子力規制委員会政策評価懇談会
- 原子力規制委員会平成27年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

(1) 原子炉安全専門審査会

平成 26 年 2 月 5 日の委員会にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。当該決定を踏まえ、平成 26 年 4 月 16 日の委員会において審査委員の任命について決定し、5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。その後も開催を続け、平成 27 年度は計 3 回の合同審査会を開催した。なお、第 7 回合同審査会において、新たな調査審議事項として「火山モニタリングの評価等」および「IRRS レビュー対応への評価等」が原子力規制委員会から追加指示されたことが報告された。また、それに伴い、原子炉安全専門審査会は「原子炉火山部会」の設置を決定した。

表 3 2 原子炉安全専門審査会の委員構成

審査委員	岡本 満喜子	国立大学法人長岡技術科学大学大学院技術経営研究科准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	代谷 誠治	国立大学法人京都大学名誉教授
	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	中川 聡子	東京都市大学工学部教授
	中島 健	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究センターセンター長・火山活動研究分野教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネジャー
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター教授
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専攻教授
専門委員	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門首席研究員
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所観測・予測研究領域総括主任研究員

※平成 28 年 3 月 31 日時点の委員構成

(2) 核燃料安全専門審査会

平成 26 年 2 月 5 日の委員会にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。当該決定を踏まえ、平成 26 年 4 月 16 日の委員会において審査委員の任命について決定し、5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。その後も開催を続け、平成 27 年度は計 3 回の合同審査会を開催した。なお、第 7 回合同審査会において、新たな調査審議事項として「IRRS レビュー対応への評価等」が原子力規制委員会から追加指示されたことが報告された。

表 3 3 核燃料安全専門審査会の委員構成

審査委員	浅沼 徳子	東海大学工学部准教授
	大江 俊昭	東海大学工学部教授
	岡本 満喜子	国立大学法人長岡技術科学大学大学院技術経営研究科准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	森山 裕丈	国立大学法人京都大学名誉教授
	山中 伸介	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科教授
	米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシユアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネジャー

※平成 28 年 3 月 31 日時点の委員構成

表 3 4 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会の開催実績
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

回	月日	議題
平成 27 年度		
5	7.27	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングと要対応技術情報の状況について ・要対応技術情報の状況について ・その他（前回案件に関する報告）
6	12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングと要対応技術情報の状況について ・要対応技術情報及び対応策について（調査審議事項） ・その他
7	3.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対する新規指示事項等について ・スクリーニングと要対応技術情報の状況について ・要対応技術情報の状況について ・その他

(3) 放射線審議会

放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、原子力規制委員会委員長、厚生労働大臣、人事院総裁より放射線審議会になされた緊急作業従事者の被ばく線量限度の見直しに係る諮問について、平成 27 年 7 月 23 日に開催した第 130 回総会において審議を行い、平成 27 年 7 月 30 日に開催した第 131 回総会において答申及び意見を決定した。平成 27 年 8 月 5 日の原子力規制委員会において関係規則等の改正案を決定し、同月 31 日に公布した。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、厚生労働大臣より放射線審議会回になされた放射線医薬品の製造及び取扱規則及び関係告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正に係る諮問について、平成 28 年 2 月 4 日に開催した第 132 回総会において審議を行い、答申及び意見を決定した。

表 35 放射線審議会の委員構成

委員	上 蓑 義 朋	(国) 理化学研究所仁科加速器研究センター安全業務室長
	神 谷 研 二	広島大学副学長(復興支援・被ばく医療担当)、福島県立医科大学副学長
	神 田 玲 子	(国) 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムサブリーダー
	杉 村 和 朗	神戸大学大学院医学研究科教授、同理事、副学長
	富 樫 か お り	京都大学大学院医学研究科教授
	藤 川 陽 子	京都大学原子炉実験所准教授
	二 ッ 川 章 二	(公社) 日本アイソトープ協会専任理事
	山 口 泰 弘	(国) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所副所長

※平成 28 年 3 月 31 日時点の委員構成

(4) 国立研究開発法人審議会

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成 27 年 4 月 10 日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

平成 27 年度においては、国立研究開発法人審議会を 1 回開催し、審議会議長の選任や、部会の設置等必要な規定を定めた。

また、放射線医学総合研究所部会を計 6 回開催し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務実績評価や中長期目標などについて意見聴取を行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

表 36 国立研究開発法人審議会の委員構成

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長 原爆放射線医科学研究所教授
	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	松本 哲男	学校法人五島育英会東京都市大学原子力安全工学科 教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	米岡 優子	ロイド レジスター クオリティ アシュアランス リ ミテッド テクニカルオペレーションマネージャー

放射線医学総合研究所部会

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長 原爆放射線医科学研究所教授
	松本 哲男	学校法人五島育英会東京都市大学原子力安全工学科 教授

日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	米岡 優子	ロイド レジスター クオリティ アシュアランス リ ミテッド テクニカルオペレーションマネージャー

※平成 28 年 3 月 31 日時点の委員構成

(5) 新規制基準適合性に係る審査会合

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、平成 27 年度において原子力発電所については計 132 回、核燃料施設等については計 40 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、平成 27 年度は計 4 回開催した。

表 3 7 原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合の構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制部長
	山田 知穂	審議官 (第 136 回まで「技術基盤課長」として参加)
	山形 浩史	実用発電用原子炉規制総括官 (第 326 回まで「安全規制管理官 (PWR 担当)」として参加)
	青木 一哉	安全規制管理官 (BWR 担当) (第 182 回まで「安全規制調整官」として参加)
	森田 深	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)
	小野 祐二	安全規制調整官
	浦野 宗一	安全規制調整官
	宮本 久	安全規制調整官
	大浅田 薫	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全管理調査官 (第 226 回から参加)
	小坂 淳彦	安全規制調整官 (第 221 回から参加)

表38 核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員 (第30回から参加)
	石渡 明	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員 (第27回まで参加)
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制部長
	大村 哲臣	緊急事態対策監
	黒村 晋三	安全規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)
	石井 康彦	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当) (第54回まで参加)
	片岡 洋	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当) (第60回から参加)
	森田 深	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)
	杉山 和幸	安全管理調査官 (第75回まで参加)
	大向 繁勝	安全規制調整官 (第83回から参加)
	小川 明彦	安全規制調整官
	長谷川 清光	安全規制調整官
	大浅田 薫	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全管理調査官 (第56回から参加)

表39 原子力発電所の高経年化技術評価等に係る適合性審査会合の構成

原子力規制庁	山田 知穂	審議官 (第10回から参加)
	大村 哲臣	審議官 (第9回まで参加)
	川内 英史	首席技術研究調査官
	大高 正廣	上席技術研究調査官
	坂内 俊洋	安全規制調整官

(6) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム

廃炉等に伴い発生する放射性廃棄物に係る規制基準等の整備の検討を進めるため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 26 年度に設置し、平成 27 年度において計 8 回の検討チームを開催した。

表 40 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	山元 孝広	(国研) 産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 総括研究主幹
放射線医学総合研究所	川口 勇生	放射線防護研究センター規制科学研究プログラム研究員
日本原子力研究開発機構	田中 忠夫	安全研究センター環境安全研究ディビジョン長
	武田 聖司	安全研究センター環境安全研究ディビジョン環境影響評価研究グループ長
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監 (第 7 回まで「審議官」として参加)
	青木 昌浩	審議官 (第 7 回まで「技術基盤課長」として参加)
	平野 雅司	元技術総括審議官 (第 7 回まで参加)
	倉崎 高明	技術基盤課長 (第 8 回から参加)
	前川 之則	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)
	内田 雅大	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当)
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当) 付首席技術研究調査官

(7) 原子力災害事前対策等に関する検討チーム

原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされており、実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る防護措置の在り方について検討を行うため、平成28年3月29日に第12回原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催した。

表4-1 原子力災害事前対策等に関する検討チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	本間 俊充	(国研) 日本原子力研究開発機構安全研究センター センター長
	阿部 仁	(国研) 日本原子力研究開発機構安全研究センター
	榎田 洋一	名古屋大学大学院工学研究科教授
内閣府	山本 哲也	大臣官房審議官 (原子力防災担当)
	森下 泰	政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (総括担当)
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	大村 哲臣	緊急事態対策監
	荒木 真一	原子力災害対策・核物質防護課長
	村田 真一	原子力事業者防災・訓練推進官
	南山 力生	監視情報課長
	西田 亮三	放射線対策・保障措置課長
	片岡 洋	原子力規制部 安全規制管理官
	黒村 晋三	原子力規制部 安全規制管理官
	前川 之則	原子力規制部 安全規制管理官
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
	宮木 和美	安全技術管理官付 技術参与
	藤元 憲三	原子力災害対策・核物質防護課技術参与
	齋藤 実	原子力災害対策・核物質防護課技術参与

(8) 原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム

原子力災害時における医療体制や避難退域時における検査及び除染等の具体化等に関する課題の検討並びに高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの施設要件の確認を行うため、中村規制委員会委員及び外部有識者等から成る有識者により、平成27年度において計4回の検討チーム会合を開催した。

表42 原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チームの構成

原子力規制委員会委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員 (第4回まで参加)
外部有識者	明石 真言	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 理事
	浅利 靖	北里大学医学部救命救急医学 教授
	石井 正三	公益社団法人日本医師会 常任理事
	鈴木 元	国際医療福祉大学クリニック 院長・教授
	細井 義夫	東北大学大学院医学系研究科放射線生物学分野 教授
	山口 芳裕	杏林大学大学院医学研究科外科系専攻救急医学分野 教授
	横山 邦彦	公立松任石川中央病院 副院長、PETセンター長
内閣府	山本 哲也	大臣官房審議官(原子力防災担当)
	森下 泰	政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	荒木 真一	放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課長
	鈴木 健彦	放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 企画官 (第2回まで参加)
	山本 要	放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 企画官 (第3回から参加)

(9) 維持規格の技術評価に関する検討チーム

日本機械学会の「発電用設備規格 維持規格」2012 年版／2013 年追補の技術評価書案の検討を行うため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを編成し、平成 27 年度において計 2 回の検討チームを開催した。

表 4 3 維持規格の技術評価に関する検討チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院原子力安全系教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財) 発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター副所長
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン長
	勝山 仁哉	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究副主幹
原子力規制庁	平野 雅司	元技術総括審議官 (第 1 回まで参加)
	青木 昌浩	審議官 (第 1 回まで技術基盤課長として参加)
	倉崎 高明	技術基盤課長 (第 2 回から参加)
	杉山 和幸	技術基盤課企画調整官 (第 2 回から参加)
	増原 康博	元技術基盤課企画官 (第 1 回まで参加)

(10) 原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム

日本電気協会の「原子炉構造材の監視試験方法」2013年追補版の技術評価書案の検討を行うため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを編成し、平成27年度において計1回の検討チームを開催した。

表4-4 原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	笠田 竜太	京都大学エネルギー理工学研究所准教授
	関東 康祐	茨城大学工学部機械工学科教授
	森下 和功	京都大学エネルギー理工学研究所准教授
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン長
原子力規制庁	平野 雅司	元技術総括審議官
	青木 昌浩	元技術基盤課長
	増原 康博	元技術基盤課企画官

(11) 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

巨大噴火に関連した火山学上の知見の整理を行うため、原子力規制委員会委員、外部有識者及び原子力規制庁職員から成る検討チームにより、平成 27 年度において計 2 回の検討チーム会合を開催した。

表 4.5 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームの構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部専門家	井口 正人	京都大学防災研究所火山活動研究センター長 教授
	石原 和弘	京都大学名誉教授
	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 首席研究員
	島崎 邦彦	東京大学名誉教授
	清水 洋	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター長 教授
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所観測・予測研究領域 総括主任研究員
	中田 節也	東京大学地震研究所教授
	藤井 敏嗣	東京大学名誉教授
オブザーバー	石川 直史	海上保安庁海洋情報部技術・国際課火山調査官
	北川 貞之	気象庁地震火山部火山課長
	飛田 幹男	国土地理院地理地殻活動研究センター長
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	櫻田 道夫	原子力規制部長
	森田 深	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）
	安池 由幸	安全技術管理官（地震・津波担当）付専門職

(12) 東海再処理施設等安全監視チーム

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設における高放射性廃液のガラス固化処理等に係る安全確保の状況、廃止措置に向けた安全確保のあり方、高経年化や放射性廃棄物の管理・処理処分に係る課題への対応状況等について、継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を、平成27年度において計1回開催した。

表46 東海再処理施設等安全監視チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	片岡 洋	安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）
	長谷川 清光	安全規制調整官（再処理）

(13) 志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

志賀原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成27年度において現地調査を実施するとともに、2回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催した。

表47 志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部有識者	重松 紀生	国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 地震テクニクス研究グループ 主任研究員
	廣内 大助	信州大学教育学部教授
	藤本 光一郎	東京学芸大学教育学部准教授
	吉岡 敏和	国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 上級主任研究員

(14) 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

美浜原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成27年度において2回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催した。また、平成27年9月30日の原子力規制委員会に評価書を報告した。

表48 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授
	竹内 章	富山大学大学院理工学研究部教授
	堤 浩之	京都大学大学院理学研究科地球物理学教室准教授
	水野 清秀	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループ上級主任研究員

(15) 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

高速増殖原型炉もんじゅの敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成27年度において現地調査を実施するとともに、1回の評価会合を開催した。

表49 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授
	竹内 章	富山大学大学院理工学研究部教授
	水野 清秀	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループ上級主任研究員
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

(16) 核セキュリティに関する検討会

我が国の核セキュリティの強化を着実に推し進めるとともに、核セキュリティに関する国際貢献にも取り組むため、平成26年度に原子力規制委員会委員及び外部有識者等から成る核セキュリティに関する検討会を設置し、平成27年度において計2回の検討会を開催した。個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループについては、平成27年度に計2回のワーキンググループを開催した。放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループについては、平成27年度において計2回のワーキンググループを開催した。

表50 核セキュリティに関する検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員 (第4回まで参加)
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事 (第3回まで参加)
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	坂 明	(一財) 日本サイバー犯罪対策センター常任理事 (第4回から参加)
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター前・理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官 (第4回から参加)
	荒木 真一	原子力災害対策・核物質防護課長 (第4回から参加)
	山口 寛峰	原子力災害対策・核物質防護課 核セキュリティ・核物質防護室長

※第5回(平成27年10月19日)開催時点の構成員

表5-1 個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員 (第4回から参加)
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	坂 明	(一財) 日本サイバー犯罪対策センター常任理事 (第4回から参加)
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター前・理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
原子力規制庁	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
	片山 啓	核物質・放射線総括審議官 (第4回から参加)
	荒木 真一	原子力災害対策・核物質防護課長 (第4回から参加)
	山口 寛峰	原子力災害対策・核物質防護課 核セキュリティ・核物質防護室長 (第3回から参加)

表5-2 放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	坂 明	(一財) 日本サイバー犯罪対策センター
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	元 (公財) 核物質管理センター理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官 (第2回から参加)
	西田 亮三	放射線対策・保障措置課長
	森岡 久尚	放射線対策・保障措置課企画官

(17) 特定原子力施設監視・評価検討会

特定原子力施設に係る実施計画、東京電力福島第一発電所におけるリスク評価、1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方等について議論するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設監視・評価検討会を設置し、平成27年度において計8回の検討会を開催した。

また、平成27年度第37回原子力規制委員会（平成27年10月28日）において、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制を見直し、特定原子力施設監視・評価検討会の外部有識者を変更し、汚染水対策検討ワーキンググループについては、廃止した。なお、検討体制の考え方としては、下記のとおりである。

- ・ 集中的・効率的な議論・検討を進めるための体制の構築
- ・ 長期にわたる検討を念頭に置いた中堅・若手有識者、女性有識者の活用
- ・ 地元の方々への正確な情報発信 等

表53 特定原子力施設監視・評価検討会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員 (第37回まで参加)
外部有識者	阿部 弘亨	東北大学金属材料研究所教授 (第37回まで参加)
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授 (第37回まで参加)
	大津留 晶	福島県立医科大学教授 (第37回まで参加)
	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	高木 郁二	京都大学大学院工学研究科教授 (第37回まで参加)
	角山 茂章	会津大学教育研究特別顧問 (第37回まで参加)
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻教授 (第38回から参加)
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会会長 (第38回から参加)
	林 康裕	京都大学大学院工学研究科教授 (第37回まで参加)
	東 之弘	いわき明星大学科学技術学部教授 (第37回まで参加)
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	渡邊 明	福島大学大学院共生システム理工学研究科特任教授 (第37回まで参加)
	原子力規制庁	平野 雅司
安井 正也		技術総括審議官 (第37回まで「緊急事態対策監」として参加)
山田 知穂		審議官
佐藤 暁		東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
金城 慎司		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 (第39回まで参加)
今井 俊博		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 (第40回から参加)
足立 恭二		安全規制管理官 (BWR担当) 付 安全管理調査官

(18) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会

東京電力福島第一原子力発電所においては、廃炉にむけた作業が進捗するに従って、廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となってきた。このような廃炉作業の進捗の現状も合わせて、平成 27 年度第 37 回原子力規制委員会（平成 27 年 10 月 28 日）において、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を新たに開催することとし、平成 27 年度において、計 3 回の検討会を開催した。なお、検討体制の考え方としては、下記のとおりである。

- ・ 集中的・効率的な議論・検討を進めるための体制の構築
- ・ 放射性廃棄物、放射線計測に関する専門家の強化
- ・ 長期にわたる検討を念頭に置いた中堅・若手有識者、女性有識者の活用
- ・ 地元の方々への正確な情報発信 等

表 5.4 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	浅沼 徳子	東海大学工学部原子力工学科准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	稲垣 八穂広	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門准教授
	佐藤 正知	福島工業高等専門学校特命教授
原子力規制庁	安井 正也	技術総括審議官
	山田 知穂	審議官
	佐藤 暁	東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 (第 1 回まで参加)
	今井 俊博	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 (第 2 回から参加)
	馬場 務	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当) 付 上席技術研究調査官 (管理施設・輸送担当)

(19) 技術情報検討会

原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、1～2ヵ月に1回程度の頻度で更田委員を中心に技術情報検討会を開催しており、平成27年度において計5回の検討会を開催した。

表55 技術情報検討会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員(第15回から参加)
原子力規制庁	安井 正也	技術総括審議官 (第16回から参加)
	櫻田 道夫	原子力規制部長
	大村 哲臣	緊急事態対策監 (第14回まで「審議官」として参加、第16回から参加)
	山田 知穂	審議官 (第14,15,17,18回参加)
	青木 昌浩	審議官 (第15回まで「技術基盤課長」として参加)
	倉崎 高明	技術基盤課長 (第16回から参加)
	鬼沢 邦雄	安全技術管理官 (システム安全担当)
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
	内田 雅大	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当)
	高松 直丘	安全技術管理官 (地震・津波担当)
	佐藤 暁	原子力規制企画課長
	青木 一哉	安全規制管理官 (BWR 担当)
	山形 浩史	安全規制管理官 (PWR 担当) (第15回から参加)
	澤田 敦夫	安全規制管理官 (発電炉施設検査担当)
	黒村 晋三	安全規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) (第15回から参加)
	片岡 洋	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当) (第15回から参加)
	前川 之則	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当) (第14,16~18回参加)
	森田 深	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当) (第15回~17回参加)
	石井 洋一	企画官
	小野 祐二	安全規制調整官 (第14回のみ参加)
長谷川 清光	安全規制調整官 (第16回のみ参加)	
二宮 浩次	品質管理専門官 (第14,16~18回参加)	
日本原子力研究開発機構	渡邊 憲夫	安全研究センター規制情報分析室長 (第14回まで参加)

(20) 原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会

原子炉制御室の居住性について、火災起因以外の有毒ガスの影響評価の検討を行うため、外部専門家等から成る検討会を立ち上げ、平成27年度において計2回の検討会を開催した。

表56 原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会の構成

外部専門家	恒見 清孝	(国研) 産業技術総合研究所 安全科学研究部門排出暴露解析グループ長
	三宅 淳巳	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
	山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学高度救命救急センター教授
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
	杉山 和幸	技術基盤課企画調整官
	舟山 京子	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当) 付 首席技術研究調査官

(21) 技術評価検討会

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家から技術的評価を得るため、技術評価検討会を立ち上げ、平成27年度において計10回の検討会を開催した。

表57 プラント安全技術検討会の構成

外部専門家	功刀 資彰	京都大学大学院教授
	田中 伸厚	茨城大学教授
	鶴田 俊	秋田県立大学教授

表58 燃料・材料技術検討会の構成

外部専門家	有馬 立身	九州大学大学院助教
	兼松 学	東京理科大学准教授
	黒崎 健	大阪大学大学院准教授
	望月 正人	大阪大学大学院教授
	渡邊 英雄	九州大学大学院准教授

表59 シビアアクシデント技術検討会の構成

外部専門家	飯本 武志	東京大学准教授
	笠原 直人	東京大学大学院教授
	村松 健	東京都市大学客員教授
	守田 幸路	九州大学大学院教授

表60 核燃料廃棄物技術検討会の構成

外部専門家	浅沼 徳子	東海大学准教授
	榎田 洋一	名古屋大学大学院教授
	木倉 宏成	東京工業大学准教授
	高木 郁二	京都大学大学院教授
	本間 俊司	埼玉大学大学院准教授
	村松 健	東京都市大学客員教授
	望月 正人	大阪大学大学院教授

表61 地震・津波技術検討会の構成

外部専門家	岩田 知孝	京都大学教授
	酒井 直樹	(国研) 防災科学技術研究所主任研究員
	庄司 学	筑波大学大学院准教授
	古屋 治	東京都市大学准教授
	山中 浩明	東京工業大学大学院教授

(22) 原子力事業者防災訓練報告会

原子力事業者が行っているサイト内の防災訓練について、原子力規制庁と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、更田委員を中心として、平成27年度において計1回の報告会を開催した。

表62 原子力事業者防災訓練報告会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	櫻田 道夫	原子力規制部長
	大村 哲臣	審議官
	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	山田 知穂	審議官
	奥山 祐矢	長官官房 総務課 広報室長
	梶本 光廣	長官官房 技術基盤グループ 安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	荒木 真一	長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課長
	今井 俊博	長官官房 放射線防護グループ 原子力事業者防災・訓練推進チーム長
	米山 弘光	長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室長
	青木 一哉	原子力規制部 安全規制管理官（BWR担当）
山形 浩史	原子力規制部 安全規制管理官（PWR担当）	
内閣府	山本 哲也	大臣官房審議官（原子力防災担当）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	渡邊 憲夫	安全研究センター 規制情報分析室長

(23) 原子力規制委員会政策評価懇談会

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。平成27年度において計1回の懇談会を開催し、政策評価に関する意見を聴取した。

表63 原子力規制委員会政策評価懇談会の構成

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科上席研究員
	城山 英明	東京大学政策ビジョン研究センター長、法学政治学研究科教授
	鈴木 基之	東京大学名誉教授、東京工業大学監事
	田尾 健二郎	前国家公安委員会委員、元広島高等裁判所長官
	町 亜聖	フリージャーナリスト

(24) 原子力規制委員会平成27年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。平成27年度において計3回の外部有識者会合を開催した。

表64 原子力規制委員会平成27年度行政事業レビューに係る外部有識者会合の構成

外部有識者	浅羽 隆史	白鷗大学法学部教授
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表
	田渕 雪子	行政経営コンサルタント

第3節 主な原子力施設の検査状況

主な原子力施設の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの検査状況は、表65のとおりである。

表65 主な原子力施設別の検査状況
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 4月 22日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 8月 26日～(実施中)	
	第3号機	平成24年 5月 5日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成27年 5月 25日～6月 5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年 8月 31日～9月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年 11月 24日～12月 4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年 2月 22日～3月 4日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所				
対象期間において、全ての原子炉が停止中				
施設		実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第1号機	平成23年 2月 6日～(実施中)		
	保安検査	第1回	平成27年 6月 8日～6月 19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		第2回	平成27年 8月 31日～9月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		第3回	平成27年 11月 30日～12月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		第4回	平成28年 2月 22日～3月 4日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 女川原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 9月 10日～(実施中)	
	第2号機	平成22年 11月 6日～(実施中)	
	第3号機	平成23年 9月 10日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成27年 6月 1日～6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年 8月 31日～9月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年 11月 30日～12月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年 2月 29日～3月 11日	検査結果取りまとめ中。

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付で廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日 ～ (実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日 ～ (実施中)	

		実施期間	結果 / 特記事項
--	--	------	-----------

実施計画 に定める 発電用原 子炉施設 の使用を 開始した 後、一年 以内ごと に一回、 定期に、 当該発電 用原子炉 施設の性 能につい て行う検 査	施設定期検査	平成27年 8月 10日～11月 27日	検査結果：良
---	--------	----------------------	--------

実施計画 に定める 保安のため の措置 の実施状 況の検査	保安のための措置上必要と認める保安検査（第4号機）※		
		平成27年 4月 16日 ～ 6月 8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成27年 6月 3日 ～ 6月 16日	実施計画違反（監視）を確認。
	第2回	平成27年 8月 27日 ～ 9月 16日	実施計画違反（監視）を確認。
	第3回	平成27年 11月 26日 ～ 12月 9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年 3月 2日 ～ 3月 17日	検査結果取りまとめ中。

事故・故障等
 ・第4章第3節特定原子力施設に係る事故・故障等への対応で記載
 ・保安検査期間外においても実施計画違反（監視）を確認した。

東京電力株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	(停止中)	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている（法に基づく定期検査実施時期変更承認済）。
	第2号機	(停止中)	
	第3号機	(停止中)	
	第4号機	(停止中)	
保安検査	第1回	平成27年 6月8日～6月26日	保安規定違反（監視）を確認。
	第2回	平成27年 9月7日～9月18日	保安規定違反（監視）を確認。
	第3回	平成27年 11月30日～12月11日	保安規定違反（監視）を確認。
	第4回	平成28年 2月29日～3月16日	検査結果取りまとめ中。

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 8月6日～（実施中）	第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。
	第2号機	平成19年 2月19日～（実施中）	
	第3号機	平成19年 9月19日～（実施中）	
	第4号機	平成20年 2月11日～（実施中）	
	第5号機	平成24年 1月25日～（実施中）	
	第6号機	平成24年 3月26日～（実施中）	
保安検査	第7号機	平成23年 8月23日～（実施中）	
	第1回	平成27年 6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年 8月31日～9月11日	保安規定違反（監視）を確認。
	第3回	平成27年 11月24日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年 2月22日～3月11日	検査結果取りまとめ中。

その他
・保安検査期間外の9月28日、6号機中央制御室において設計上の要求事項を満足しない状態で敷設されたケーブルが多数確認され、安全機能の健全性が担保されていなかったことから、保安規定違反（違反2）と判定した。

日本原子力発電株式会社 東海発電所			
廃止措置中（原子炉領域以外の撤去中）			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1回	平成27年 5月11日～5月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年 8月3日～8月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年 11月9日～11月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年 2月1日～2月5日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
		平成23年 5月21日～（実施中）	
	第1回	平成27年 6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年 8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年 11月30日～12月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成28年 2月22日～3月4日	検査結果取りまとめ中。	

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所			
第1、2号機については、廃止措置中（原子炉領域周辺設備解体撤去期間中）。対象期間において、第3～5号機は停止中。			
（第1、2号機（廃止措置中））			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1回	平成27年 8月26日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 2月22日～3月9日	検査結果取りまとめ中。
（第3～5号機）			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第3号機	平成22年 11月29日～（実施中）	
	第4号機	平成24年 1月25日～（実施中）	
	第5号機	平成24年 3月22日～（実施中）	
	第1回	平成27年 6月10日～6月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成27年 8月26日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第3回	平成27年 11月24日～12月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回	平成28年 2月22日～3月9日	検査結果取りまとめ中。	
その他	平成27年6月17日に第4号機において、運転上の制限の逸脱が発生、同日中に復帰（第1回保安検査で確認）。		

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
	第1回	平成27年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年2月29日～3月11日	検査結果取りまとめ中。
	その他		

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
	第1回	平成27年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年2月29日～3月11日	検査結果取りまとめ中。
	その他		

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成22年11月24日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月18日～(実施中)	
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
	第1回	平成27年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	保安規定違反(監視)を確認。
	第4回	平成28年2月29日～3月16日	検査結果取りまとめ中。
その他			

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年12月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月16日～(実施中)	
	第3号機	平成25年9月2日～(実施中)	
	第4号機	平成25年9月15日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成27年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	保安規定違反(監視)を確認。
	第4回	平成28年2月29日～3月11日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 高浜発電所

第3号機については平成28年1月29日に原子炉起動、平成28年3月10日以降停止中。
第4号機については平成28年2月26日に原子炉起動、平成28年2月29日以降停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年1月10日～(実施中)		
	第2号機	平成23年11月25日～(実施中)		
	第3号機	平成24年2月20日～ 平成28年2月26日	検査結果：良	
	第4号機	平成23年7月21日～(実施中)		
使用前 検査 保安検査	第3号機	平成27年8月17日～ 平成28年2月26日	検査結果：合格	
	第4号機	平成27年10月21日～(実施中)		
	第1回	平成27年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第3回	平成27年10月26日～11月13日	保安規定違反(監視)を4件確認。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)			
		平成27年12月24日～12月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成27年12月30日～1月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第4回	平成28年2月29日～3月11日	検査結果取りまとめ中。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)			
		平成28年1月7日～1月21日	検査結果取りまとめ中。	
		平成28年1月22日～2月5日	検査結果取りまとめ中。	
		平成28年2月24日～3月24日	検査結果取りまとめ中。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)			
		平成28年1月7日～1月21日	検査結果取りまとめ中。	
		平成28年1月29日～2月5日	検査結果取りまとめ中。	
	平成28年2月4日～2月15日	検査結果取りまとめ中。		
	平成28年2月24日～3月24日	検査結果取りまとめ中。		
	平成28年2月19日～(実施中)			

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年11月8日～(実施中)	
	第2号機	平成24年1月27日～(実施中)	
	第3号機	建設段階における使用前検査実施中	原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
使用前 検査 保安検査	第1回	平成27年5月25日～6月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年2月22日～3月4日	検査結果取りまとめ中。

その他 保安検査期間外の6月26日、低レベル放射性廃棄体を作成するモルタル固化装置に設置されているモルタル添加水電磁流量計等の点検が行われていなかったことが判明し、保安規定違反(監視)と判定した。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年9月4日～(実施中)	
	第2号機	平成24年1月13日～(実施中)	
	第3号機	平成23年4月29日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成27年5月25日～6月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月31日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年2月22日～3月4日	検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年12月1日～(実施中)	
	第2号機	平成23年1月29日～(実施中)	
	第3号機	平成22年12月11日～(実施中)	
	第4号機	平成23年12月25日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成27年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年8月24日～9月4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成28年2月29日～3月11日	検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 川内原子力発電所

第1号機については平成27年8月11日に、第2号機については平成27年10月15日に原子炉起動

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機 平成23年 5月10日～ 平成27年 9月10日	検査結果：良	
	第2号機 平成23年 9月 1日～ 平成27年11月17日	検査結果：良	
使用前 検査	第1号機 平成27年 3月30日～9月10日	検査結果：合格	
	第2号機 平成27年 6月10日～11月17日	検査結果：合格	
保安検査	第1回 平成27年6月8日～6月26日	保安規定違反（監視）を2件確認。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
		平成27年 7月6日～7月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年 7月12日～7月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年 7月23日～8月3日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年 7月31日～9月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年 8月3日～9月1日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
		平成27年 7月31日～9月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成27年 9月 7日～9月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
		平成27年10月30日～12月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
		平成27年 9月10日～9月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年 9月16日～9月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年 9月29日～10月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年10月8日～11月2日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成27年10月30日～12月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成27年11月30日～12月11日	保安規定違反（監視）を確認。
	第4回	平成28年 2月22日～3月 4日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
		平成28年 3月16日～3月23日	検査結果取りまとめ中。
		平成28年 1月28日～3月30日	検査結果取りまとめ中。
安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）			
	平成28年 3月16日～3月23日	検査結果取りまとめ中。	
	平成28年 1月28日～3月30日	検査結果取りまとめ中。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ

対象期間において、原子炉が停止中（建設中）

	実施期間	結果 / 特記事項
使用前検査		<ul style="list-style-type: none"> ・建設段階における使用前検査（性能検査）中断中 ・非常用ディーゼル発電機（B）（シリンダーヘッド落下による修理）、計測装置（機器の機能維持を目的とした取替）に係る使用前検査を実施した。
保安検査	第1回	平成27年 6月4日～ 6月24日 保安規定違反（違反1件、監視1件）を確認。
	第2回	平成27年 9月3日～ 9月16日 保安検査期間中において、事実関係が確定せず、保安検査の結果を判定できなかった。
	第3回	平成27年 12月3日～ 12月16日 保安規定違反（監視）を確認。
	第4回	平成28年 3月3日～ 3月24日 検査結果取りまとめ中。

その他

- ・平成27年7月17日に点検中の非常用ディーゼル発電機（B）のシリンダーヘッド（No.7）を落下させ、シリンダーヘッドのインジケータコックに変形が確認された。平成27年8月28日（平成27年9月29日補正）、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成27年11月25日、原子力規制委員会にて本件事象の再発防止策及び水平展開は概ね妥当なものと判断する評価を行った。
- ・第2回保安検査後、安全機能の重要度分類が適切に設定されていなかった件に係る事実関係を確定するため、原子炉等規制法に基づく報告徴収を行い、平成27年10月21日、日本原子力研究開発機構から報告を受領した。
- ・平成27年11月4日、上記のシリンダーヘッドのインジケータコックに変形が確認された事象及び重要度分類が適切に設定されていなかった件について、品質保証の観点から保安規定違反（違反2件）と認定した。
- ・平成27年11月13日、原子力規制委員会は、これまでのもんじゅに係る一連の経緯と問題点を踏まえ、日本原子力研究開発機構はもんじゅの出力運転を安全に行う主体として、必要な資質を有していないと考え、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）第4条第2項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること等を勧告した。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センターふげん

廃止措置中（使用済燃料搬出期間中）

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査		平成 27 年 11 月 25 日 ~ 平成 27 年 12 月 25 日	検査結果：良
	保安検査		
	第 1 回	平成 27 年 5 月 25 日 ~ 5 月 29 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 27 年 8 月 24 日 ~ 8 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 27 年 11 月 24 日 ~ 11 月 27 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 28 年 2 月 15 日 ~ 2 月 19 日	検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は、年 4 回、廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設については年 4 回以内行うこととされている。

例えば、表中の「第 3 回」は、平成 26 年度第 3 回目の保安検査であることを示す。

※平成 28 年 3 月 10 日時点の情報を記載している。

